

資料1-01 磐田市災害に強い地域づくり条例

平成23年12月16日 条例第30号

最終改正 平成27年7月7日 条例第38号

磐田市は、災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災計画の策定など様々な取り組みを行ってきました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、私たちに改めて地震と津波の脅威を認識させるとともに、防災に対する貴重な教訓をもたらしました。

東海地震を含む南海トラフ地震が予想される地域の私たちは、防災対策の一層の充実強化を図っていかねばなりません。

自然災害の発生を防ぐことはできませんが、被害をできる限り少なくすることは可能です。そのためには、市がその責務を果たすことはもとより、私たち一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の責務を果たしていくことが極めて重要です。

私たちは、「自らの命は自ら守る。」「自らの地域は自ら守る。」という基本に立ち、家庭、事業所、地域において相互の協力による防災対策を行うことが必要です。

私たちは、防災に取り組み、災害から命と暮らしを守り、安心して生活できる地域づくりを推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、防災対策の基本理念を定め、市民、自主防災会、事業者及び学校等（以下「市民等」という。）並びに市の責務を明らかにするとともに、防災対策の基本となる事項を定めることにより災害に強い地域づくりの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、津波、暴風、豪雨その他異常な自然現象及び大規模な火事又は爆発により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 自主防災会 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は団体をいう。
- (5) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (6) 要配慮者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等であって、災害が発生したときに特別な配慮を必要とする者をいう。

(基本理念)

第3条 防災対策は、自らのことは自らで守る自助及び身近な地域で支えあう共助を基本とし、市が必要な公助を行うことで実施されなければならない。

2 防災対策は、市民等及び市がそれぞれの責務を果たし、相互に連携して行わなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの防災対策として、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 市民相互の協力
- (2) 自宅及び家族の安全確保
- (3) 災害時に必要な飲料水、食糧その他生活に必要な物資の備蓄
- (4) 自主防災会が行う活動への参画及び訓練への参加

(自主防災会の責務)

第5条 自主防災会は、地域の防災対策として、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 防災資機材の整備、防災訓練の実施及び防災意識の啓発
- (2) 自主防災会の活動体制の強化
- (3) 災害時の事業者、学校等及び市との連携体制の構築

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動の社会的責任に基づく防災対策として、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 事業所の従業員、利用者、訪問者等の安全確保
- (2) 事業所周辺の市民の安全対策への協力
- (3) 災害時の自主防災会、学校等及び市との連携体制の構築

(学校等の責務)

第7条 学校等は、その防災対策として、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 園児、児童、生徒、学生等の安全確保
- (2) 防災教育及び防災訓練の実施
- (3) 災害時の自主防災会、事業者及び市との連携体制の構築

(市の責務)

第8条 市は、災害に強い地域づくりを推進するため、次に掲げる防災対策を講じるものとする。

- (1) 防災計画の策定、体制の整備及び諸施策の推進
- (2) 自主防災会の育成及び支援
- (3) 市の管理する施設の安全対策
- (4) 災害被害の速やかな復旧対策

(要配慮者への配慮)

第9条 市民等及び市は、要配慮者に配慮した防災対策に努めなければならない。

(情報の提供、収集等)

第10条 市は、市民等への防災に必要な情報の提供に努めなければならない。

2 市民等は、防災に関する情報の収集に努めなければならない。

(防災対策への協力)

第11条 市民等は、市が行う防災対策への協力を努めなければならない。

(意識啓発等)

第12条 市は、市民等に対し、防災に関する意識啓発、教育及び訓練の実施に努めなければなら

ない。

(相互応援協定)

第13条 市は、災害時の応急対策に必要な体制の整備のため、事業者、他の地方公共団体等との相互応援に関する協定の締結を推進するものとする。

(支援活動の受入れ)

第14条 市は、災害時に市外からの支援活動の受入れのため、受入れ体制の整備を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年7月7日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-02 磐田市防災会議条例

平成17年4月1日 条例第221号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、磐田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 磐田市地域防災計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 静岡県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市の職員のうちから市長が任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (9) その他市長が特に必要と認めた者
- 6 委員の定数は30人以内とする。
- 7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 市長は、専門の事項を調査させる必要がある場合には、防災会議に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 市長は、専門委員が当該専門の事項に関する調査を終了したときは、その職を解くものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-03 磐田市防災会議編成表

役 職 名	機 関 名	委員等職名
会 長	磐 田 市	市 長
委員（会長職務代理者）	磐 田 市	副市長
委 員	国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所	所 長
委 員	静岡県西部地域局	西部危機管理監
委 員	静岡県袋井土木事務所	所 長
委 員	静岡県西部健康福祉センター	所 長
委 員	静岡県中遠農林事務所	所 長
委 員	静岡県磐田警察署	署 長
委 員	磐 田 市	教育長
委 員	磐 田 市	危機管理監
委 員	磐田市消防本部	消防長
委 員	磐田市消防団	団 長
委 員	東海旅客鉄道株式会社磐田駅	駅 長
委 員	西日本電信電話株式会社静岡支店	支店長
委 員	中部電力パワーグリッド株式会社磐田営業所	所 長
委 員	一般社団法人静岡県トラック協会中遠支部	支部長
委 員	遠州鉄道株式会社磐田営業所	所 長
委 員	サーラエナジー株式会社浜松供給センター	所 長
委 員	一般社団法人磐田市医師会	副会長
委 員	磐田市自治会連合会	副会長
委 員	磐田商工会議所	会 頭
委 員	遠州中央農業協同組合	代表理事理事長
委 員	磐田市建設事業協同組合	理事長
委 員	遠州漁業協同組合	代表理事組合長
委 員	磐田市赤十字奉仕団	委員長

資料 1-04 磐田市防災会議運営要領

平成 17 年 11 月 22 日施行

最終改正 平成 28 年 3 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この要領は、磐田市防災会議条例（平成17年磐田市条例第221号）第 5 条に基づき、磐田市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の招集は、開催の場所及び日時並びに付議すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

(委員の代理出席)

第 3 条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員又は代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届出なければならない。

(会議の議決)

第 4 条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第 5 条 会長は、会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

- (1) 磐田市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
- (2) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。
- (3) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。
- (4) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。
- (5) その他軽易な事項に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

(部会)

第 6 条 会長は、必要と認めるときに部会を設けることができる。

(会議録)

第 7 条 会議については、議事録を作成し、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上がこれに署名しなければならない。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、総務部において処理する。

附 則

この要領は、平成17年11月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

資料 1-05 磐田市災害対策本部条例

平成 17 年 4 月 1 日 条例第222号
最終改正 平成 24 年12月25日 条例第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、磐田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長等の職務)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

4 副本部長及び本部員以外の災害対策本部の職員（以下「本部職員」という。）は、災害対策本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

5 部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、本部職員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(支部)

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは災害対策本部に支部を置くことができる。

2 支部に属する職員（以下「支部職員」という。）は、本部長が指名する。

3 支部に支部長を置き、本部長が指名する支部職員をこれに充てる。

4 支部長は、支部の事務を掌理する。

5 支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは、支部職員のうちから支部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-06 磐田市地震災害警戒本部条例

平成17年4月1日 条例第223号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第18条第4項の規定に基づき、磐田市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。
- 3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長の指定する副本部長がその職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 教育長
 - (3) 市長が指名する職員
 - (4) 消防長及び消防団長
- 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が指名する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 警戒本部に部を置く。

- 2 部に属する本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をこれに充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。
- 5 部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、部に属する本部職員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(支部)

第4条 警戒本部に支部を置く。

- 2 支部に属する職員（以下「支部職員」という。）は、本部長が指名する。
- 3 支部に支部長を置き、本部長が指名する支部職員をこれに充てる。
- 4 支部長は、支部の事務を掌理する。
- 5 支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは、支部職員のうちから支部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

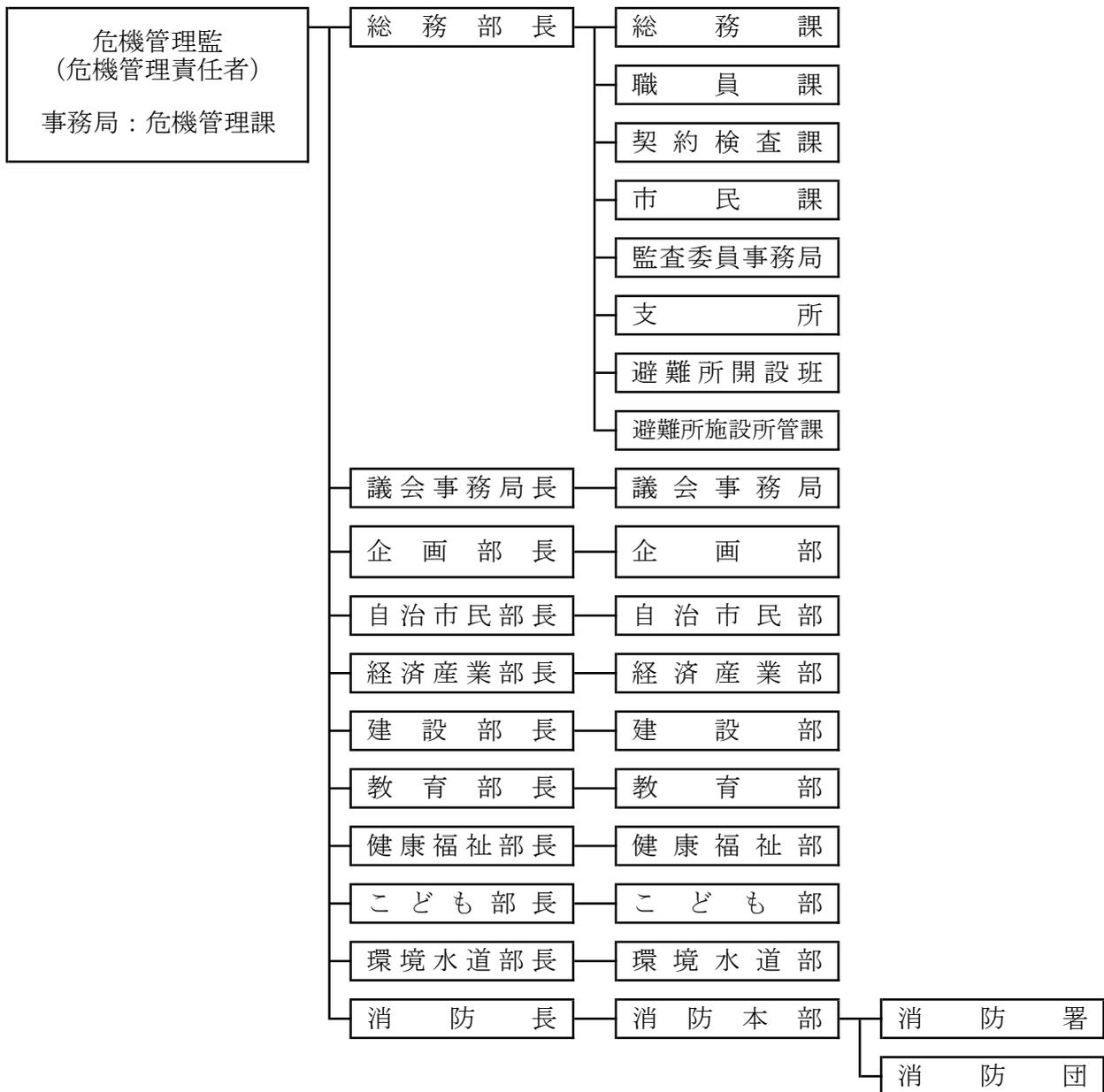
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

災害時等の配備体制とその基準

配備レベル	配備体制	配備要員	配備基準		
			一般災害・風水害	地震・津波災害	原子力災害
レベル1	情報収集体制	危機管理課 支所市民生活課 経済産業部 建設部 消防本部 広報広聴CP課 指名された当番職員	1 市が設置した雨量計又は水位観測装置が基準数値に達したとき 2 磐田市に大雨、洪水、暴風又は高潮の各警報が発表されたとき 3 排水機場、排水ポンプ場の運転や道路規制が必要となったとき（経済産業部、建設部、支所） 4 その他の状況により、危機管理課長の指示があったとき		1 浜岡原子力発電所に異常が発生し、情報収集体制をとったとき
レベル2	事前配備体制	上記関係課 本部員（一部職員） 自治デザイン課 各部局の班編成に基づく職員	1 河川水位が氾濫注意水位に達し、今後も上昇が予測される時 2 大雨警報（土砂災害）が発表され、多量の降雨が予想される時 3 台風による被害の発生のおそれがあり、高齢者等避難の発令を判断したとき 4 配備要員の増強を必要と判断したとき（企画部、自治市民部、健康福祉部、こども部、環境水道部、教育部の当番） 5 その他の状況により、危機管理課長の指示があったとき	1 津波注意報が静岡県に発表されたとき（危機管理課、福田支所、竜洋支所、広報広聴・シティプロモーション課、消防本部） 2 市内で震度4の地震を観測したとき（危機管理課、支所、広報広聴・シティプロモーション課、消防本部） 3 県内で震度5強以上の地震を観測したとき（危機管理課） 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	1 浜岡原子力発電所が警戒事態を判断するEALの段階になったとき
レベル3	災害警戒本部体制（災害対策準備室）	上記関係課 本部員（一部職員） 各部局の班編成に基づく職員	1 河川水位が避難判断水位に達し、今後も上昇が予測される時 2 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき 3 市内で災害の発生のおそれがあり、危機管理監の指示があったとき 4 広域的な自然災害により、社会的影響が大きいと予測される時 5 危機管理監の判断により、危機管理連絡会議を開催するとき	1 津波警報が静岡県に発表されたとき 2 市内で震度5弱の地震を観測したとき 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	1 浜岡原子力発電所が施設敷地緊急事態を判断するEALの段階になったとき
レベル4	災害対策本部体制Ⅰ	上記関係課 本部員（全職員） 各部局の班編成に基づく職員	1 河川水位が氾濫危険水位に達し、今後も上昇が予測される時 2 磐田市に特別警報（大津波警報、緊急地震速報を除く。）が発表されたとき 3 現に被害が発生し、その拡大のおそれがあると市長が認める時 4 大規模な火災、爆発又は多数の死傷者等を伴う列車、航空機、船舶及び車両等の事故が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる時	1 大津波警報が静岡県に発表されたとき 2 現に被害が発生し、その拡大のおそれがあると市長が認める時 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	
レベル5	災害対策本部体制Ⅱ	全職員	1 現に市全域に大災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想され、その対策が必要と市長が認める時	1 市内で震度5強以上の地震を観測したとき	1 浜岡原子力発電所が全面緊急事態を判断するEALの段階になったとき

資料2-02 磐田市災害対策準備室編成図

令和5年4月1日



- ※ 災害の状況により実情に応じた体制とすることができる。
- ※ 避難所開設班、避難所施設所管課の対応は、避難所を開設する場合とする。

資料 2-03 磐田市災害対策準備室における事務分掌

令和 5 年 4 月 1 日

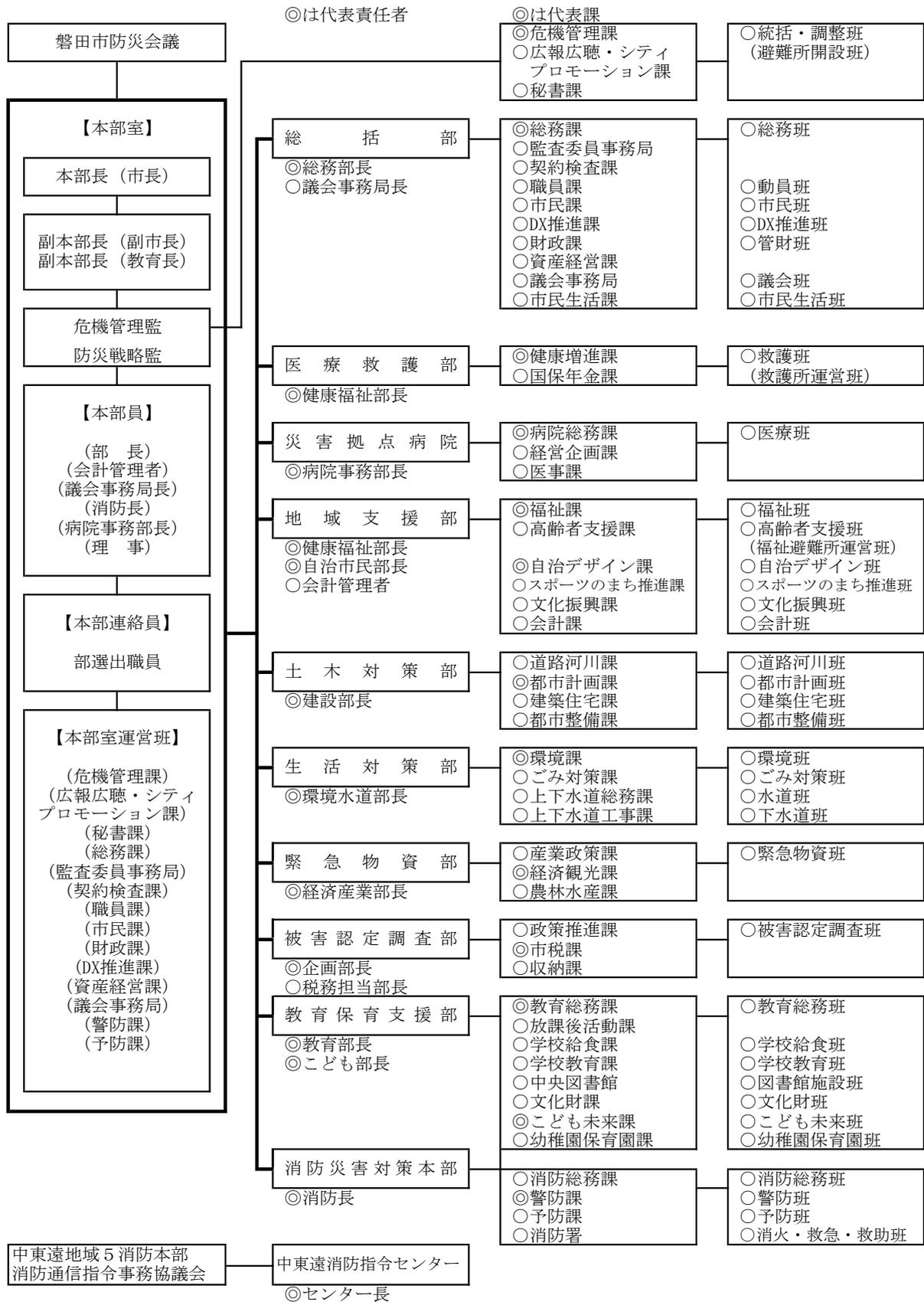
所 管	事 務 分 掌
危機管理課 総務部 議会事務局 監査委員事務局	1 気象情報等災害情報の収集に関する事。 2 災害対策準備室の総括に関する事。 3 職員の非常招集に関する事。 4 職員の動員、配置に関する事。 5 情報収集、被害状況の把握に関する事。 6 支所、県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
支所	1 危機管理課との連絡調整に関する事。 2 災害広報に関する事。 3 気象情報等災害情報の収集に関する事。 4 消防署分遣所、消防団方面隊との連絡調整に関する事。 5 支所管内防災関係機関との連絡調整に関する事。 6 支所管内の被害状況の把握に関する事。
避難所開設班	避難所の開設及び避難者の受入れに関する事。
避難所施設所管課	1 避難所の開設に関する事。(所管施設) 2 避難所施設の指定管理者との連絡調整に関する事。
企画部	1 災害広報に関する事。 2 報道機関との連絡調整に関する事。
自治市民部	自主防災会等との連絡調整に関する事。
経済産業部	農地のたん水排除に関する事。
建設部	1 道路及び橋梁の状況把握に関する事。 2 河川及び都市下水路の状況把握に関する事。 3 水防活動の準備に関する事。 4 たん水排除に関する事。 5 急傾斜地等の状況把握に関する事。
教育部	1 避難所の施設管理者との連絡調整に関する事。 2 児童・生徒の登・下校に関する事。
健康福祉部	1 医療救護活動のための設備の点検等に関する事。 2 要配慮者支援班の設置に関する事。
こども部	園児の登園及び帰宅に関する事。
環境水道部	1 上下水道施設の状況把握に関する事。 2 産業部、建設部への応援協力に関する事。
消防本部	1 災害対策に関する事。 2 消防団の招集等に関する事。

備考 1 避難所の開設については危機管理課から別に指示し、避難所開設班、避難所施設所管課はその指示に基づいて参集配備するものとする。

2 各部・課においては、活動内容に応じた人員体制によることができる。

資料2-04 磐田市災害対策本部編成図

(危機管理課)
令和5年4月1日



※災害の状況その他により、特別な体制が必要であると本部長が認めたときは、特定の班に対してのみの配備体制をとらせ、又は特定の班に対して配備体制と異なる体制をとらせることができる。

資料2-05 磐田市災害対策本部における事務分掌

令和5年4月1日

1 各班共通事務

区 分	事 務 分 掌
(1) 組織運営に係る事務	1 所属職員の安否確認に関する事。 2 所属職員の動員に関する事。 3 班の設置及び運営に関する事。
(2) 事業執行に係る事務	1 所管施設の被害状況及び災害応急対策の把握に関する事。 2 施設利用者等の安全確保措置に関する事。 3 災害復旧事業計画の策定に関する事。 4 災害復旧事業の実施に関する事。 5 活動記録の収集及び整理に関する事。 6 災害応急対策業務に係る関係団体の応援要請に関する事。 7 その他特命事項に関する事。

2 各班個別事務

部	代表責任者	班名	班長	事 務 分 掌
本部室	危機管理監	統括・調整班	危機管理課長	1 職員の非常招集に関する事。
			広報広聴・シティプロモーション課長	2 災害対策本部の総括に関する事。
			秘書課長	3 本部会議の庶務に関する事。
				4 本部長の命令、指示等の伝達に関する事。
				5 高齢者等避難、避難指示等の発令に関する事
				6 指定避難所の開設及び避難者の受入れに関する事。（避難所開設班）
				7 県災害対策本部等との連絡調整に関する事。
				8 防災関係機関との連絡調整に関する事。
				9 気象通報の接受及び警戒区域の設定並びに住民避難に関する事。
				10 災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事。
				11 自衛隊等に対する派遣要請に関する事。
				12 自衛隊の受入れに関する事。
				13 防災ヘリポートの設置に関する事。
				14 他の市町村に対する応援要請に関する事。
				15 無線通信及び災害情報共有システムの運用に関する事。
				16 災害救助法の適用に関する事。
				17 市民に対する広報に関する事。
				18 報道機関への発表に関する事。
				19 災害応急対策の記録に関する事。
				20 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
				21 災害視察者等への応接に関する事。
				22 総合相談窓口に関する事。
				23 各部の総合連絡調整に関する事。
				24 他班に属さないこと。

部	代表責任者	班名	班長	事務分掌
総括部	総務部長 議会事務局長	総務班	総務課長 監査委員事務局長 契約検査課長	1 本部室運営に関する事 2 災害情報の収集に関する事 3 生活路線バス等公共交通機関等の情報収集に関する事 4 総括部内の連絡調整に関する事 5 部内各班への応援協力に関する事
		動員班	職員課長	1 本部室運営に関する事 2 職員の動員に関する事 3 職員の配置調整に関する事 4 職員の服務に関する事 5 災害派遣職員の受入、配置等に関する事 6 職員の給食、衛生管理及び宿泊等に関する事 7 部内各班への応援協力に関する事
		市民班	市民課長	1 本部室運営に関する事 2 埋・火葬の許可に関する事 3 遺体処理の支援に関する事 4 部内各班への応援協力に関する事
		議会班	議会事務局長	1 本部室運営に関する事 2 議員との連絡調整に関する事 3 全員協議会の開催に関する事 4 部内各班への応援協力に関する事
		DX推進班	DX推進課長	1 本部室運営に関する事 2 コンピュータ施設の被害状況及び災害応急対策の把握に関する事 3 重要書類・データの保護に関する事 4 部内各班の応援協力に関する事
		管財班	財政課長 資産経営課長	1 本部室運営に関する事 2 庁舎等財産の保全管理に関する事 3 通信施設の確保に関する事 4 車両の確保及び輸送に関する事 5 物品、資機材等の確保に関する事 6 部内各班への応援協力に関する事
		市民生活班	市民生活課長	1 災害対策支部の総括に関する事 2 市災害対策本部等との連絡調整に関する事 3 災害情報等の広報に関する事 4 支所庁舎等の保全管理に関する事 5 通信施設、車両の保全、運用に関する事 6 支所管内の被害状況等の取りまとめに関する事 7 り災者の救済、生活相談に関する事 8 消防署分遣所、消防団等の関係機関との連絡調整に関する事 9 指定避難所の開設・運営状況の把握に関する事
医療救護部	健康福祉部長	救護班	健康増進課長 国保年金課長	1 救護本部の運営に関する事 2 医療救護班の編成、救護所の開設及び運営に関する事。(救護所運営班) 3 医療資器材等の調達、あっ旋に関する事 4 傷病者等の救護・搬送に関する事 5 医療関係団体との連絡調整に関する事 6 り災住民等への保健衛生指導に関する事
災害拠点病院	病院事務部長	医療班	病院総務課長 経営企画課長 医事課長	1 入院患者等への安全確保措置に関する事 2 応急医療救護活動に関する事 3 医薬品等の調達、出納及び保管に関する事 4 災害拠点病院用ヘリポートの設置に関する事 5 病院内の連絡調整に関する事

部	代表責任者	班名	班長	事務分掌
地域支援部	健康福祉部長 自治市民部長 会計管理者	福祉班	福祉課長	1 災害救助法、被災者生活再建支援法の実施に関する事 2 日本赤十字社との連携に関する事 3 災害ボランティア支援本部の支援に関する事 4 遺体の処理に関する事 5 要配慮者の支援に関する事 6 り災害者等の援護に関する事 7 応急仮設住宅の入居者選考等の協力に関する事 8 り災害高齢者の援護に関する事 9 地域支援部内の連絡調整に関する事 10 部内各班への応援協力に関する事
		高齢者支援班	高齢者支援課長	1 社会福祉施設の被害状況の取りまとめに関する事 2 福祉避難所の運営に関する事。(福祉避難所運営班) 3 部内各班への応援協力に関する事
		自治デザイン班	自治デザイン課長	1 自治会及び自主防災会との連絡調整に関する事 2 避難所の安全管理及び運営支援に関する事 3 部内各班への応援協力に関する事
		スポーツのまち推進班	スポーツのまち推進課	1 避難所の開設、運営の支援に関する事。(所管施設) 2 防災ヘリポートの設置に関する事。(所管施設) 3 部内各班への応援協力に関する事
		文化振興班	文化振興課長	1 部内各班への応援協力に関する事
		会計班	会計課長	1 災害における出納に関する事 2 金融機関との連絡調整に関する事 3 義援金の保管及び配分に関する事 4 部内各班への応援協力に関する事
土木対策部	建設部長	道路河川班	道路河川課長	1 道路等の被害状況の取りまとめに関する事 2 建設途上の道路等の保安措置に関する事 3 緊急輸送路の確保に関する事。(応急修理、道路啓開) 4 警戒区域設定の協力支援に関する事 5 交通規制に関する事 6 応急復旧用土木資機材の確保に関する事 7 急傾斜地等の応急対策に関する事 8 仮設道路等緊急輸送路対策に関する事 9 水防活動に関する事 10 部内各班への応援協力に関する事
		都市計画班	都市計画課長	1 復興都市計画の策定に関する事 2 土木対策部内の連絡調整に関する事 3 部内各班への応援協力に関する事
		建築住宅班	建築住宅課長	1 応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理に関する事 2 応急仮設住宅の入居に関する事 3 被災者の公営住宅等への一時入居に関する事 4 地震被災建築物応急危険度判定に関する事 5 地震被災地応急危険度判定に関する事 6 被災建築物の復旧の市民相談に関する事 7 営繕工事中の建築物の保安措置に関する事 8 部内各班への応援協力に関する事
		都市整備班	都市整備課長	1 施工中の都市整備事業の被害調査に関する事 2 施工中の土地区画整理事業の被害調査に関する事 3 公園施設の保安措置に関する事 4 部内各班への応援協力に関する事

部	代表責任者	班名	班長	事務分掌
生活対策部	環境水道部長	環境班	環境課長	1 環境保全の調査に関すること。 2 環境汚染防止措置に関すること。 3 防疫薬剤等の調達、配布、指導に関すること。 4 防疫活動及び衛生活動に関すること。 5 埋・火葬に関すること。 6 死亡犬猫の処理に関すること。 7 生活対策部内の連絡調整に関すること。 8 部内各班の応援協力に関すること。
		ごみ対策班	ごみ対策課長	1 災害廃棄物等の仮置場の設置に関すること。 2 ごみ、し尿の収集及び処理に関すること。 3 処理施設の被災時の措置に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
		水道班	上下水道総務課長	1 飲料水の応急給水に関すること。 2 上水道に係る水質検査に関すること。 3 水道応急復旧資機材の調達に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
		下水道班	上下水道工事課長	1 下水道応急復旧資機材の調達に関すること。 2 静岡県下水道防災連絡会議による応援要請に関すること。 3 下水道の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
緊急物資部	経済産業部長	緊急物資班	産業政策課長 経済観光課長 農林水産課長	1 商工業関係の被害調査に関すること。 2 商工業者に対する被災証明の発行に関すること。 3 商工業者に対する災害融資に関すること。 4 商工会議所、商工団体等との連絡調整に関すること。 5 観光施設の被害状況の把握に関すること。 6 食料及び生活必需品等緊急物資の確保・配分に関すること。 7 備蓄物資の管理に関すること。 8 観光客の動向に関すること。 9 農林水産業関係の被害調査に関すること。 10 農林水産業者に対する被災証明の発行に関すること。 11 農林水産業者に対する災害融資に関すること。 12 家畜伝染病等の予防対策に関すること。 13 農林水産業関係団体との連携に関すること。 14 農畜産物、水産物の出荷制限等に関すること。 15 流言、デマ等風評被害の未然防止及び風評被害拡大防止に関する こと。 16 農林水産業用施設の応急復旧に関すること。 17 農地のたん水排除に関すること。 18 応急炊出しの実施の協力に関すること。 19 義援物品の受入れ配分に関すること。
被害認定調査部	企画部長 税務担当部長	被害認定調査班	市税課長 収納課長 政策推進課長	1 被害認定調査班の運営に関すること。 2 家屋等の被害認定調査の実施に関すること。 3 り災者名簿の作成に関すること。 4 り災証明の交付に関すること。 5 被災者支援に係る関係部局との連絡調整に関すること。

部	代表責任者	班名	班長	事務分掌
教育 保育 支援部	教育部長 こども部長	教育総務班	教育総務課長 放課後活動課長	1 放課後児童クラブ在所児童の避難指導に関する事 2 学校施設の被害状況等の取りまとめに関する事 3 学校施設の応急使用に関する事 4 り災児童・生徒に係る教材、学用品の給与に関する事 5 応急教育に係る施設の確保に関する事 6 教育施設の避難所管理運営に関する事 7 教育保育支援部内の連絡調整に関する事 8 部内各班への応援協力に関する事
		学校給食班	学校給食課長	1 り災者に対する応急炊き出しに関する事 2 部内各班への応援協力に関する事
		学校教育班	学校教育課長	1 児童・生徒の避難指導に関する事 2 り災児童・生徒の応急教育指導に関する事 3 避難所の開設、運営の支援に関する事。(所管施設) 4 通学路に関する情報収集に関する事 5 子どもの傷病状況の把握及びそれに伴う保険金支払い業務に関する事 6 部内各班への応援協力に関する事
		図書館施設班	中央図書館長	1 部内各班への応援協力に関する事
		文化財班	文化財課長	1 部内各班への応援協力に関する事
		こども未来班	こども未来課長	1 り災母子・寡婦世帯の救済及び生活相談に関する事 2 2次的避難所の開設に関する事 3 部内各班への応援協力に関する事
		幼稚園保育園班	幼稚園保育園課長	1 幼稚園・保育園施設等の被害状況等の取りまとめに関する事 2 幼稚園・保育園施設の応急使用に関する事 3 保育料等の減免に関する事 4 保育児童の避難指導に関する事 5 応急保育に関する事 6 2次的避難所の開設に関する事 7 部内各班への応援協力に関する事
消防本部	消防長	警防班	警防課長	1 警防活動の指示・命令の伝達に関する事 2 消防水利の運用に関する事 3 救急・救助に関する事 4 消防団に関する事 5 各種災害情報の収集及び伝達に関する事 6 消防本部内の連絡調整に関する事
		消防総務班	消防総務課長	1 応急資機材等の調達、その他経理事務に関する事
		予防班	予防課長	1 火災予防及び各種情報等の一般への広報に関する事 2 危険物等及び火薬類・放射性物質等の保安指導に関する事 3 被害情報の収集及び整理に関する事
		消火・救急・救助班	消防署長	1 災害の予防、警戒及び防衛活動に関する事 2 災害状況の把握、情報の収集及び広報に関する事 3 気象通報の接受及び警戒区域の設定並びに住民避難に関する事 4 避難情報の伝達及び誘導に関する事 5 人命救助及び救急活動に関する事 6 行方不明者の捜索に関する事 7 消防団に関する事 8 他消防組織の現地運用に関する事
中東遠消防指令センター			センター長	1 出動指令に関する事 2 消防通信に関する事

3 原子力災害関連事務

部	代表責任者	班名	班長	事務分掌
本部室	危機管理監	統括・調整班	危機管理課長 広報広聴・シティプロモーション課長 秘書課	1 オフサイトセンターへの派遣及び連絡調整に関する事 2 現地事故対策連絡会議への職員派遣に関する事 3 原子力災害合同対策協議会への職員派遣に関する事 4 国に対する専門的知識を有する職員派遣要請に関する事 5 原子力発電所との連絡調整に関する事 6 原子力災害広域避難計画に関する事
総括部	総務部長 議会事務局長	市民生活班	市民生活課長	1 安定ヨウ素剤の運搬協力に関する事
医療救護部	健康福祉部長	救護班	健康増進課長 国保年金課長	1 安定ヨウ素剤の配付に関する事
災害拠点病院	病院事務部長	医療班	病院総務課長 経営企画課長 医事課長	1 初期被ばく医療に関する事 2 原子力災害医療派遣チームとの連絡調整に関する事
生活対策部	環境水道部長	環境班	環境課長	1 緊急時モニタリングの支援に関する事 2 環境放射線測定に関する事
		水道班	上下水道総務課長	1 上水道に係る水質検査に関する事 2 飲料水の摂取制限に関する事
緊急物資部	経済産業部長	緊急物資班	産業政策課長 経済観光課長 農林水産課長	1 環境試料測定の協力に関する事 2 農畜産物、水産物の出荷制限等に関する事 3 流言、デマ等風評被害の未然防止及び風評被害拡大防止に関する事
教育保育支援部	教育部長 子ども部長	学校給食班	学校給食課長	1 学校給食の放射線測定に関する事
消防本部	消防長	消火・救急・救助班	消防署長	1 緊急時モニタリングの支援に関する事

4 災害救助法関連事務

事 務 分 掌	主 たる 担 当 課
1 被害報告及び適用申請に関すること。	危機管理課
2 災害救助法適用以降の中間報告、特別基準の申請、決定報告に関すること。	福祉課
3 県知事による委任事務の実施に関すること。	
(1) 避難所の設置	指定避難所：自治デザイン課、危機管理課（避難所開設班） 福祉避難所：高齢者支援課、福祉課、こども未来課
(2) 応急仮設住宅の供与	建築住宅課、福祉課、高齢者支援課
(3) 炊き出しその他による食品の給与	学校給食課、自治デザイン課、産業政策課
(4) 飲料水の供給	上下水道総務課、上下水道工事課
(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	産業政策課
(6) 医療	健康増進課、病院総務課、医事課
(7) 助産	こども未来課
(8) 被災者の救出	危機管理課、自治デザイン課、福祉課、警防課
(9) 住宅の応急修理	建築住宅課
(10) 学用品の給与	教育総務課、放課後活動課、学校教育課
(11) 埋葬	環境課、市民課
(12) 死体の捜索	危機管理課、自治デザイン課、福祉課、警防課
(13) 死体の処理	福祉課、高齢者支援課、市民課、環境課
(14) 障害物の処理	福祉課、危機管理課

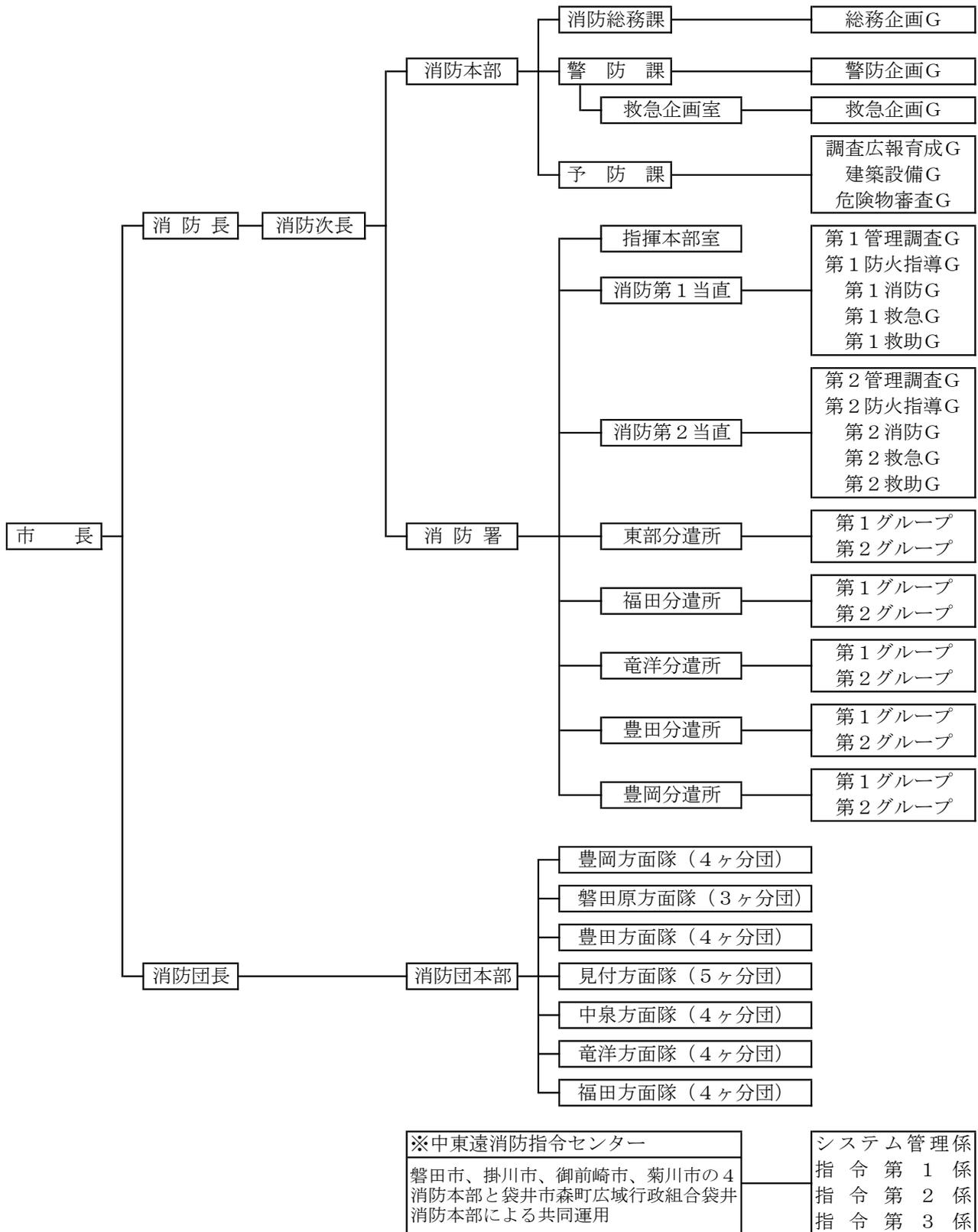
資料2-06 本部室構成員一覧表

令和5年4月1日

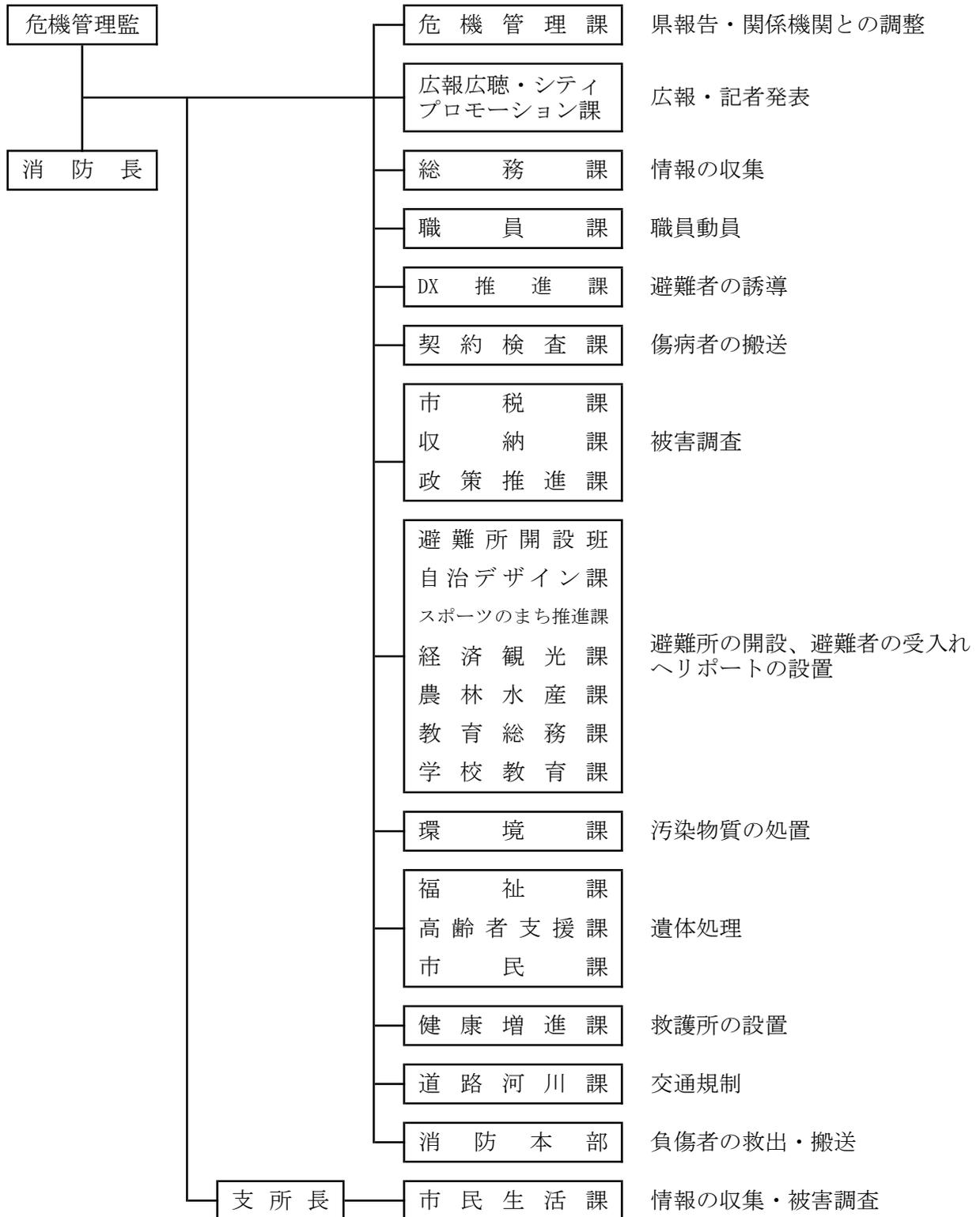
No.	構成員	役職名等
1	本部長	市長
2	副本部長	副市長、教育長
3	危機管理監	危機管理監
4	防災戦略監	防災戦略監
5	本部員	部長、会計管理者、議会事務局長、消防長、磐田市立総合病院事務部長、理事
6	次長	次長
7	班長	課長、室長（課内室の長を除く。）
8	本部連絡員	部選出職員
9	本部室運営班員 総括・調整班 総務班 動員班 市民班 議会班 DX推進班 管財班 警防班 予防班	危機管理課 広報広聴・シティプロモーション課 秘書課 総務課 監査委員事務局 契約検査課 職員課 市民課 議会事務局 DX推進課 財政課 資産経営課 警防課 予防課

注 磐田市立総合病院事務部長及び消防長にあつては、代理者を災害対策本部に派遣し、その事務に従事させることができる。

注 本部室運営班の各班長は、本部室派遣職員をあらかじめ定めておくものとする。



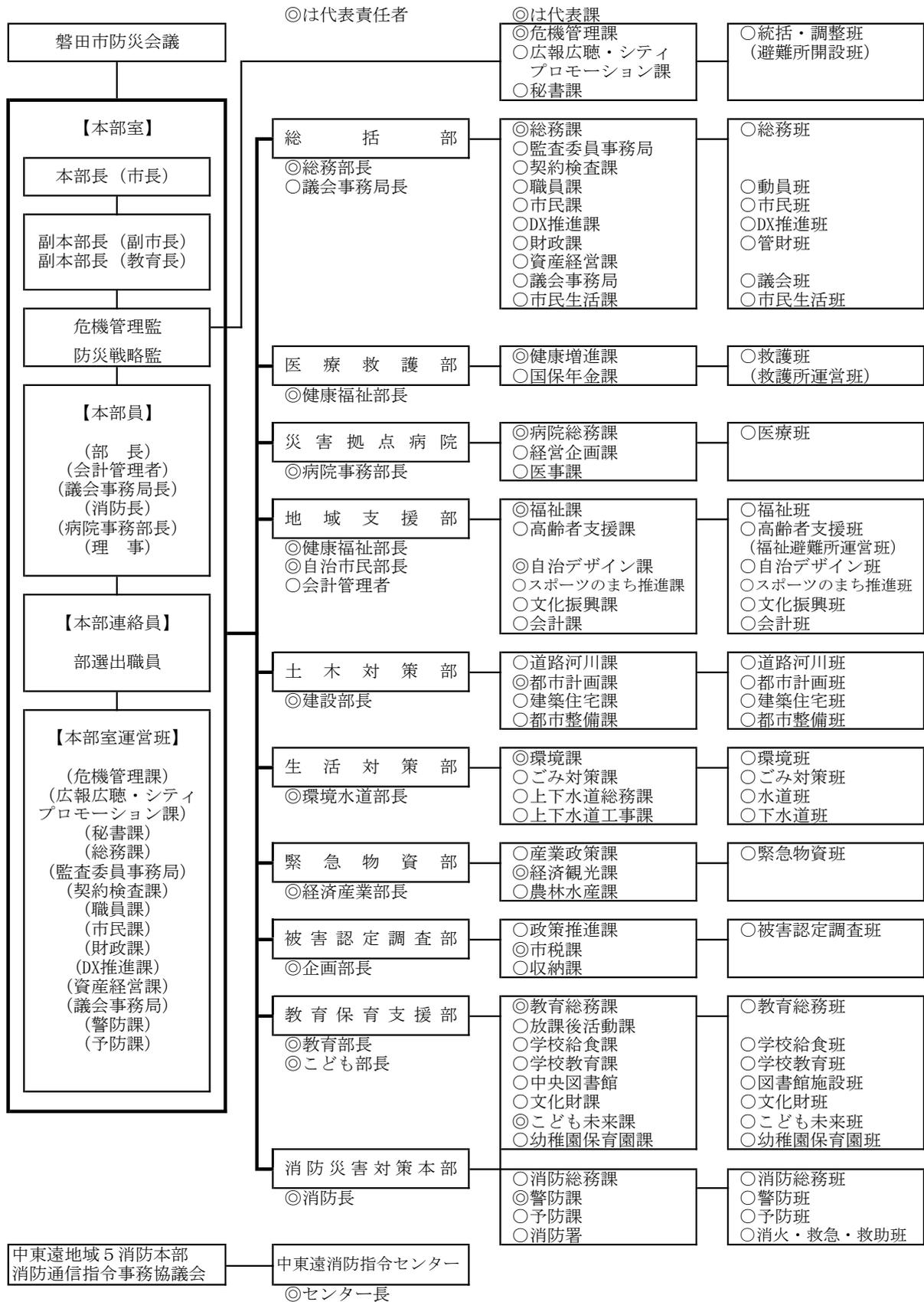
【主な所掌事務】



※ 災害の規模・状況等によりにより実情に応じた体制とすることができる。

資料2-09 磐田市地震災害警戒本部編成図

(危機管理課)
令和5年4月1日



資料2-10 磐田市地震災害警戒本部における事務分掌

令和5年4月1日

1 各班共通事務

区 分	事 務 分 掌
(1) 組織運営に係る事務	1 所属職員の動員に関する事 2 班の設置及び運営に関する事
(2) 事業執行に係る事務	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関する事 2 活動記録に関する事 3 関係団体との連絡調整に関する事 4 来庁（館）者への地震関連情報の伝達、避難誘導に関する事 5 その他特命事項に関する事

2 各班個別事務

部	代表責任者	班名	班長	事 務 分 掌
本部室	危機管理監	統括、調整班	危機管理課長	1 職員の非常招集に関する事
			広報広聴・シティブ ロモーション課長	2 地震災害警戒本部の総括に関する事
			秘書課長	3 本部会議の庶務に関する事
				4 本部長の命令、指示等の伝達に関する事
				5 高齢者等避難、避難指示等の伝達に関する事
				6 避難所の開設準備に関する事。（避難所開設班）
				7 県地震災害警戒本部等との連絡調整に関する事
				8 防災関係機関との連絡調整に関する事
				9 避難状況、地震防災応急対策の取りまとめに関する事
				10 自衛隊の受入れ準備に関する事
				11 防災ヘリポートの設置準備に関する事
				12 無線通信及び災害情報共有システムの運用に関する事
				13 災害救助法の適用に係る準備に関する事
				14 市民に対する広報に関する事
				15 報道機関との連絡調整に関する事
				16 地震防災応急対策実施に係る記録に関する事
				17 総合相談窓口の設置に関する事
				18 本部長及び副本部長の秘書に関する事
				19 国、県関係者の応接に関する事
				20 他班に属さないこと

部	代表責任者	班名	班長	事務分掌
総括部	総務部長 議会事務局長	総務班	総務課長 監査委員事務局長 契約検査課長	1 警戒本部室運営に関する事。 2 災害情報の収集に関する事。 3 総括部内の連絡調整に関する事。 4 部内各班への応援協力に関する事。
		動員班	職員課長	1 警戒本部室運営に関する事。 2 職員の動員及び調整に関する事。 3 職員の配置及び服務に関する事。 4 職員の給食、衛生管理及び宿泊等に関する事。 5 部内各班への応援協力に関する事。
		市民班	市民課長	1 警戒本部室運営に関する事。 2 遺体処理の許可に係る準備に関する事。 3 部内各班の応援協力に関する事。
		議会班	議会事務局長	1 警戒本部室運営に関する事。 2 議員との連絡調整に関する事。 3 部内各班への応援協力に関する事。
		DX推進班	DX推進課長	1 警戒本部室運営に関する事。 2 コンピュータ施設の予防措置に関する事。 3 部内各班への応援協力に関する事。
		管財班	財政課長 資産経営課長	1 庁舎等財産の保全管理に関する事。 2 車両の確保及び輸送に関する事。 3 災害対策に必要な物品、資機材等の調達確保に関する事。 4 部内各班への応援協力に関する事。
		市民生活班	市民生活課長	1 警戒支部の総括に関する事。 2 市警戒本部等との連絡調整に関する事。 3 地震予知情報等の広報に関する事。 4 通信施設、車両の確保に関する事。 5 消防署分遣所、消防団方面隊等管内関係機関との連絡調整に関する事。
医療救護部	健康福祉部長	救護班	健康増進課長 国保年金課長	1 救護本部の設置及び運営に関する事。 2 医療資器材等の調達準備に関する事。 3 医療救護班の編成及び救護所等の開設準備に関する事。 (救護所運営班) 4 保健指導の配置準備に関する事。
災害拠点病院	病院事務部長	医療班	病院総務課長 経営企画課長 医事課長	1 入院患者、来院者の安全確保措置に関する事。 2 応急医療救護活動の準備に関する事。 3 医薬品等の調達準備に関する事。 4 災害拠点病院用ヘリポートの設置準備に関する事。

部	代表責任者	班名	班長	事務分掌
地域支援部	健康福祉部長 自治市民部長 会計管理者	福祉班	福祉課長	1 災害救助法の実施に係る準備に関すること。 2 遺体収容施設等遺体の処理に係る準備に関すること。 3 要配慮者支援班の設置に関すること。 4 地域支援部内の連絡調整に関すること。 5 部内各班の応援協力に関すること。
		高齢者支援班	高齢者支援課長	1 社会福祉施設等関係機関との連絡調整に関すること。 2 福祉避難所の開設準備に関すること。(福祉避難所運営班) 3 部内各班の応援協力に関すること。
		自治デザイン班	自治デザイン課長	1 自治会及び自主防災会との連絡調整に関すること。 2 避難所の開設準備に関すること。(所管施設) 3 部内各班への応援協力に関すること。
		スポーツのまち推進班	スポーツのまち推進課長	1 避難所の開設準備に関すること。(所管施設) 2 防災ヘリポートの設置準備に関すること。(所管施設) 3 部内各班への応援協力に関すること。
		文化振興班	文化振興課長	1 部内各班への応援協力に関すること。
		会計班	会計課長	1 出納に関すること。 2 金融機関との連絡調整に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
土木対策部	建設部長	道路河川班	道路河川課長	1 警戒区域の設定、避難指示等の伝達に関すること。 2 避難路、緊急輸送路の確保に関すること。 3 市道の災害応急復旧準備に関すること。 4 応急復旧用土木資機材及び機器の確保、準備に関すること。 5 河川施設の保安措置に関すること。 6 部内各班への応援協力に関すること。
		都市計画班	都市計画課長	1 開発行為の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 土木対策部内の連絡調整に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
		建築住宅班	建築住宅課長	1 応急危険度判定の準備に関すること。 2 応急仮設住宅の設置準備に関すること。 3 営繕工事中の建築物の地震防災応急対策に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
		都市整備班	都市整備課長	1 施工中の都市整備事業の保安措置に関すること。 2 施工中の土地区画整理事業の保安措置に関すること。 3 公園施設の保安措置に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
生活対策部	環境水道部長	環境班	環境課長	1 環境保全準備に関すること。 2 防疫薬剤等の調達準備に関すること。 3 防疫活動及び衛生活動の準備に関すること。 4 遺体処理に係る準備に関すること。 5 生活対策部内の連絡調整に関すること。 6 部内各班への応援協力に関すること。
		ごみ対策班	ごみ対策課長	1 がれき等の仮置場の準備に関すること。 2 ごみ、し尿の収集・処理準備に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
		水道班	上下水道総務課長	1 飲料水の確保対策に関すること。 2 応急復旧資機材の調達準備に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
		下水道班	上下水道工事課長	1 応急復旧資機材の調達準備に関すること。 2 部内各班への応援協力に関すること。

部	代表責任者	班名	班長	事務分掌
緊急物資部	経済産業部長	緊急物資班	産業政策課長 経済観光課長 農林水産課長	1 食料及び日用品の確保に関する事。 2 観光客の避難に関する事。 3 応急食料等の調達給与の準備に関する事。 4 家畜感染症予防及び防疫の準備に関する事。 5 農林水産業用施設の応急復旧の準備に関する事。
被害認定調査部	企画部長	被害認定調査班	市税課長 収納課 政策推進課	1 被害状況調査の準備に関する事。
教育保育支援部	教育部長 こども部長	教育総務班	教育総務課長 放課後活動課長	1 教職員の動員及び調整に関する事。 2 地震防災応急対策の取りまとめに関する事。 3 教育施設の避難所開設準備に関する事。 4 教育保育支援部内の連絡調整に関する事。 5 部内各班への応援協力に関する事。
		学校給食班	学校給食課長	1 応急炊出しの準備に関する事。 2 部内各班への応援協力に関する事。
		学校教育班	学校教育課長	1 児童・生徒等の安全対策の実施に関する事。 2 避難所の開設準備に関する事。(所管施設) 3 部内各班への応援協力に関する事。
		図書館施設班	中央図書館長	1 部内各班への応援協力に関する事。
		文化財班	文化財課長	1 部内各班への応援協力に関する事。
		こども未来班 幼稚園保育園班	こども未来課長 幼稚園保育園課長	1 保育児童の安全対策の実施に関する事。 2 部内各班への応援協力に関する事。
		消防本部	消防長	警防班
消防総務班	消防総務課長			1 応急資機材等の調達、その他経理事務に関する事。
予防班	予防課長			1 火災予防及び各種情報等の一般への広報に関する事。 2 危険物等及び火薬類・放射性物質等の保安指導に関する事。 3 被害情報の収集及び整理に関する事。
消火・救急・救助班	消防署長			1 消防通信の確保に関する事。 2 情報の収集及び伝達に関する事。 3 災害の予防、警戒及び防衛活動の準備に関する事。 4 災害状況の把握、情報の収集及び広報の準備に関する事。 5 避難情報の伝達及び誘導に関する事。 6 人命救助及び救護活動の準備に関する事。 7 行方不明者の捜索の準備に関する事。 8 消防団に関する事。 9 他消防組織の現地運用に関する事。
中東遠消防指令センター		センター長		1 出動指令に関する事。 2 消防通信に関する事。

資料2-11 地震災害警戒本部室構成員一覧表

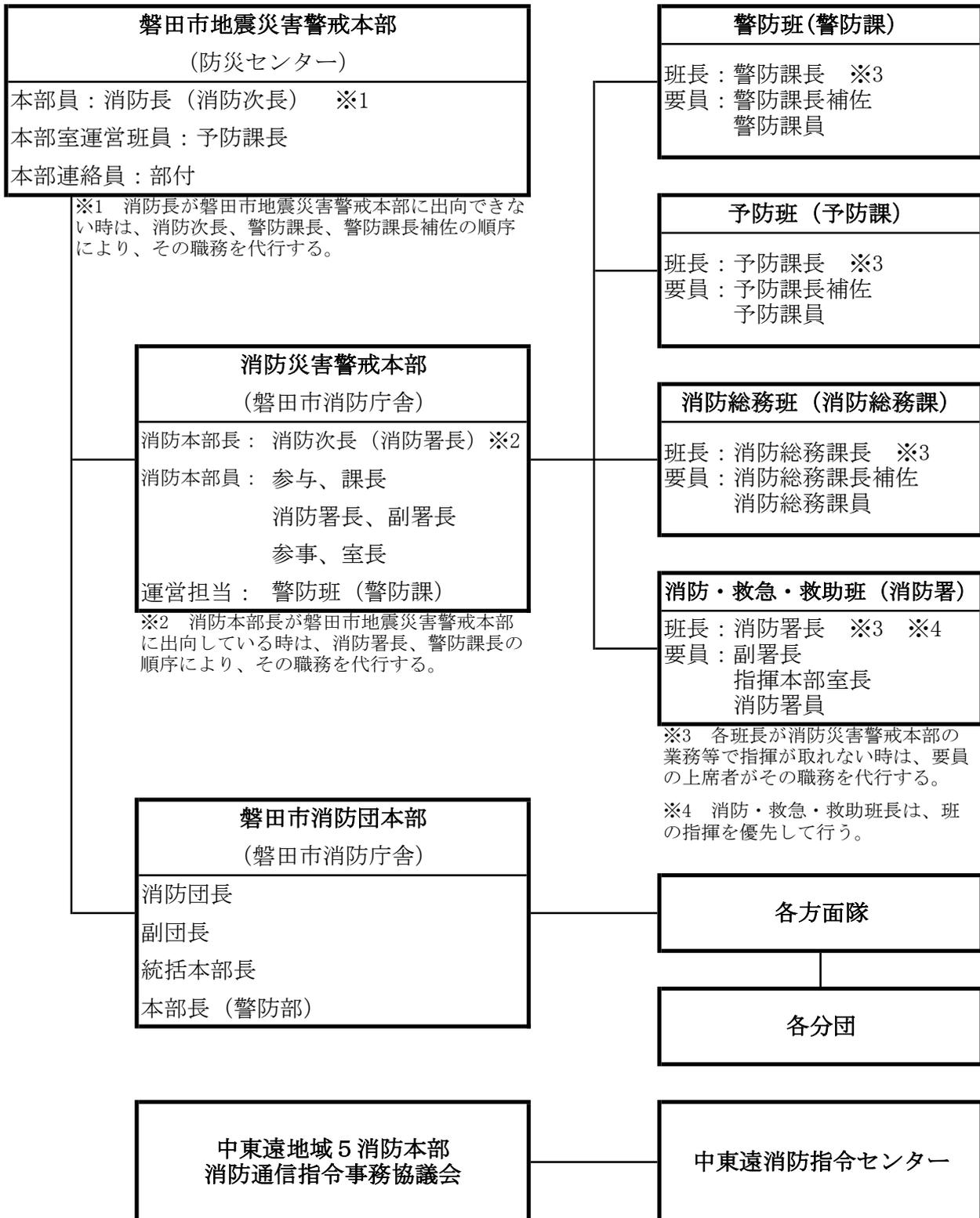
令和5年4月1日

No.	構成員	役職名等
1	本部長	市長
2	副本部長	副市長、教育長
3	危機管理監	危機管理監
4	防災戦略監	防災戦略監
5	本部員	部長、会計管理者、議会事務局長、消防長、磐田市立総合病院事務部長、理事
6	次長	次長
7	班長	課長、室長（課内室の長を除く。）
8	本部連絡員	部選出職員
9	本部室運営班員 総括、調整班 総務班 動員班 市民班 議会班 DX推進班 管財班 警防班 予防班	危機管理課 広報広聴・シティプロモーション課 秘書課 総務課 監査委員事務局 契約検査課 職員課 市民課 議会事務局 DX推進課 財政課 資産経営課 警防課 予防課

注 磐田市立総合病院事務部長及び消防長にあつては、代理者を警戒本部室に派遣し、その事務に従事させることができる。

注 本部室運営班の各班長は、本部室派遣職員をあらかじめ定めておくものとする。

資料2-12 消防警戒本部組織図



○消防災害対策本部体制は、これを準用する。

資料 3-01 東海地震注意情報、警戒宣言発令時における情報の収集項目

1. 本部室において実施するもの

項目	細目	情報源
地震の発生に関する情報	1 東海地震予知情報	国 → 県
	2 警戒宣言に伴う防災応急対策実施の通知	
	3 警戒宣言の解除	
気象情報	気象・水象・地象の状況	静岡地方気象台
防災組織に関する情報	1 国の本部の設置・廃止	国
	2 県の本部の設置・廃止	県本部
	3 県の支部の設置・廃止	県西部方面本部
避難の状況	1 避難所の開設準備状況	避難所開設班
	2 避難状況（警戒宣言時避難対象地区）	支部
医療救護状況	1 救護病院の準備状況	医療救護部
	2 救護所の開設状況	
ヘリポートの状況	ヘリポート準備状況	スポーツのまち推進班 支部
道路交通状況	1 道路の混乱状況	道路管理者
	2 交通規制の準備及び実施状況	
	3 障害物（放置車両を含む）の現況及び除去の状況	
交通対策の実施状況	交通規制の実施状況	磐田警察署
交通機関の運行状況	1 鉄道	磐田駅 天竜二俣駅
	2 バス	バス会社
治安状況	1 住民不安	磐田警察署
	2 流言飛語	
生活関連施設の運営状況及び災害応急対策の準備状況	1 電力供給状況	中部電力(株)
	2 都市ガス供給状況	中部ガス(株)
	3 電話利用状況	NTT西日本
	4 水道供給状況	水道班

注 県本部：静岡県地震災害警戒本部

県西部方面本部：静岡県地震災害警戒本部西部方面本部

2. 各部、班等において実施するもの

項目	細目	情報源	収集担当
物価の動向			緊急物資班
無線通信施設の保安状況	防災行政無線		総括・調整班
	消防無線		警防班
物資の在庫動向	生活必需品	商工会議所	緊急物資班
		商工会	
	主要食糧、生鮮食料品	J A遠州中央	緊急物資班
	応急仮設住宅資材	関係業者	建築住宅班
福祉施設の状況	施設収容者の安全確保状況	施設管理者	福祉班
保育園の状況	園児の避難状況	保育園	幼稚園保育園班
医薬品の確保状況		薬剤師会	救護班
緊急輸送車両の状況		トラック協会	管財班
防疫薬品等の確保状況		関係業者	環境班
清掃・し尿処理体制		施設	ごみ対策班
観光客の動向	旅行客の帰宅状況	観光協会等	緊急物資班
		磐田駅等	
漁船等の避難状況		漁協	緊急物資班
学校等の状況	児童・生徒・園児の避難状況	施設管理者	学校教育班
道路啓開の準備状況			道路河川班
水道の応急対策の状況			水道班
消防の活動準備状況	消防署、消防団の状況		消防本部

磐田市地震・津波対策アクションプログラム

[策定]	平成26年	3月
[修正]	平成28年12月	
[修正]	平成31年	3月
[修正]	令和2年	3月
[修正]	令和3年	3月
[修正]	令和4年	6月
[修正]	令和5年	3月

1 基本的な考え方

本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている東海地震、東南海地震や南海地震であり、これらの地震が連動、あるいは時間差をもって発生（レベル1）、また、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの南海トラフ巨大地震（レベル2）があります。この2つのレベルの地震が発生するまでの限られた時間の中で効率的かつ効果的な被害軽減策を実施するため、数値目標の設定が必要です。

国は、平成17年3月、東海地震の死者数半減を数値目標とする「地震防災戦略」を策定し、防災基本計画では、地方公共団体においてもこれを踏まえた「地域目標」を策定すべきことを定め、磐田市においても平成20年3月に「磐田市地震対策アクションプログラム」を作成し、対策を推進してきました。

平成23年3月に発生した東日本大震災で、従来の想定をはるかに超える巨大な地震と津波が発生したことを踏まえ、今後の地震・津波の想定に当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を検討していくべきであるとの考え方の下、国は、南海トラフの巨大地震に関する検討を行い、平成24年8月に人的・物的被害の想定等を公表しました。

それを受けて、静岡県は、これまでの津波対策の総点検を実施し、平成23年9月に当面実施すべき対策として「ふじのくに津波対策アクションプログラム（短期対策編）」を策定するとともに、今後の地震・津波対策の基礎資料とする静岡県第4次地震被害想定「第一次報告」を平成25年6月に、同「第二次報告」を11月に公表しました。

その際（平成25年11月）に県の地域目標として、レベル1・レベル2の「地震、津波から命を守る」こと等を基本目標とする「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を策定・公表し、また、県地域防災計画では、市町に対しても地域目標の策定を働きかけています。

このため、磐田市では新たな市の地域目標として、地震対策の数値目標、達成時期等を明示する「磐田市地震・津波対策アクションプログラム（以下「磐田市AP」という。）」を策定しました。

2 基本方針

(1) 基本理念

人命を守ることを最も重視し、想定される被害をできる限り軽減すること、「減災」を目指します。

(2) 基本目標

- 1 地震・津波から命を守る
- 2 被災後の市民の生活を守る
- 3 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる

(3) 減災目標

一人でも多くの市民の命を守る。

3 計画期間等

(1) 計画期間

2013年度から2022年度までの10年間とします。

(2) 今後の取組

達成状況の検証を行い、この結果を踏まえ、令和5年度中に、次期磐田市地震・津波対策アクションプログラムの策定を行います。

4 推進（計画見直しの経緯）

(1) 平成26年3月

市では、減災のための地域目標となる磐田市APを平成20年3月に策定し、対策を推進してきましたが、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓や、その後公表された静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、新たに89のアクションで構成する磐田市APを策定しました。

(2) 平成28年12月

平成28年4月に発生した熊本地震では、最大震度7の強い揺れを2回にわたって観測し、甚大な被害が発生しましたが、これらの被害状況や対応策などを踏まえ、現在進めている地震対策の検証を行い、27のアクションを追加することとしました。

(3) 平成31年3月

平成30年度に入り、大阪府北部の地震や北海道胆振東部地震等の自然災害が多く発生したことから、これらの教訓を踏まえ、3のアクションを追加しました。

(4) 令和2年3月

令和元年の台風第15号及び第19号をはじめとした豪雨・暴風による災害を教訓として、より一層の防災・減災対策を推進するため、新たに8のアクションを追加しました。

(5) 令和3年4月

各アクションの進捗状況を更新しました。

(6) 令和4年6月

新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、新たに6のアクションを追加しました。

(7) 令和5年3月

各アクションの達成見込を追加しました。

5 施策体系

減災を達成するための方針と、3の施策分野、11の施策項目及び133のアクションからなる施策体系を定めました。

注) < >内は、アクション数

I 地震・津波から命を守る<90>

1 建築物等の耐震化を進めます<14>

- (1) 住宅等の耐震化<4>
- (2) 公共建築物等の耐震化<5>
- (3) 公共構造物等の耐震化<5>

2 命を守るための施設等を整備します<30>

- (1) 津波を防ぐ施設の整備<2>
- (2) 津波から逃げる環境の整備<14>
- (3) 津波に備える体制の整備<9>
- (4) 避難地・避難路の確保<1>
- (5) 緊急輸送路等の整備<4>

3 救出・救助等災害応急活動体制を強化します<17>

- (1) 防災拠点等の強化<1>
- (2) 情報収集・連絡体制の強化<6>
- (3) 消防力の充実・強化<9>
- (4) 広域支援の受入れ体制の強化<1>

4 医療救護体制を強化します<3>

- (1) 災害時の医療救護体制の充実・強化<3>

5 災害時の情報伝達体制を強化します<2>

- (1) 迅速・的確な情報伝達<2>

6 複合災害・連続災害対策を強化します<10>

- (1) 原子力防災対策の強化<10>

7 地域の防災力を強化します<14>

- (1) 自主防災組織の活性化<4>
- (2) 市民の防災意識の高揚、防災教育の充実<3>
- (3) 防災訓練の充実・強化<2>
- (4) 災害時要援護者の避難体制の整備<3>
- (5) ライフライン、事業所等の地震・津波対策の強化<2>

II 被災後の市民生活を守る<31>

8 避難生活の支援体制を充実します<24>

- (1) 避難所運営体制の整備<19>
- (2) 被災者の健康支援体制の整備<3>
- (3) 災害時要援護者の支援体制の整備<2>

9 緊急物資等を確保します<7>

- (1) 緊急物資の備蓄促進<7>

III 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる<12>

10 災害廃棄物などの処理体制を確保します<1>

- (1) 災害廃棄物などの処理体制の確保<1>

11 被災者・被災事業者の迅速な再建を目指し着実な復旧、復興を進めます<11>

- (1) 被災者の迅速な生活再建の支援<5>
- (2) 地域の迅速な復旧、復興の推進<2>
- (3) 遺体への適切な対応<4>

6 個別アクション一覧

(1) アクション名

減災を達成するための具体的な取組として、133のアクションを示しました。

(2) 分類

各アクションの実施主体について、次の区分で示しています。

◎……市が独自に実施するアクション

●……市が主体になって（県が協力）取り組むアクション

★……県が主体になって（市が協力）取り組むアクション

■……地域その他が主体となって（市が協力）取り組むアクション

(3) 目標指標・数値目標・達成時期

アクションごとに目標とする指標、数値及び達成時期を定めました。国または県と具体目標を共有するものについては、その目標値及び達成時期を同水準としました。

なお、達成見込の欄には、令和4年度末（2022）の実績見込みで達成できたものに「達成」、9割以上達成できたものに「ほぼ達成」、未達成のものに「未達成」と付記しています。

(4) アクション一覧

別紙のとおりです。

I 地震・津波から命を守る

1 建築物等の耐震化を進めます

(1) 住宅等の耐震化

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
1	住宅の耐震化の促進	●	住宅(約 6.1 万戸)の耐震化率	95%	90.4%	ほぼ達成	建築住宅課
2	家庭内の地震対策の促進(家具類の固定、防災ベッドの設置)	●	家具類を固定している市民の割合	100%	72.0%	未達成	地域づくり応援課
3	家庭内の地震対策の促進(耐震シェルター設置補助)	●	耐震シェルターの設置に係る補助要綱の整備	100%	100%	達成	建築住宅課 危機管理課
4	家庭内の地震対策の促進(感震ブレイカーの設置補助)	●	感震ブレイカー設置補助制度の利用世帯数(600 世帯)	100%	72.2%	未達成	地域づくり応援課

(2) 公共建築物等の耐震化

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
5	市有公共建築物の耐震性能の表示	●	市有公共建築物(庁舎・指定避難所)の耐震性能の表示の実施率	100%	100%	達成	危機管理課
6	公立小中学校の耐震化	●	小学校 104 棟、中学校 70 棟を県基準以上とする耐震化率	100%	100%	達成	教育総務課
7	小中学校(校舎)非構造部材耐震点検	●	屋内運動場や校舎等における天井材、電気・機械設備機器、外壁や内装等の耐震点検実施率	100%	100%	達成	教育総務課
8	小中学校(校舎)非構造部材落下防止対策	●	剥落等危険性が高い校舎外壁の整備改修及び、特定天井を有する屋内運動場等の落下防止対策の整備率	100%	100%	達成	教育総務課
9	市有施設のブロック塀等の安全性確保	◎	安全性を確保できていないブロック塀(26 施設)の撤去又は改修した実施率	100%	100%	達成	危機管理課

(3) 公共構造物等の耐震化

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
10	上水道施設の耐震化(管路更新計画)	◎	管路優先更新計画の策定	100%	100%	達成	上下水道工事課
11	上水道施設の耐震化(基幹管路)	◎	口径 300mm 以上の基幹管路の耐震化率	100%	100%	達成	上下水道工事課
12	下水道施設の耐震対策計画の策定	◎	下水道総合地震対策計画の策定	100%	100%	達成	上下水道工事課
13	下水道施設の耐震化	●	1 次緊急輸送路マンホール等の耐震化率(浮上防止 35 箇所、可とう化 96 箇所、JR 横断可とう化 4 箇所)	100%	100%	達成	上下水道工事課
14	農業用施設の耐震化(調査)	◎	農業用ため池、排水機場の耐震調査率	農業用ため池 100% 排水機場 33%	100%	達成	農林水産課

2 命を守るための施設等を整備します

(1) 津波を防ぐ施設の整備

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
15	静岡モデルによる海岸防潮堤の整備	●	静岡モデルによる海岸防潮堤の整備率	45%	42.1%	ほぼ達成	農林水産課 危機管理課
16	磐田市津波対策事業基金の募集	◎	寄付金の目標額5億円の達成	100%	100%	達成	危機管理課

(2) 津波から逃げる環境の整備

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
17	磐田市津波避難計画策定	◎	磐田市津波避難計画の策定	100%	100%	達成	危機管理課
18	地震対策マニュアルの作成	●	地震対策マニュアルを改訂し全戸配布する	100%	100%	達成	危機管理課
19	水害版ハザードマップの作成	●	水害版ハザードマップを改訂し全戸配布する	100%	100%	達成	危機管理課
20	水害版ハザードマップの作成	●	想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成	100%	100%	達成	危機管理課
21	津波避難マニュアルの作成	●	津波避難マニュアルを改訂し全戸配布する	100%	100%	達成	危機管理課
22	災害時における避難行動の理解の促進(津波版図上訓練マニュアル)	◎	津波避難対象区域用に津波版図上訓練マニュアルの作成	100%	100%	達成	地域づくり 応援課
23	公立学校の学校防災(津波避難行動)マニュアルの内容の見直し	◎	小学校(福田、豊浜、長野、竜洋東、竜洋西)、中学校(福田、竜洋)の津波避難行動マニュアルの見直し	100%	100%	達成	教育総務課 学校教育課
24	津波避難行動マニュアルの作成・見直し(幼稚園、保育園)	◎	津波避難対象区域内の幼稚園、保育園の津波避難行動マニュアルの作成・見直し	100%	100%	達成	幼稚園保育園課
25	津波避難行動マニュアルの作成・見直し(社会福祉施設)	◎	津波避難対象区域内の社会福祉施設の津波避難行動マニュアルの作成・見直し	100%	100%	達成	福祉課 高齢者支援課
26	津波避難訓練の充実・強化(公立学校)	◎	津波避難対象区域内の小中学校の津波避難訓練の実施	100%	100%	達成	教育総務課 学校教育課
27	津波避難訓練の充実・強化(幼稚園、保育園)	◎	津波避難対象区域内の幼稚園、保育園の津波避難訓練の実施	100%	100%	達成	幼稚園保育園課
28	津波避難訓練の充実・強化(社会福祉施設)	◎	津波避難対象区域内の社会福祉施設の津波避難訓練の実施	100%	80%	未達成	福祉課 高齢者支援課
29	津波避難訓練の充実・強化(自主防災会)	◎	津波避難対象区域内の全自主防災会において訓練の実施	100%	100%	達成	地域づくり 応援課
30	津波避難訓練の充実・強化(各防災訓練)	◎	多様な訓練の取入れ(避難方法、時間帯等)	100%	100%	達成	危機管理課

(3) 津波に備える体制の整備

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
31	津波避難対策の促進 (津波避難施設の整備)	●	津波避難対策緊急事業計画による津波避難施設(2箇所)の整備率	100%	100%	達成	危機管理課 産業政策課
32	津波避難対策の促進 (津波避難施設の整備補助)	●	民間の津波避難施設整備希望者に対する補助金の活用率	100%	100%	達成	危機管理課
33	津波避難対策の促進 (津波避難施設の整備)	●	津波避難施設(津波避難マウンド2箇所)の整備率	100%	100%	達成	危機管理課
34	津波避難対策の促進 (津波避難施設の夜間視認性の確保)	●	津波避難施設の付帯設備(照明)の整備率	100%	100%	達成	危機管理課
35	津波避難対策の促進 (避難路沿いのブロック塀の調査)	◎	地域住民によるブロック塀等の危険箇所の確認	100%	100%	達成	地域づくり 応援課
36	津波避難対策の促進 (海拔表示、避難誘導看板の設置)	●	津波避難対象区域内の津波避難施設に海拔表示、避難誘導看板の追加設置	100%	100%	達成	危機管理課
37	津波防災地域づくり法に基づく推進協議会の設置	◎	津波防災地域づくり法に基づく推進協議会の設置率	100%	100%	達成	危機管理課
38	津波監視体制の強化	●	津波監視のため浜松河川国道事務所の天竜川河口ライブカメラを光ファイバーで連結	100%	100%	達成	危機管理課
39	津波避難困難エリアの解消(津波避難路の整備)	●	港湾・漁港内の津波避難路(1路線)の整備率	100%	100%	達成	産業政策課

(4) 避難地・避難路の確保

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
40	避難路の整備の促進 (土地区画整理内の道路)	●	鎌田第一・新貝土地区画整理地内の6m以上の道路の整備率	75%	75.0%	達成	都市整備課

(5) 緊急輸送路等の整備

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
41	緊急輸送路の整備(市管理道路)	●	緊急輸送路である市管理道路の整備延長(66km)に対する整備率	100%	99%	ほぼ達成	道路河川課
42	緊急輸送路上の橋梁の耐震化(市管理)	●	緊急輸送路上の橋梁(17橋)に対する耐震化率	100%	100%	達成	道路河川課
43	緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進	●	緊急輸送路沿い建築物等(56棟)の落下物対策の実施率	80%	96.4%	達成	建築住宅課
44	緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震化の促進	●	緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀(約600箇所)の耐震化率	30%	30.0%	達成	建築住宅課

3 救出・救助等災害応急活動体制を強化します

(1) 防災拠点等の強化

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
45	防災センターの機能整備率	●	防災センターの光ファイバーによるシステム強化と倉庫改築整備	100%	100%	達成	危機管理課

(2) 情報収集・連絡体制の強化

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
46	消防救急無線の高度化	●	消防救急無線のデジタル化	100%	100%	達成	警防課
47	災害時における情報収集・連絡手段の強化(指定避難所)	●	指定避難所等における衛星携帯電話、PHSの整備率	100%	100%	達成	危機管理課
48	災害時における情報収集・連絡手段の強化	◎	フェイスブックの開設	100%	100%	達成	広報広聴CP課 危機管理課
49	災害時における情報収集・連絡手段の強化(ドローン整備)	●	ドローン(2台)の整備、ドローンを活用した情報収集体制の確立	100%	100%	達成	広報広聴CP課 危機管理課
50	災害時における情報収集・連絡手段の強化	◎	災害情報共有システムの更新	100%	100%	達成	危機管理課
51	災害時における情報収集・連絡手段の強化	◎	いわたホットラインの自動翻訳機能の追加	100%	100%	達成	広報広聴CP課

(3) 消防力の充実・強化

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
52	消防本部の広域化の推進	●	中遠地域2消防本部の広域化による有効性の検証	100%	100%	達成	消防総務課
53	救急体制の整備の促進	◎	実働救急救命士(42人)の確保率	100%	100%	達成	警防課
54	消防施設・設備の整備の促進(耐震性貯水槽)	●	耐震性貯水槽(650基)の整備率	100%	100%	達成	警防課
55	消防施設・設備の整備の促進(地下式消火栓)	●	地下式消火栓(3,045基)の整備	100%	100%	達成	警防課 上下水道工事課
56	地震火災に備えた消防装備の整備の促進(常備消防用車両・資機材)	●	消防用・救助用・救急用資機材の整備率	100%	100%	達成	警防課
57	地域の消防力の確保	◎	消防団員の条例定数の確保率(1,367人)	100%	66.5%	未達成	警防課
58	消防団詰所の整備	●	津波浸水域・非耐震・老朽化詰所の整備率(7箇所)	100%	100%	達成	警防課
59	消防団詰所の安全対策	●	災害時避難の支障となる非耐震・老朽化の詰所の解体率	100%	100%	達成	警防課
60	地震火災に備えた消防装備の整備の促進(消防団用車両・防災資機材)	●	消防団救助資機材の充実(整備対象消防団28分団にチェーンソー等の整備率)	100%	100%	達成	警防課

(4) 広域支援の受入れ体制の強化

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
61	孤立地域対策の促進(ヘリ誘導訓練の実施)	●	航空受援訓練(ヘリ訓練)による孤立地区(3箇所)における誘導や救助、物資支援等訓練の参加率	100%	100%	達成	危機管理課

4 医療教護体制を強化します

(1) 災害時の医療救護体制の充実・強化

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
62	災害時医療救護体制の整備(災害薬事関係マニュアル)	◎	医療従事者マニュアルの見直し	100%	100%	達成	健康増進課 病院総務課
63	災害時医療救護体制の整備(災害医療関係救護計画)	◎	磐田市医療救護計画の見直し	100%	100%	達成	健康増進課 病院総務課
64	災害時医療救護体制の整備(救護所用資機材の整備)	●	救護所の資機材整備率	100%	100%	達成	健康増進課

5 災害時の情報伝達体制を強化します

(1) 迅速・的確な情報伝達

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
65	災害時情報伝達の強化・促進(同報無線)	●	同報無線のデジタル化	100%	100%	達成	危機管理課
66	災害時情報伝達の強化・促進(いわたホッとライン)	◎	いわたホッとライン(防災)の登録者数25,000人の達成	100%	100%	達成	広報広聴CP課 危機管理課

6 複合災害・連続災害対策を強化します

(1) 原子力防災対策の強化

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
67	原子力災害時の避難体制の確立(計画)	◎	広域避難計画の策定、周知	100%	100%	達成	危機管理課
68	原子力災害時の避難体制の確立(訓練)	◎	避難計画に基づく継続的な原子力防災訓練の実施率	100%	100%	達成	危機管理課
69	原子力災害時の避難体制の確立(資機材整備)	●	原子力防災資機材(放射線測定器、防護服等)の整備率	100%	100%	達成	危機管理課
70	原子力災害時の避難体制の確立(安定ヨウ素剤確保)	●	安定ヨウ素剤の備蓄率	100%	100%	達成	健康増進課
71	原子力災害避難計画策定マニュアルの作成(学校)	◎	マニュアルの作成、周知	100%	100%	達成	学校教育課
72	原子力災害避難計画策定マニュアルの作成(幼稚園、保育園)	◎	マニュアルの作成、周知	100%	100%	達成	幼稚園保育園課
73	原子力災害避難計画策定マニュアルの作成(病院)	◎	マニュアルの作成、周知	100%	0%	未達成	病院総務課 健康増進課
74	原子力災害避難計画策定マニュアルの作成(社会福祉施設)	◎	マニュアルの作成、周知	100%	100%	達成	福祉課 高齢者支援課
75	安定ヨウ素剤の取扱マニュアルの作成	◎	マニュアルの作成、周知	100%	100%	達成	健康増進課
76	緊急時モニタリング体制の強化	●	緊急時モニタリング要員の確保	100%	100%	達成	危機管理課

7 地域の防災力を強化します

(1) 自主防災組織の活性化

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
77	地域における防災人材の活用	◎	自主防災会における人材台帳の整備率	100%	17.4%	未達成	地域づくり 応援課
78	地域の防災活動を支える人材の育成	◎	自治会長、自主防災会長合同研修会の実施率	100%	100%	達成	危機管理課
79	自主防災組織の育成・強化(自治会連合会「防災対策アクションプログラム」の支援)	●	自主防災会へ交付金を交付	100%	100%	達成	危機管理課 地域づくり 応援課
80	自主防災組織の育成・強化(防災資機材の整備)	●	配備を希望する自主防災会への可搬ポンプ整備率	100%	100%	達成	地域づくり 応援課

(2) 市民の防災意識の高揚、防災教育の充実

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
81	防災活動における公立学校と地域の連携(防災訓練等)	◎	小中学校と地域が連携した防災活動の実施率	100%	100%	達成	学校教育課 教育総務課
82	学校の防災教育の実施	◎	全小中学校での年間5時間程度の防災教育実施率	100%	100%	達成	学校教育課 教育総務課
83	男女共同参画の視点からの防災対策の推進(防災講座)	◎	女性・母親を対象とした防災リーダー養成講習会の実施率	100%	100%	達成	地域づくり 応援課 危機管理課

(3) 防災訓練の充実・強化

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
84	地域防災訓練の充実・強化(自主防災会)	◎	自主防災会における地域防災訓練の実施率	100%	100%	達成	危機管理課
85	地域防災訓練の充実・強化(中学生)	◎	中学生の地域防災訓練への参加率	100%	100%	達成	危機管理課

(4) 要配慮者の避難体制の整備

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
86	災害時要援護者の避難訓練の充実・促進	◎	災害時要援護者を対象とした防災訓練の実施率	100%	100%	達成	危機管理課 福祉課
87	市内在住外国人のための防災研修等の実施	◎	市内在住外国人のための防災研修への延べ参加数(100人/年)	100%	100%	達成	地域づくり 応援課
88	重度身体障害者等防災用具助成	●	要配慮者に対する支援	100%	100%	達成	福祉課

(5) ライフライン、事業所等の地震・津波対策の強化

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
89	電線共同溝の整備の促進(街路区間の道路)	◎	街路区間の電線共同溝整備延長(719m)に対する整備率	100%	100%	達成	都市整備課
90	事業所に対する事業継続計画(BCP)研修会の実施	■	事業所に対するBCP研修会への参加支援	100%	100%	達成	経済観光課

II 被災後の市民生活を守る

8 避難生活の支援体制を充実します

(1) 避難所運営体制の整備

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
91	屋内避難施設落下物対策(体育施設)	●	指定避難所の天井、照明、ガラス等の落下防止実施率	100%	100%	達成	スポーツ振興課
92	屋内避難施設落下物対策(交流センター)	●	指定避難所の天井、照明、ガラス等の落下防止実施率	100%	100%	達成	地域づくり応援課
93	屋内避難施設落下物対策(小中学校)	●	指定避難所の天井、照明、ガラス等の落下防止実施率	100%	100%	達成	教育総務課
94	屋内避難施設落下物対策(小中学校)	●	指定避難所の黒板灯の落下防止実施率	100%	100%	達成	教育総務課
95	屋内避難施設落下物対策(ワークピア磐田)	●	ワークピア磐田(指定避難所)の天井等の落下防止対策の実施	100%	100%	達成	経済観光課
96	屋内避難施設落下物対策(ワークピア磐田)	●	ワークピア磐田(指定避難所)の外壁の落下防止対策の実施	100%	0%	未達成	経済観光課
97	応急危険度判定の実施体制の強化	●	応急危険度判定用資機材の整備率(424セット)	100%	100%	達成	建築住宅課
98	避難所運営支援体制の充実・強化(避難所運営会議)	◎	地域住民・市防災担当者、学校等との避難所運営会議の実施率	100%	100%	達成	危機管理課 学校教育課 施設所管課
99	避難所運営マニュアルの改訂	◎	第4次地震被害想定にあわせた避難所運営マニュアルの改訂	100%	100%	達成	危機管理課
100	避難所運営支援体制の充実・強化(施設利用計画)	◎	避難所の施設利用等を定めた施設利用計画書の作成(指定避難所)	100%	100%	達成	危機管理課 学校教育課 施設所管課
101	避難所等の機能充実(非常用電源装置の配備)	●	避難所の非常用電源装置の配備率	100%	100%	達成	危機管理課 施設所管課
102	避難所等の機能充実(マンホールトイレの配備)	●	避難所のマンホールトイレの整備率(21箇所)	100%	100%	達成	危機管理課 施設所管課
103	避難所等の機能充実(トイレの配備数)	●	トイレ計画数の整備	70%	73.0%	達成	危機管理課
104	避難所等の機能充実(防災倉庫の配備)	●	避難所の防災倉庫の整備率	100%	100%	達成	危機管理課
105	避難所等の機能充実(備蓄資機材の配備)	●	非常用発電機更新計画の実施率	100%	90.1%	ほぼ達成	危機管理課
106	避難所等の機能充実(感染症対策用品の整備、更新)	●	感染症対策用品の整備、更新	100%	100%	達成	危機管理課
107	避難所等の機能充実(防災資機材の更新)	●	防災資機材の更新	100%	100%	達成	危機管理課
108	避難所等の機能充実(トイレトラックの整備)	●	トイレトラック(1台)の整備	100%	100%	達成	危機管理課
109	避難所等の機能充実(生活用水確保用井戸の整備)	●	指定避難所(44箇所)に井戸等を整備	100%	93%	ほぼ達成	危機管理課

(2) 被災者の健康支援体制の整備

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
110	災害時の健康支援の促進(マニュアルの整備)	◎	災害時健康支援マニュアルの見直し	100%	100%	達成	健康増進課
111	災害時の健康支援の促進(コーディネーターの受入体制の整備)	◎	災害時健康支援コーディネーターの受入体制の整備	100%	100%	達成	健康増進課
112	被災者のメンタルヘルスケアの促進	◎	心のケア対策に関するマニュアルの作成	100%	100%	達成	健康増進課

(3) 要配慮者の支援体制の整備

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
113	福祉避難所設置の促進(運営マニュアルの策定)	◎	「福祉避難所運営マニュアル」の策定	100%	100%	達成	高齢者支援課
114	福祉避難所設置の促進(福祉避難所の指定)	◎	福祉避難所の指定数(52施設)	100%	100%	達成	高齢者支援課

9 緊急物資等を確保します

(1) 緊急物資の備蓄促進

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
115	市民の緊急物資備蓄の促進(食料)	◎	7日以上の食料を備蓄している市民の割合	100%	42.7%	未達成	地域づくり応援課
116	市民の緊急物資備蓄の促進(水)	◎	7日以上の飲料水を備蓄している市民の割合	100%	42.7%	未達成	地域づくり応援課
117	事業所の緊急物資備蓄の促進	■	飲料水・食料を備蓄している企業事業所(手上げ)の割合	100%	70.5%	未達成	産業政策課
118	緊急物資備蓄の促進(非常食を持ち出せなかった避難者の食料)	●	磐田市の緊急物資(食料)の備蓄量(10万食)	100%	100%	達成	危機管理課
119	磐田市の緊急物資備蓄の促進(被災者の飲料水確保)	●	指定避難所を含む公共施設の給水装置設置率	100%	100%	達成	危機管理課
120	緊急物資備蓄の促進(備蓄食料の適正配置)	◎	備蓄食料の配備箇所、適正配置基準の作成	100%	100%	達成	危機管理課
121	緊急物資集積場所の整備(エアータントの整備)	●	エアータント(2張)の整備	100%	100%	達成	危機管理課

Ⅲ 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる

10 産業廃棄物などの処理体制を確保します

(1) 産業廃棄物などの処理体制の確保

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
122	産業廃棄物の処理体制の見直し	◎	「磐田市産業廃棄物処理実施計画」の見直し	100%	100%	達成	ごみ対策課

11 被災者・被災事業者の迅速な再建を目指し着実な復旧、復興を進めます

(1) 被災者の迅速な生活再建の支援

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
123	被災者の住宅の確保(応急建設住宅)	◎	応急建設住宅の個別台帳(配置計画書)の作成(第4次地震被害想定2次報告で算出される必要戸数 3,636戸)	100%	100%	達成	建築住宅課
124	被災者の住宅の確保(応急借上げ住宅)	◎	応急借上住宅の借上げに関する協力協定の締結(宅建協会及び全日不動産支部)	100%	100%	達成	建築住宅課
125	応急仮設住宅への円滑な入居	◎	応急仮設住宅入居者等選考マニュアルの作成	100%	100%	達成	建築住宅課
126	住家被害認定調査研修及び罹災証明書交付訓練の推進	◎	住家被害認定調査の研修(講習・実地)及び罹災証明交付検証・訓練の実施	100%	100%	達成	危機管理課 市 税 課
127	被災者生活再建支援体制の確保	●	被災者生活再建支援システムの導入	100%	0%	未達成	危機管理課 市 税 課 福 祉 課

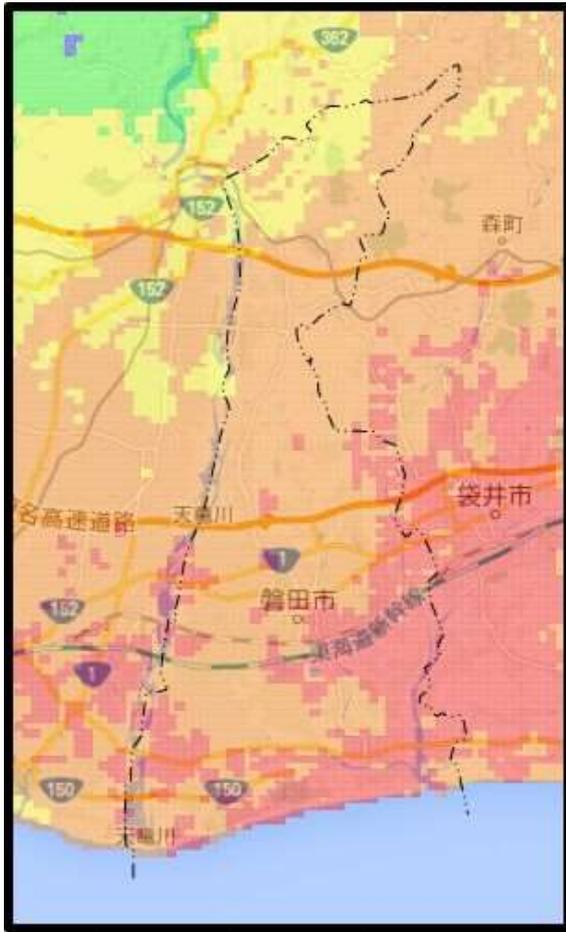
(2) 地域の迅速な復旧、復興の推進

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
128	震災復興のための都市計画行動計画策定の促進	◎	震災復興都市計画行動計画の策定率	100%	100%	達成	都市計画課
129	被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進	◎	街区官民境界調査実施率	83%	81.6%	ほぼ達成	農林水産課

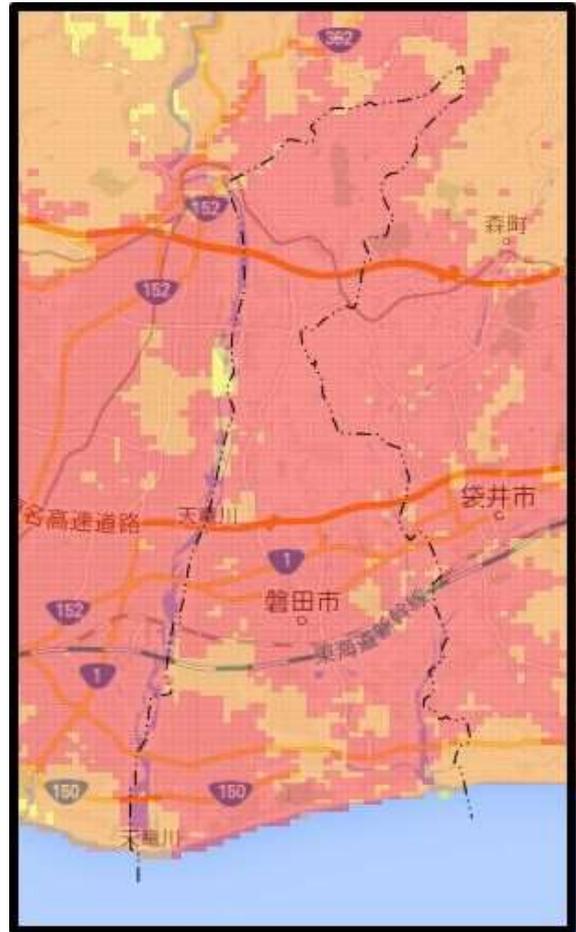
(3) 遺体への適切な対応

No.	アクション名	分類	目標指標	数値目標	2022年度末実績見込	達成見込	担当課
130	遺体の適切な対応の促進(遺体処理計画の見直し)	◎	遺体処理計画の見直し	100%	100%	達成	福 祉 課 市 民 課 危機管理課
131	遺体の適切な対応の促進(資機材の整備)	●	遺体処理に関する資機材の整備率	100%	100%	達成	福 祉 課 市 民 課 危機管理課
132	遺体の適切な対応の促進(遺体処理訓練)	◎	遺体処理訓練の実施	100%	100%	達成	福 祉 課 市 民 課 環 境 課 危機管理課
133	遺体の適切な対応の促進(遺体処理手順の作成)	◎	遺体処理計画の見直しに併せ、遺体処理手順を作成	100%	100%	達成	福 祉 課 高 齢 者 支 援 課 市 民 課 環 境 課 危機管理課

資料4-01 推定震度分布図



レベル1の地震
(東海・東南海・南海地震)

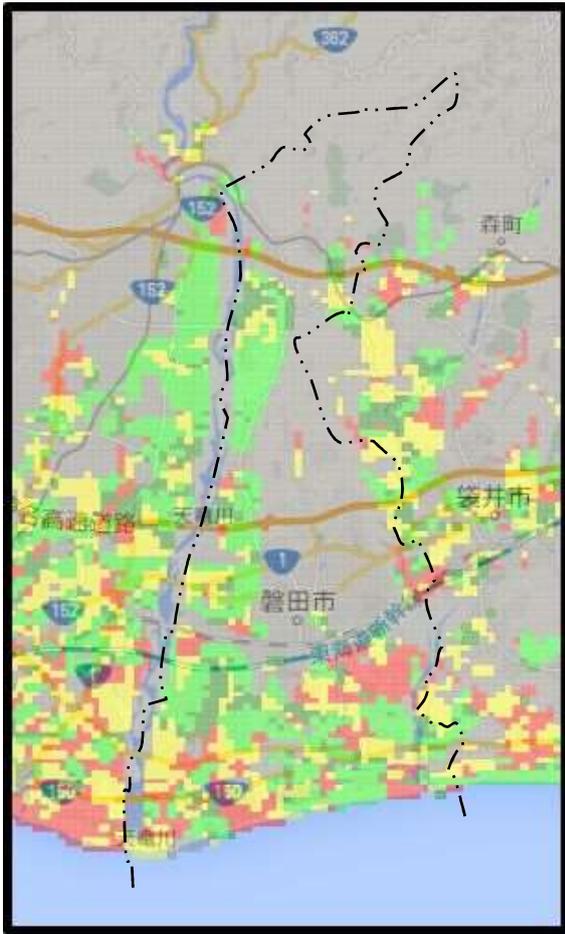


レベル2の地震
(南海トラフ巨大地震)

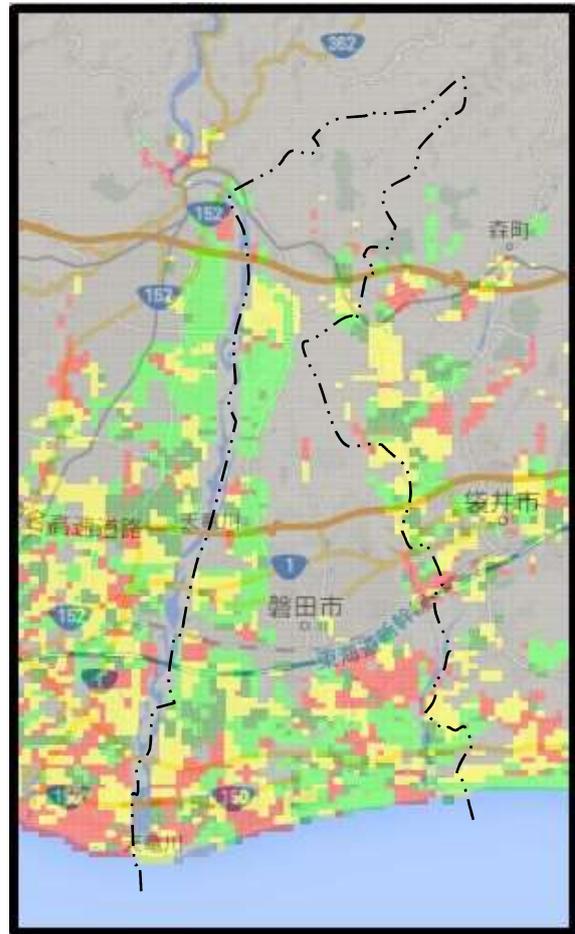
震度階級	
	7
	6 強
	6 弱
	5 強
	5 強弱

静岡県「第4次地震被害想定結果」より

資料4-02 推定液状化危険度図



レベル1の地震
(東海・東南海・南海地震)

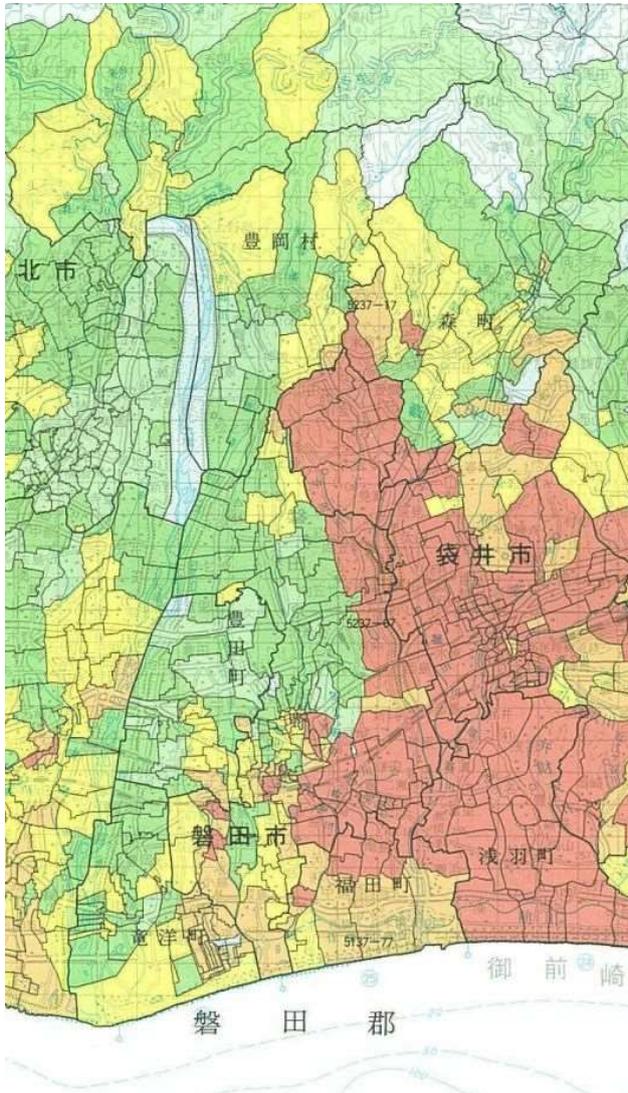


レベル2の地震
(南海トラフ巨大地震)

液状化危険性ランク	
■ 大	大
■ 中	中
■ 小	小
■ なし	なし
■ 対象外	対象外

静岡県「第4次地震被害想定結果」より

資料4-03 地震動、液状化による推定建物被害率図



凡 例	
	被害率が5%未満
	被害率が5%以上、10%未満
	被害率が10%以上、15%未満
	被害率が15%以上、20%未満
	被害率が20%以上、25%未満
	被害率が25%以上

※第4次地震被害想定では公表されないため
第3次想定ものを掲載する。

静岡県編「第3次地震被害想定結果」より

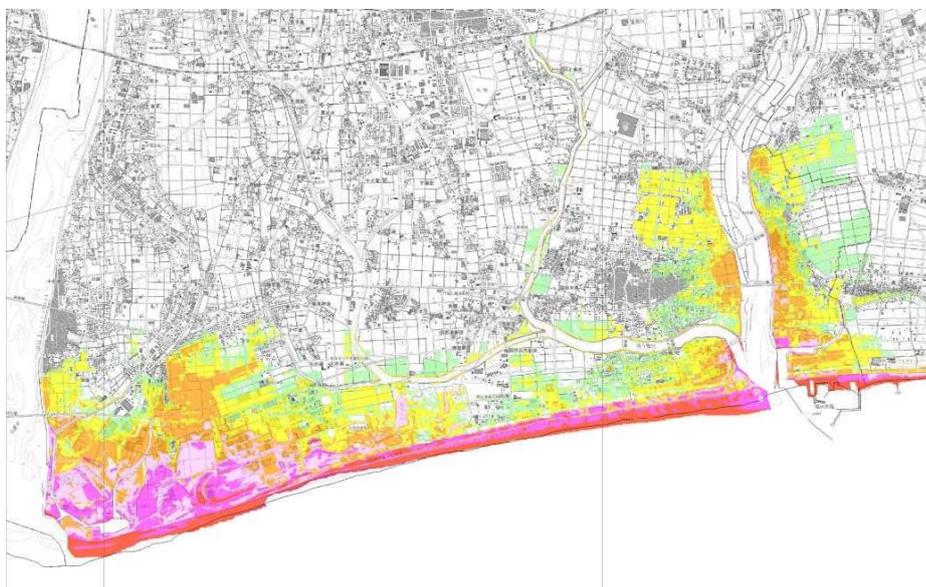
資料4-04 推定津波浸水域図

1. レベル1の地震（東海・東南海・南海地震）
最大津波高6m、浸水面積1.3km²



最大浸水深(m)	
■	5m~10m
■	3m~5m
■	2m~3m
■	1m~2m
■	0.3m~1m
■	0.01m~0.3m

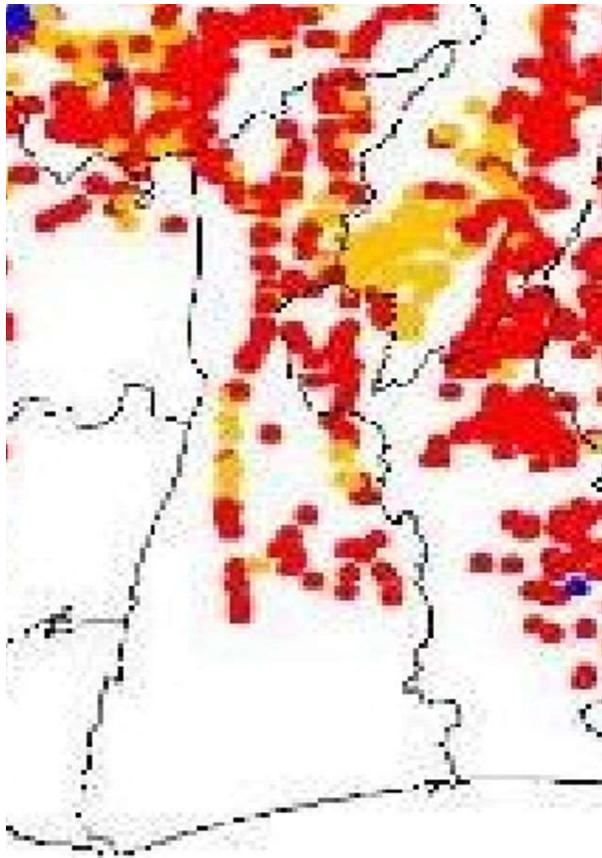
2. レベル2の地震（南海トラフ巨大地震）
最大津波高12m、浸水面積16.1km²



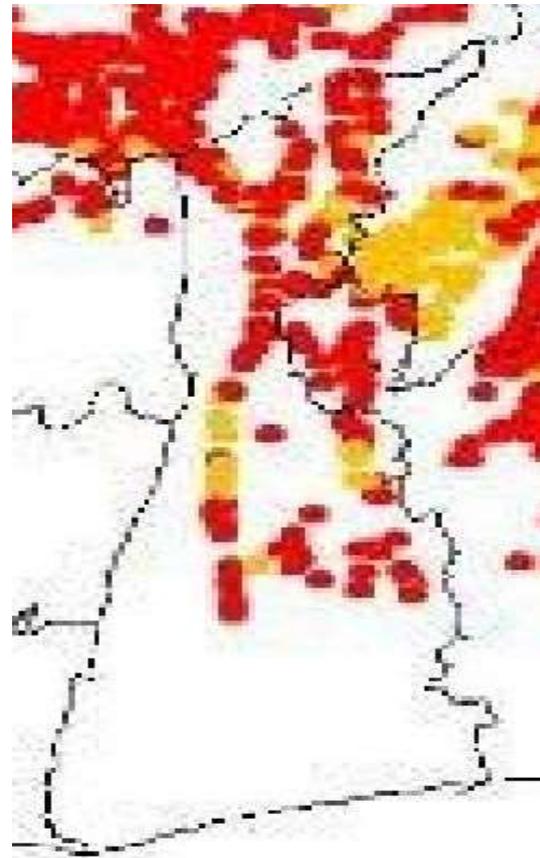
最大浸水深(m)	
■	10m~20m
■	5m~10m
■	3m~5m
■	2m~3m
■	1m~2m
■	0.3m~1m
■	0.01m~0.3m

静岡県「第4次地震被害想定結果」より

資料4-05 山・がけ崩れによる推定建物被害率図



レベル1の地震
(東海・東南海・南海地震地震)

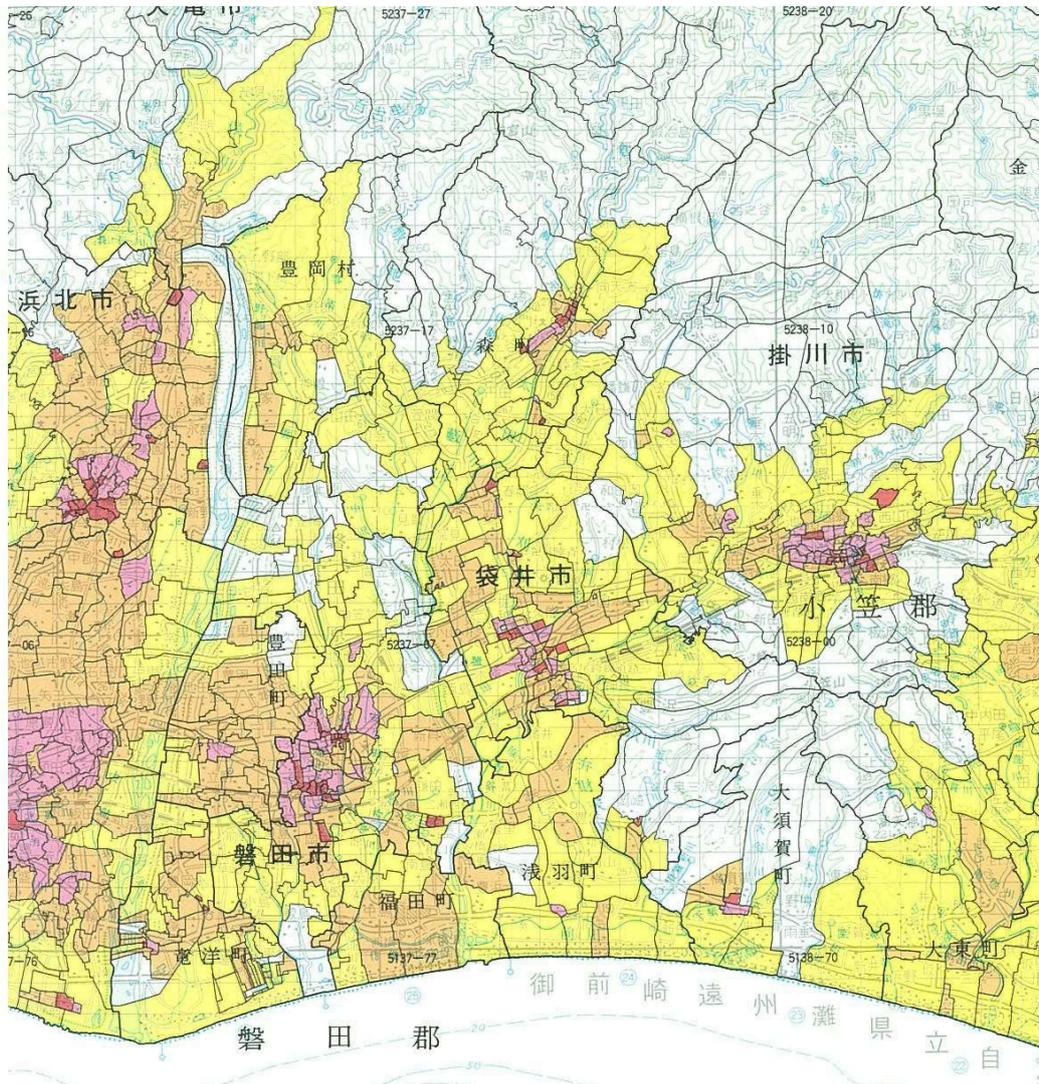


レベル2の地震
(南海トラフ巨大地震)

- ランク A
- ランク B
- ランク C

静岡県「第4次地震被害想定結果」より

資料4-06 推定火災延焼危険度図



凡 例	
	ランク 5 (延焼速度が大きい順に20%以内)
	ランク 4 (延焼速度が大きい順に20%~40%)
	ランク 3 (延焼速度が大きい順に40%~60%)
	ランク 2 (延焼速度が大きい順に60%~80%)
	ランク 1 (延焼速度が大きい順に80%~100%)

※第4次地震被害想定では公表されないため、第3次想定のみを掲載する。

静岡県編「第3次地震被害想定結果」より

資料 5-01 原子力災害対策を重点的に実施すべき自治区

(令和5年4月1日)

地 区	自 治 会 等 の 名 称
磐田地区	見付地区、中泉地区、天竜地区、長野地区、於保地区、大藤地区（第1区から第5区まで）、向笠地区、西貝地区、御厨地区、南御厨地区、田原地区、今之浦地区
福田地区	全域
竜洋地区	西地区（金洗）、東地区、北地区（平間、あおば、ニュータウン）
豊田地区	富岡地区（気賀東、加茂東、加茂川原）、豊田東地区 井通地区（上万能、一言里、一言北原、一言エクレール） 青城地区（中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、下本郷）

資料 5-02 警戒事態に該当する事象一覧

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画（令和 3 年 8 月）

略 称	事 象
AL11 原子炉停止機能 の異常又は異常 のおそれ (※1)	<p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定に定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。</p> <p>(2)「原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され」とは、試験、保守作業等意図的な場合を除き、1チャンネル(3, 4号機)又は1区分(5号機)の原子炉スクラム信号が発信した場合をいう。</p> <p>(3)「一定時間」とは、1時間をいう。</p> <p>(4)「発信された原因を特定できない」とは原子炉がスクラムすべき状況になっているかどうか確定できない状況をいう。ただし、以下の場合には警戒事象の対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定時間内に、運転上の制限からの逸脱を宣言し原子炉停止操作を開始した場合 ・全制御棒全挿入の場合 <p>(5)「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと」とは、自動スクラム、手動スクラム、代替制御棒挿入(手動を含む)、原子炉モードスイッチ「停止」による全制御棒挿入操作に失敗し、未挿入制御棒が3, 4号機は1本以下、5号機はペア1組以下であることが確認できない状態をいう。</p>

略 称	事 象													
AL21 原子炉冷却材の漏えい (※1)	<p>原子炉の運転中に保安規定(原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。</p> <p>(2)「保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材漏えいが起こり」とは、保安規定の(原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率)の運転上の制限を超える漏えい率が確認され、保安規定で定める完了時間内に保安規定で定める措置を完了できない場合をいう。</p> <p>(3)保安規定の運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="403 752 1433 913"> <thead> <tr> <th data-bbox="403 752 644 792">項 目</th> <th data-bbox="644 752 1433 792">運転上の制限(3～5号機)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="403 792 644 913">原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えい率</td> <td data-bbox="644 792 1433 913">(1)不明確な箇所からの漏えい率が0.23m³/h以下であること (2)総漏えい率が1日平均で5.9m³/h以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)保安規定で定める措置</p> <table border="1" data-bbox="403 956 1433 1160"> <thead> <tr> <th data-bbox="403 956 799 996">条 件</th> <th data-bbox="799 956 1251 996">要求される措置</th> <th data-bbox="1251 956 1433 996">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="403 996 799 1077">A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td data-bbox="799 996 1251 1077">A1. 運転上の制限内に復旧したことを確認する</td> <td data-bbox="1251 996 1433 1077">4 時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1077 799 1160">B. 条件 A を達成できない場合</td> <td data-bbox="799 1077 1251 1160">B1. 高温停止にする B2. 冷温停止にする</td> <td data-bbox="1251 1077 1433 1160">24 時間 36 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉格納容器内外において原子炉冷却材の漏えいが発生し、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却装置の作動設定値に達した場合又は原子炉水位を維持するために手動により非常用炉心冷却装置を作動させる場合をいう。</p>	項 目	運転上の制限(3～5号機)	原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えい率	(1)不明確な箇所からの漏えい率が0.23m ³ /h以下であること (2)総漏えい率が1日平均で5.9m ³ /h以下であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転上の制限内に復旧したことを確認する	4 時間	B. 条件 A を達成できない場合	B1. 高温停止にする B2. 冷温停止にする	24 時間 36 時間
項 目	運転上の制限(3～5号機)													
原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えい率	(1)不明確な箇所からの漏えい率が0.23m ³ /h以下であること (2)総漏えい率が1日平均で5.9m ³ /h以下であること													
条 件	要求される措置	完了時間												
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転上の制限内に復旧したことを確認する	4 時間												
B. 条件 A を達成できない場合	B1. 高温停止にする B2. 冷温停止にする	24 時間 36 時間												
AL22 原子炉給水機能の喪失 (※1)	<p>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。</p> <p>(2)「全ての給水機能」は、常用の給水機能が対象であり、原子炉隔離冷却系は含まない。</p> <p>(3)「給水機能が喪失」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。</p>													

略 称	事 象
AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 (※1)	<p>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。</p> <p>(2)「主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失」とは、以下のいずれかの状態をいう。</p> <p>①復水器内真空度が「復水器真空度低」設定値(3～5号機:-23.8kPa [gage])まで低下</p> <p>②全ての主蒸気ラインが使用不能</p> <p>(3)「残留熱を除去する機能の一部が喪失」とは、利用できる余熱除去系が以下のいずれか1系統のみ(緊急時海水取水設備(※3)を使用する場合も含む)になる場合をいう。</p> <p>①停止時冷却モード</p> <p>②サブプレッションプール冷却モード</p> <p>③格納容器スプレイモード</p>
AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ (※1)	<p>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2)「非常用交流母線」とは、非常用高圧母線及び緊急用高圧母線をいう。</p> <p>(3)「非常用交流母線が一となった場合において当該交流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、使用可能な非常用高圧母線又は緊急用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が外部電源、非常用ディーゼル発電機、常設代替電源設備のどれか1つになった場合をいう。ただし、計画的にこうした状態にする場合を除く。</p> <p>(4)「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、以下の状態になった場合をいう。</p> <p>①全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、外部電源から受電できていない。</p> <p>②全ての非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機から受電できていない。</p> <p>③全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、常設代替電源設備から受電できていない。</p> <p>ここでいう「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用高圧母線及び緊急用高圧母線へ供給する設備をいい、「常設代替電源設備」とは、緊急時ガスタービン発電機(※3)及び他号機からの高圧電源融通をいう。</p>

略 称	事 象
AL29 停止中の原子炉 冷却機能の一部 喪失 (※1)	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 (解説) (1)「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「冷温停止」又は「燃料交換」において照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合をいう。 (2)「水位低設定値」とは、3, 4号機はL-2 (-970mm), 5号機はL-1.5 (-2040mm)の水位をいう。
AL30 使用済燃料貯蔵 槽の冷却機能喪 失のおそれ (※1)	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 (解説) (1)「水位が一定の水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が、「照射済燃料集合体の頂部から上方6m (燃料貯蔵ラック上端*から上方6m (通常水位-975mm)) の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プールの水位計 (可搬型設備を含む), 監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持, 回復手段は, 可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定
AL31 使用済燃料貯蔵 槽の冷却機能喪 失のおそれ (※2)	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと, 又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 (解説) (1)「水位を維持できないとき」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が、「照射済燃料集合体の頂部から上方4m (燃料貯蔵ラック上端*から上方4m (通常水位-2975mm)) の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計 (可搬型設備を含む), 監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は, 可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定 (2)「水位を一定時間以上測定できない」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位計 (可搬型設備を含む), 監視カメラ等により液面の位置が確認できない状態が24時間以上継続した場合をいう。
AL42 単一障壁の喪失 又は喪失のおそ れ (※1)	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること, 又は, 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 (解説) (1)原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」, 「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)燃料被覆管障壁又は原子炉冷却系障壁のいずれかの喪失若しくはその可能性がある場合に該当する。 (3)各障壁の条件は, 添付1のとおり。

略 称	事 象
AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (※1)	<p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第10号)第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1) 保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室」とは、中央制御室及び遠隔停止系盤の設置場所をいう。</p> <p>(3) 「運転や制御に影響を及ぼす」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤及び遠隔停止系盤での操作が容易にできなくなる状況をいう。</p>
AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 (※1)	<p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1) 保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失」とは、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、「①中央制御室から所内へ通信する手段」が、どれか1つの手段のみとなる場合又は「②中央制御室あるいは緊急時対策所から所外へ通信する手段」が、どれか1つの手段のみとなる場合をいう。ここでいう「どれか1つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、使用可能な通信手段が1種類のみになる場合をいう。</p>
AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (※1)	<p>重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1) 保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2) 「重要区域」及び「安全機器等」については、別表2-4に定義する。</p> <p>(3) 「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある」とは、火災又は溢水により、安全機器等に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなるおそれがあることをいう。</p> <p>(4) 「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が発火することをいう。</p> <p>(5) 「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む)。</p>

略 称	事 象
	御前崎市において震度 6 弱以上の地震が発生した場合
	静岡県において大津波警報が発表された場合
	東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合
	原子力規制委員会が警戒事態を判断した場合

- (※ 1) 「AL11,21,22,23,25,29,30,42,51,52,53」：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合した場合に適用する。なお、具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第 43 条の 3 の 11 に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 16 条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。
- (※ 2) 「AL31」：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合していない場合に適用する。
- (※ 3) 重大事故防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号）第 2 条第 2 項第 14 号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下「SA 設備」という。）の総称又は設備案として例示する。なお、SA 設備は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合した場合に確定する。

注：浜岡原子力発電所 1 号機及び 2 号機においては、※ 1，※ 2 の事象は該当しない。

付表 安全機器等一覧表

(1) 3号機

安全機器等	本体機器	重要区域	要求される機能
RCIC	ポンプ	[R/B B2FL]RCIC ポンプ室	高圧の非常用炉心冷却
HPCS		[R/B B2FL]HPCS ポンプ室	
RHR (A)	ポンプ 熱交換器	[R/B B2FL]RHR ポンプ (A) 室 [R/B 2FL]RHR 熱交換器 (A) 室	残留熱除去
RHR (B)		[R/B B2FL]RHR ポンプ (B) 室 [R/B 2FL]RHR 熱交換器 (B) 室	
RHR (A)	ポンプ	[R/B B2FL]RHR ポンプ (A) 室	低圧の非常用炉心冷却
RHR (B)		[R/B B2FL]RHR ポンプ (B) 室	
RHR (C)		[R/B B2FL]RHR ポンプ (C) 室	
LPCS		[R/B B2FL]LPCS ポンプ室	
HCU	ユニット	[R/B 1FL]HCU (A), (B) エリア	原子炉停止
CRD	ポンプ	[R/B B2FL]CRD ポンプ室	
125V 充電器 (A)	盤	[Ax/B 2FL]計測制御電源室	直流電源
125V 充電器 (B)			
125V 充電器 (C)			
直流 125V 蓄電池 (A)	バッテリー		
直流 125V 蓄電池 (B)			
M/C E, P/C E-2	盤	[R/B 2FL]非常用電気品 (A) 室	交流電源 (非常用母線)
P/C E-1		[R/B 1FL]D/G 電気品 (A) 室	
M/C F, P/C F-2		[R/B 2FL]非常用電気品 (B) 室	
P/C F-1		[R/B 1FL]D/G 電気品 (B) 室	
M/C H, P/C H		[R/B 2FL]非常用電気品 (HPCS) 室	
D/G (A)	発電機	[R/B 1FL]D/G (A) 室	交流電源 (D/G)
D/G (B)		[R/B 1FL]D/G (B) 室	
D/G (HPCS)		[R/B 1FL] D/G (HPCS) 室	
FPC	ポンプ 熱交換器	[R/B 2FL]FPC ポンプ室, [R/B 2FL]FPC 熱交換器室	燃料プール水補給
FPMUW	ポンプ	[R/B B1FL]FPMUW ポンプ室	
MUWC	ポンプ	[R/B B1FL]MUWC ポンプ室	

注: 「安全機器等」は、表に記載している「本体機器」及びそのサポート機器(配管、弁等)とし、「安全機器等」に関連する他の系統は含まない。

「重要区域」には、「本体機器」が設置されている部屋又はエリアを設定する。

以下に該当する場合、当該の「安全機器等」は、故障し使用できないものと判断する。

①重要区域内の場合

- ・火災が発生(重要区域外で発生した火災が重要区域内に影響を及ぼす場合を含む)し、速やかに消火できない場合
- ・溢水が発生(重要区域外で発生した溢水が重要区域内に影響を及ぼす場合を含む)し、速やかに事態を収束できない場合
- ・速やかに消火、事態の収束ができた場合でも、安全機器等の故障の蓋然性が高いと判断した場合

②重要区域外の場合

- ・火災・溢水により、「安全機器等」のサポート機器が故障し、安全機器等が故障した蓋然性が高いと判断した場合

(2) 4号機

安全機器等	本体機器	重要区域	要求される機能
RCIC	ポンプ	[R/B B2FL]RCIC ポンプ室	高圧の非常用炉心冷却
HPCS		[R/B B2FL]HPCS ポンプ室	
RHR (A)	ポンプ 熱交換器	[R/B B2FL]RHR ポンプ (A) 室 [R/B 2FL]RHR 熱交換器 (A) 室	残留熱除去
RHR (B)		[R/B B2FL]RHR ポンプ (B) 室 [R/B 2FL]RHR 熱交換器 (B) 室	
RHR (A)	ポンプ	[R/B B2FL]RHR ポンプ (A) 室	低圧の非常用炉心冷却
RHR (B)		[R/B B2FL]RHR ポンプ (B) 室	
RHR (C)		[R/B B2FL]RHR ポンプ (C) 室	
LPCS		[R/B B2FL]LPCS ポンプ室	
HCU	ユニット	[R/B 1FL]HCU (A), (B) エリア	原子炉停止
CRD	ポンプ	[R/B B2FL]CRD ポンプ室	
125V 充電器 (A)	盤	[R/B 1FL]D/G (A) 電気品室	直流電源
125V 充電器 (B)		[R/B 2FL]計測制御電源盤 (B) 室	
125V 充電器 (C)			
直流 125V 蓄電池 (A)	バッテリー	[R/B MB1FL]125V バッテリー (A) 室	
直流 125V 蓄電池 (B)		[R/B MB1FL]125V バッテリー (B) 室	
M/C E, P/C E-1, E-2	盤	[R/B B1FL]非常用電気品 (A) 室	交流電源 (非常用母線)
M/C F, P/C F-1, F-2		[R/B B1FL]非常用電気品 (B) 室	
M/C H		[R/B B1FL]HPCS 電気品室	
D/G (A)	発電機	[R/B 1FL]D/G (A) 室	交流電源 (D/G)
D/G (B)		[R/B 1FL]D/G (B) 室	
D/G (HPCS)		[R/B 1FL]HPCS D/G 室	
FPC	ポンプ 熱交換器	[R/B 2FL]FPC ポンプ室, [R/B 2FL]FPC 熱交換器室	燃料プール水補給
FPMUW	ポンプ	[R/B B2FL]FPMUW ポンプ室	
MUWC	ポンプ	[R/B B2FL]MUWC ポンプ室	

注：「安全機器等」は、表に記載している「本体機器」及びそのサポート機器（配管、弁等）とし、「安全機器等」に関連する他の系統は含まない。

「重要区域」には、「本体機器」が設置されている部屋又はエリアを設定する。

以下に該当する場合、当該の「安全機器等」は、故障し使用できないものと判断する。

①重要区域内の場合

- ・ 火災が発生（重要区域外で発生した火災が重要区域内に影響を及ぼす場合を含む）し、速やかに消火できない場合
- ・ 溢水が発生（重要区域外で発生した溢水が重要区域内に影響を及ぼす場合を含む）し、速やかに事態を収束できない場合
- ・ 速やかに消火、事態の収束ができた場合でも、安全機器等の故障の蓋然性が高いと判断した場合

②重要区域外の場合

- ・ 火災・溢水により、「安全機器等」のサポート機器が故障し、安全機器等が故障した蓋然性が高いと判断した場合

(3) 5号機

安全機器等	本体機器	重要区域	要求される機能
RCIC	ポンプ	[R/B B2FL]RCIC ポンプ室	高圧の非常用炉心冷却
HPCF (B)		[R/B B2FL]HPCF ポンプ (B) 室	
HPCF (C)		[R/B B2FL]HPCF ポンプ (C) 室	
RHR (A)	ポンプ 熱交換器	[R/B B2FL]RHR ポンプ (A) 室	残留熱除去, 低圧の非常用炉心冷却
RHR (B)		[R/B B2FL]RHR ポンプ (B) 室	
RHR (C)		[R/B B2FL]RHR ポンプ (C) 室	
HCU	ユニット	[R/B B2FL]北側, 南側 HCU 室	原子炉停止
FMCRD	盤	[R/B 2FL]FMCRD 制御盤室	
直流 125V 充電器盤 (A)	盤	[R/B 2FL]区分Ⅰ計測制御電源室	直流電源
直流 125V 充電器盤 (B)		[R/B 2FL]区分Ⅱ計測制御電源室	
直流 125V 充電器盤 (C)		[R/B 2FL]区分Ⅲ計測制御電源室	
直流 125V 充電器盤 (D)		[R/B 2FL]区分Ⅳ計測制御電源室	
直流 125V 充電器 (予備) 盤			
125V 蓄電池区分Ⅰ	バッテリー	[R/B B1FL]区分Ⅰバッテリー室	
125V 蓄電池区分Ⅱ		[R/B 2FL]区分Ⅱバッテリー室	
125V 蓄電池区分Ⅲ		[R/B 2FL]区分Ⅲバッテリー室	
125V 蓄電池区分Ⅳ		[R/B B1FL]区分Ⅳバッテリー室	
M/C E, P/C E-1, E-2	盤	[R/B B1FL] A系非常用電気品室	交流電源 (非常用母線)
M/C F, P/C F-1, F-2		[R/B B1FL] B系非常用電気品室	
M/C G, P/C G-1, G-2		[R/B B1FL] C系非常用電気品室	
D/G (A)	発電機	[R/B 1FL]D/G (A) 室	交流電源 (D/G)
D/G (B)		[R/B 1FL]D/G (B) 室	
D/G (C)		[R/B 1FL]D/G (C) 室	
FPC	ポンプ 熱交換器	[R/B 3FL]FPC ポンプ室 [R/B 4FL]FPC 熱交換器室	燃料プール水補給
SPCU	ポンプ	[R/B B2FL]SPCU ポンプ室	
MUWC	ポンプ	[R/B B2FL]MUWC ポンプ室	

注: 「安全機器等」は, 表に記載している「本体機器」及びそのサポート機器 (配管, 弁等) とし, 「安全機器等」に関連する他の系統は含まない。

「重要区域」には, 「本体機器」が設置されている部屋又はエリアを設定する。

以下に該当する場合, 当該の「安全機器等」は, 故障し使用できないものと判断する。

①重要区域内の場合

- ・火災が発生 (重要区域外で発生した火災が重要区域内に影響を及ぼす場合を含む) し, 速やかに消火できない場合
- ・溢水が発生 (重要区域外で発生した溢水が重要区域内に影響を及ぼす場合を含む) し, 速やかに事態を収束できない場合
- ・速やかに消火, 事態の収束ができた場合でも, 安全機器等の故障の蓋然性が高いと判断した場合

②重要区域外の場合

- ・火災・溢水により, 「安全機器等」のサポート機器が故障し, 安全機器等が故障した蓋然性が高いと判断した場合

資料 5-03 施設敷地緊急事態に該当する事象一覧

原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画（令和 3 年 8 月）

略 称	法 令
SE01 敷地境界付近 の放射線量の 上昇	<p>政令第 4 条第 4 項第 1 号 第 1 項に規定する基準以上の放射線量が第 2 項又は前項の定めるところにより検出されたこと。</p> <p>政令第 4 条第 1 項（第 1 項に規定する基準） 法第 10 条第 1 項の政令で定める基準は、1 時間当たり 5 マイクロシーベルトの放射線量とする。</p> <p>政令第 4 条第 2 項（第 2 項の定めるところ） 法第 10 条第 1 項の規定による放射線量の検出は、法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の 1 又は 2 以上について、それぞれ単位時間（2 分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し 1 時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第 3 条の 2（原子力規制委員会規則で定める場合） 令第 4 条第 2 項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第 4 条第 2 項の 1 時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第 1 項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。</p> <p>政令第 4 条第 3 項（第 3 項の定めるところ） 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第 1 項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の 1 又は 2 以上についての数値が 1 時間当たり 1 マイクロシーベルト以上であるときは、法第 10 条第 1 項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第 4 条（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第 4 条第 3 項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第 4 条第 1 項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1 時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p>

略 称	法 令												
	<p>(解説)</p> <p>(1) モニタリングポストにて $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出(1地点のみで10分間未満)した場合、本事象に該当する。 また、全てのモニタリングポストが $5\mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合においても、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したモニタリングポストがあるときは、当該モニタリングポストにおける放射線量と中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、$5\mu\text{Sv/h}$ 以上となった場合、本事象に該当する。</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、モニタリングポストによる当該数値は検出されなかったこととする。</p> <p>①排気筒モニタ、格納容器雰囲気モニタ及び燃料交換エリア換気モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 ②落雷の時に検出された場合</p>												
<p>SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p>	<p>政令第4条第4項第2号</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量：1時間当たり5マイクロシーベルト SE01参照。 原子力規制委員会規則で定める基準，原子力規制委員会規則で定めるところ：通報すべき事象等に関する規則第5条。添付2参照。</p> <p>(解説)</p> <p>(1) 排気筒において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出(10分間以上継続)された場合、本事象に該当する。</p> <p>(2) $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する気体放射性物質の検出値</p> <table border="1" data-bbox="400 1391 1430 1635"> <thead> <tr> <th>号 機</th> <th>排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動していない場合)</th> <th>非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号機</td> <td>400cps</td> <td>100,000cps</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>800cps</td> <td>200,000cps</td> </tr> <tr> <td>5号機</td> <td>800s^{-1}</td> <td>$200,000\text{s}^{-1}$</td> </tr> </tbody> </table>	号 機	排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動していない場合)	非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の場合)	3号機	400cps	100,000cps	4号機	800cps	200,000cps	5号機	800s^{-1}	$200,000\text{s}^{-1}$
号 機	排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動していない場合)	非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の場合)											
3号機	400cps	100,000cps											
4号機	800cps	200,000cps											
5号機	800s^{-1}	$200,000\text{s}^{-1}$											

略 称	法 令		
SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	<p>政令第4条第4項第2号</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量：1時間当たり5マイクロシーベルト SE01参照。 <u>原子力規制委員会規則で定める基準</u>，<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>：通報すべき事象等に関する規則第5条。添付2参照。</p> <p>(解説)</p> <p>(1) 放水口において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出(10分間以上継続)された場合、本事象に該当する。</p> <p>(2)5μSv/hに相当する液体放射性物質の検出値 1～4号機 放水口モニタ：6,000cps 5号機 放水口モニタ：6,000s⁻¹</p>		
SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	<p>政令第4条第4項第3号</p> <p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。)外の場所(前号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ 1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第1項(原子力規制委員会規則で定める区域)令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。</p> <p>(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="391 1429 1423 1635"> <thead> <tr> <th data-bbox="391 1429 1423 1473">原子炉設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="391 1473 1423 1635"> 実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。)の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、(略)規定する管理区域 </td> </tr> </tbody> </table> <p>前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。 SE02，SE03参照。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第3項(原子力規制委員会規則で定めるところ)令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。</p>	原子炉設置者	実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。)の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、(略)規定する管理区域
原子炉設置者			
実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。)の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、(略)規定する管理区域			

略 称	法 令		
	<p>二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>(解説) (1) 管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$50\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、本事象に該当する。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、$50\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量が検出される蓋然性が高い場合、本事象に該当する。</p>		
<p>SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p>	<p>政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。)外の場所(前号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 ロ 当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第1項(原子力規制委員会規則で定める区域) 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。 (抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="391 1429 1423 1635"> <thead> <tr> <th data-bbox="391 1429 1423 1473">原子炉設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="391 1473 1423 1635"> 実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。)の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、(略)規定する管理区域 </td> </tr> </tbody> </table> <p>前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。 SE02, SE03参照。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第3項(原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。</p>	原子炉設置者	実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。)の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、(略)規定する管理区域
原子炉設置者			
実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。)の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、(略)規定する管理区域			

略 称	法 令
	<p>二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 令第4条4項3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。</p> <p>一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値</p> <p>二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度</p> <p>三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p> <p>（解説）</p> <p>(1) 管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして空气中の放射性物質について以下の放射能水準以上の放射性物質が検出された場合、本事象に該当する。</p> <p>(2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、以下の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合、本事象に該当する。</p> <p>①検出された放射性物質の種類が明らかで、一種類の場合は、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値</p> <p>②検出された放射性物質の種類が明らかで、二種類以上の放射性物質がある場合は、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質について①により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値</p> <p>③検出された放射性物質の種類が明らかでない場合は、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p>
SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	<p>通報すべき事象等に関する規則第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>

略 称	法 令
SE21 原子炉冷却材 漏えい時にお ける非常用炉 心冷却装置に よる一部注水 不能 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(1) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備(以下「非常用炉心冷却装置等」という。)のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉格納容器内外において原子炉冷却材の漏えいが発生し、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却装置の作動設定値に達した場合又は原子炉水位を維持するために手動により非常用炉心冷却装置を作動させる場合をいう。 (3)「非常用炉心冷却装置等」とは、設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却系及び3、4号機の原子炉隔離冷却系に加え、同設備に求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)ならびに即応性を有する代替注水系(※3)を含める。具体的な設備は以下のとおり。 高圧系：高圧炉心スプレー系、原子炉隔離冷却系、高圧代替注水系(※3) 低圧系：低圧炉心スプレー系、余熱除去系 (4)「非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない」とは、非常用炉心冷却装置等のうち全ての高圧系又は全ての低圧系の機能が喪失した場合をいう。
SE22 原子炉注水機 能喪失のおそ れ (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(2) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「全ての給水機能」は、常用の給水機能が対象であり、原子炉隔離冷却系は含まない。 (3)「給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。 (4)「非常用炉心冷却装置等(当該原子炉へ高圧で注水するものに限る。)による注水が直ちにできない」とは、SE21解説(2)で示す高圧系の非常用炉心冷却装置等(設計基準事故対処設備及び代替注水系(※3))により原子炉へ注水されていることを確認できない状態(例：ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。

略 称	法 令
SE23 残留熱除去機能の喪失 (※1)	<p>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(3)</p> <p>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。</p> <p>(2)「主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合」とは、以下のいずれかの状態をいう。</p> <p>①復水器内真空度が「復水器真空度低」設定値(3～5号機：-23.8kPa〔gage〕)まで低下</p> <p>②全ての主蒸気ラインが使用不能</p> <p>(3)「残留熱を直ちに除去できない」とは、余熱除去系の以下の系統(緊急時海水取水設備(※3)を使用する場合も含む)が使用不能になる場合をいう。</p> <p>①停止時冷却モード</p> <p>②サプレッションプール冷却モード</p> <p>③格納容器スプレイ冷却モード</p> <p>(4)交流電源喪失時の電源切り替えに伴う30分以内の余熱除去系の機能停止は除く。</p>
SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 (※1)	<p>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(4)</p> <p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2)「非常用交流母線」とは、非常用高圧母線及び緊急用高圧母線をいう。</p> <p>(3)「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、以下の状態になった場合をいう。</p> <p>①全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、外部電源から受電できていない。</p> <p>②全ての非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機から受電できていない。</p> <p>③全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、常設代替電源設備から受電できていない。</p> <p>ここでいう「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用高圧母線及び緊急用高圧母線へ供給する設備をいい、「常設代替電源設備」とは、緊急時ガスタービン発電機(※3)及び他号機からの高圧電源融通をいう。</p>
SE27 直流電源の部分喪失 (※1)	<p>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(5)</p> <p>非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2)「非常用直流母線」とは、125V直流母線A、B及びH(5号機についてはA、B及びC)をいう。</p>

略 称	法 令
	<p>(3)「非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態」とは、複数ある直流125V母線のうち、電源供給可能な母線が1つになった場合に、当該母線に電気を供給する電源（所内全ての直流電源設備を含む。）が蓄電池、充電器、予備充電器のうちいずれか1つになった場合をいう。</p>
<p>SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 (※1)</p>	<p>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（6）</p> <p>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>（解説）</p> <p>(1)「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「冷温停止」又は「燃料交換」において照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合をいう。</p> <p>(2)「非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位」とは、L-1（3,4号機：-3,790mm,5号機：-2,880mm）の水位をいう。</p>
<p>SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (※1)</p>	<p>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（7）</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>（解説）</p> <p>(1)「水位を維持できない」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が、「照射済燃料集合体の頂部から上方4m（燃料貯蔵ラック上端*から上方4m（通常水位-2975mm））の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計（可搬型設備を含む）、監視カメラ等により確認した場合をいう。</p> <p>なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。</p> <p>※有効燃料頂部の位置から保守的に設定</p> <p>(2)「水位を測定できない」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位計（可搬型設備を含む）、監視カメラ等により液面の位置が確認できない場合をいう。</p>
<p>SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (※2)</p>	<p>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号へ（1）</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>（解説）</p> <p>(1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が、「照射済燃料集合体の頂部から上方2m（燃料貯蔵ラック上端*から上方2m（通常水位-4975mm））の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計（可搬型設備を含む）、監視カメラ等により確認した場合をいう。</p> <p>なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。</p> <p>※有効燃料頂部の位置から保守的に設定</p>

略 称	法 令												
SE41 格納容器健全性喪失のおそれ (※1)	<p>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(11)</p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)原子炉の状態が、保安規定に定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。</p> <p>(2)「原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること」とは、原子炉格納容器の圧力又は温度が格納容器スプレイを実施する基準に達した状態で、上昇傾向が15分以上継続した場合をいう。ここでいう「格納容器スプレイを実施する基準」とは、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="464 712 1297 958"> <thead> <tr> <th>号機</th> <th>原子炉格納容器圧力</th> <th>格納容器温度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号機</td> <td>(※4)</td> <td>(※4)</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>(※4)</td> <td>(※4)</td> </tr> <tr> <td>5号機</td> <td>(※4)</td> <td>(※4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は本事象に該当しない。</p>	号機	原子炉格納容器圧力	格納容器温度	3号機	(※4)	(※4)	4号機	(※4)	(※4)	5号機	(※4)	(※4)
号機	原子炉格納容器圧力	格納容器温度											
3号機	(※4)	(※4)											
4号機	(※4)	(※4)											
5号機	(※4)	(※4)											
SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (※1)	<p>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(13)</p> <p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)原子炉の状態が、保安規定に定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。</p> <p>(2)3つの障壁のうち、いずれか2つの障壁の喪失若しくはその可能性がある場合に該当する。</p> <p>(3)各障壁の条件は、添付1のとおり。</p>												
SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (※1)	<p>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(12)</p> <p>原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)原子炉の状態が、保安規定に定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。</p> <p>(2)「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器雰囲気モニタガンマ線量が基準値以下にある場合をいう。</p> <p>(3)格納容器雰囲気モニタガンマ線量の基準値の判断は、原子炉停止後の経過時間とガンマ線線量率との相関による。</p>												

略 称	法 令
SE51 原子炉制御室 他の一部の機 能喪失・警報喪 失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(8) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 (解説) (1) 保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2) 「環境が悪化する」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は局所排気装置等を用いなければ、運転員が操作盤で操作できない状態をいう。 (3) 「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること」とは、中央制御室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じることを用いる。ただし、遠隔停止系盤の設置場所の環境が悪化しておらず、遠隔停止系盤により原子炉を制御し、冷温停止まで移行させ、維持できる場合を除く。 (4) 「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは使用済燃料貯蔵プール水の低下傾向の継続が確認された場合とする。 (5) 「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失する」とは、系統分離している安全設備のうち1区分の安全設備の運転・監視が可能であれば原子炉の制御は可能であることから、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失するなどにより安全設備の運転・監視可能な制御盤が1区分のみとなった状態をいう。なお、3、4号機のHPCS系区分の制御盤は、原子炉の運転・監視ができないことから含めない。
SE52 所内外通信連 絡機能の全て 喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(9) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 (解説) (1) 保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2) 「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失」とは、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、「①中央制御室から所内へ通信する手段」、「②中央制御室あるいは緊急時対策所から所外へ通信する手段」のいずれかが、全て使用不能になる場合をいう。ここでいう「全て使用不能になる場合」とは、設備的に異なる電力保安回線、公衆回線、衛星回線等の全ての通信手段が使用できない場合をいう。
SE53 火災・溢水によ る安全機能の 一部喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(10) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 (解説) (1) 保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2) 「安全機器等」については、別表2-4に定義する。 (3) 「安全機器等の機能の一部が喪失」とは、火災又は溢水により、安全機器等に支障が生じ、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなることをいう。

略 称	法 令
	<p>(4)「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することをいう。</p> <p>(5)「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。</p>
<p>SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p>	<p>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(14)【3, 4, 5号機】、又【1, 2号機】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>(2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>
<p>XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇</p>	<p>政令第4条第4項第4号</p> <p>事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が<u>原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ</u>により検出されたこと。</p> <p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項(原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ)</p> <p>令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第2項</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>
<p>XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p>	<p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第3条</p> <p>令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。))及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。))及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。))及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。)に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることと</p>

略 称	法 令
	する。

- (※1) 「SE21,22,23,25,27,29,30,41,42,43,51,52,53」：原子炉の運転等のための施設が，原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。なお，具体的には，同基準が制定又は変更された場合で，当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。
- (※2) 「SE31」：原子炉の運転等のための施設が，原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。
- (※3) 重大事故防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下「SA設備」という。）の総称又は設備案として例示する。なお，SA設備は，原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。
- (※4) 当該の設定値は，原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

注：「政令」とは，原子力災害対策特別措置法施行令をいう。

「通報すべき事象等に関する規則」とは，原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。

「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」とは，原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令をいう。

浜岡原子力発電所1号機及び2号機においては，SE03，SE55のみが適用される。

添付1 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条第1項の規定に基づく水準

場合	基準	検出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた <u>空气中濃度限度</u> を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表（添付2（3/4））に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた <u>空气中濃度限度</u> に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表（添付2（4/4））に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた <u>水中濃度限度</u> に、50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

添付2 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条第1項の規定に基づく水準

場合	基準	検出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表（添付2（3/4））に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表（添付2（4/4））に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第1条（定義）
空气中濃度限度：（略） 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第90条第1項第4号（略）
 の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

水中濃度限度：（略） 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第90条第1項第7号（略）の
 原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

別表（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条関係）

（1）濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位〔m³/s〕

		排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離（m）																			
		20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満	1000以上	
放射性物質が放出される地点の地表からの高さ（注）（m）	1未満	1×10	5×10	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴					
	1以上 10未満	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴					
	10以上 20未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴					
	20以上 30未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	
	30以上 40未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	
	40以上 50未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	5×10 ⁵							
	50以上 60未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	60以上 70未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	1×10 ⁶					
	70以上 80未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	80以上 90未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	90以上 100未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	100以上 110未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	110以上 120未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	120以上 130未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	130以上 140未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
140以上 150未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	5×10 ⁶	
150以上	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	

（注）高さは、吹上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

(2) 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位 [m³]

		排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)																		
		20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満	1000以上
放射 性 物 質 が 放 出 さ れ る 地 点 の 地 表 か ら の 高 さ (注) (m)	1未満	5×10 ⁵	1×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	1×10 ⁷	1×10 ⁸	1×10 ⁸	1×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹					
	1以上 10未満	5×10 ⁶	5×10 ⁶	1×10 ⁷	1×10 ⁸	1×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹							
	10以上 20未満	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹
	20以上 30未満	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	5×10 ⁹					
	30以上 40未満	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	1×10 ¹⁰						
	40以上 50未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	50以上 60未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	60以上 70未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	70以上 80未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	80以上 90未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰					
	90以上 100未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	100以上 110未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹
	110以上 120未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹
	120以上 130未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹				
	130以上 140未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹				
140以上 150未満	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	
150以上	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	

(注) 高さは、吹上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

資料 5-04 原子力緊急事態宣言の発出基準一覧

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画（令和 2 年 8 月）

略 称	法 令
GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	<p>法第 15 条第 1 項第 1 号</p> <p>第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量（略）が、異常な水準の放射線量の<u>基準として政令で定めるもの</u>以上である場合</p> <p>政令第 6 条第 3 項（<u>政令で定める基準</u>）</p> <p>法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 第 4 条第 4 項第 1 号に規定する検出された放射線量又は第 1 項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、2 地点以上において又は 10 分間以上継続して検出された場合に限る。）1 時間当たり 5 マイクロシーベルト</p> <p>二 （以下、略）</p> <p>（解説）</p> <p>(1) モニタリングポストにて $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を 2 地点以上で検出（10 分未満）または、1 地点のみで 10 分間以上検出した場合、本事象に該当する。また、全てのモニタリングポストが $5\mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合においても、$1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したモニタリングポストがあるときは、当該モニタリングポストにおける放射線量と中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、$5\mu\text{Sv/h}$ 以上となった場合、本事象に該当する。</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、モニタリングポストによる当該数値は検出されなかったこととする。</p> <p>①排気筒モニタ、格納容器雰囲気モニタ及び燃料交換エリア換気モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合</p> <p>②落雷の時に検出された場合</p>
GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	<p>政令第 6 条第 4 項第 1 号</p> <p>第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第 1 号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める<u>基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</u></p> <p>通報すべき事象等に関する規則第 12 条第 1 項（<u>原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ</u>）</p> <p>令第 6 条第 4 項第 1 号の<u>原子力規制委員会規則</u>で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第 5 条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによる</p>

略 称	法 令												
	<p>ものとする。</p> <p>(解説)</p> <p>(1) 排気筒において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出 (10 分間以上継続) された場合、本事象に該当する。</p> <p>(2) $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する気体放射性物質の検出値</p> <table border="1" data-bbox="403 517 1431 763"> <thead> <tr> <th data-bbox="403 517 572 640">号 機</th> <th data-bbox="572 517 983 640">排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動して いない場合)</th> <th data-bbox="983 517 1431 640">非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の 場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="403 640 572 680">3号機</td> <td data-bbox="572 640 983 680">400cps</td> <td data-bbox="983 640 1431 680">100,000cps</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 680 572 721">4号機</td> <td data-bbox="572 680 983 721">800cps</td> <td data-bbox="983 680 1431 721">200,000cps</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 721 572 763">5号機</td> <td data-bbox="572 721 983 763">800s^{-1}</td> <td data-bbox="983 721 1431 763">$200,000\text{s}^{-1}$</td> </tr> </tbody> </table>	号 機	排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動して いない場合)	非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の 場合)	3号機	400cps	100,000cps	4号機	800cps	200,000cps	5号機	800s^{-1}	$200,000\text{s}^{-1}$
号 機	排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動して いない場合)	非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の 場合)											
3号機	400cps	100,000cps											
4号機	800cps	200,000cps											
5号機	800s^{-1}	$200,000\text{s}^{-1}$											
<p>GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p>	<p>政令第6条第4項第1号</p> <p>第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第12条第1項 (原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ)</p> <p>令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>(解説)</p> <p>(1) 放水口において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出 (10 分間以上継続) された場合、本事象に該当する。</p> <p>(2) $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する液体放射性物質の検出値</p> <p>1～4号機 放水口モニタ : 6,000cps</p> <p>5号機 放水口モニタ : $6,000\text{s}^{-1}$</p>												
<p>GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p>	<p>政令第6条第3項</p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 1時間当たり5ミリシーベルト</p> <p>三 (略)</p> <p>(解説)</p> <p>(1) 管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、本事象に該当す</p>												

略 称	法 令
	<p>る。</p> <p>(2) または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、5mSv/h以上の放射線量が検出される蓋然性が高い場合、本事象に該当する。</p>
<p>GE05</p> <p>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p>	<p>政令第6条第4項第2号</p> <p>第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</u></p> <p>通報すべき事象等に関する規則第13条（<u>原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ</u>）</p> <p>令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <p>2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。</p> <p>3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>（解説）</p> <p>(1) 管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が500μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について以下の放射能水準以上の放射性物質が検出された場合、本事象に該当する。</p> <p>(2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、以下の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合、本事象に該当する。</p> <p>①検出された放射性物質の種類が明らかで、一種類の場合は、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に100を乗じて得た値</p> <p>②検出された放射性物質の種類が明らかで、二種類以上の放射性物質がある場合は、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質について①により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値</p> <p>③検出された放射性物質の種類が明らかでない場合は、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに100を乗じて得た値</p>

略 称	法 令
GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。
GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 (解説) (1)原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)「全ての停止操作」とは、以下の全ての制御棒挿入操作及びほう酸水注入系の操作をいう。 ①自動スクラム ②手動スクラム ③代替制御棒挿入(手動を含む) ④原子炉モードスイッチ「停止」 ⑤シングルロッドスクラム(5号機においてはペアロッドスクラム) ⑥制御棒手動挿入 ⑦原子炉保護系電源断 ⑧スクラムパイロット弁ヒューズ引抜 ⑨スクラムパイロット弁制御空気ブロー (3)「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、「全ての停止操作」によっても未挿入制御棒が3、4号機は1本以下、5号機はペア1組以下であることが確認できず、かつ、中性子束が定格出力の0.1%未満であることが確認できない状態をいう。

略 称	法 令
GE 2 1 原子炉冷却材漏 えい時における 非常用炉心冷却 装置による注水 不能 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(2) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉格納容器内外において原子炉冷却材の漏えいが発生し、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却装置の作動設定値に達した場合又は原子炉水位を維持するために手動により非常用炉心冷却装置を作動させる場合をいう。 (3)「全ての非常用炉心冷却装置等」とは、設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却系及び3, 4号機の原子炉隔離冷却系に加え、同設備に求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)ならびに即応性を有する代替注水系(※3)としてSE 2 1解説(3)で示した設備を含める。具体的な設備は以下のとおり。 高压系：高压炉心スプレイ系、原子炉隔離冷却系、高压代替注水系(※3) 低压系：低压炉心スプレイ系、余熱除去系 (4)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない」とは、全ての非常用の炉心冷却装置により原子炉へ注水されていることを確認できないこと(例：ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。 また、高压の状態から低压の非常用炉心冷却装置等による注水のために必要な原子炉の減圧等の運転操作ができない場合においても、本事象に該当するものとする。
GE 2 2 原子炉注水機能 の喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(3) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「全ての給水機能」は、常用の給水機能が対象であり、原子炉隔離冷却系は含まない。 (3)「給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。 (4)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない」とは、GE 2 1解説(2)で示す全ての非常用炉心冷却装置等(設計基準事故対処設備及び代替注水系(※3))により原子炉へ注水されていることを確認できない状態(例：ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。 また、高压の状態から低压の非常用炉心冷却装置等による注水のために必要な原子炉の減圧等の運転操作ができない場合においても、本事象に該当するものとする。

略 称	法 令
GE23 残留熱除去機能 喪失後の圧力制 御機能喪失 (※1)	<p>通報すべき事象等に関する規則第14条イ(5)</p> <p>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。</p> <p>(2)「主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失」とは、以下のいずれかの状態をいう。</p> <p>①復水器内圧力が「復水器真空度低」設定値(3～5号機:-23.8kPa [gage])まで低下</p> <p>②全ての主蒸気ラインが使用不能</p> <p>(3)「残留熱を直ちに除去できない」とは、余熱除去系の以下の系統(緊急時海水取水設備(※3)を使用する場合も含む)が使用不能になる場合をいう。</p> <p>①停止時冷却モード</p> <p>②サブレーションプール冷却モード</p> <p>③格納容器スプレイ冷却モード</p> <p>(4)交流電源喪失時の電源切り替えに伴う30分以内の余熱除去系の機能停止は除く。</p> <p>(5)「原子炉格納容器内の圧力抑制機能が喪失」とは、次のいずれかの状態をいう。</p> <p>①サブレーションプール水平平均温度が100℃以上となった場合</p> <p>②原子炉格納容器内の圧力が設計上の最高使用圧力に達した場合</p>
GE25 非常用交流高圧 母線の1時間以 上喪失 (※1)	<p>通報すべき事象等に関する規則第14条イ(6)</p> <p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(2)「非常用交流母線」とは、非常用高圧母線及び緊急用高圧母線をいう。</p> <p>(3)「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、以下の状態になった場合をいう。</p> <p>①全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、外部電源から受電できていない。</p> <p>②全ての非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機から受電できていない。</p> <p>③全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、常設代替電源設備から受電できていない。</p> <p>ここでいう「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用高圧母線及び緊急用高圧母線へ供給する設備をいい、「常設代替電源設備」とは、緊急時ガスタービン発電機(※3)及び他号機からの高圧電源融通をいう。</p>

略 称	法 令
GE27 全直流電源の5 分間以上喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(7) 全ての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 (解説) (1) 保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2) 「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、125V直流母線A、B及びH(5号機についてはA、B及びC)が使用不能となった場合をいう。
GE28 炉心損傷の検出 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(8) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 (解説) (1) 原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2) 「炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、ドライウェル又はサプレッションチェンバのそれぞれの格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量計が、原子炉停止後の時間経過に応じて炉心損傷と判断する基準値を超えた場合をいう。 (3) 格納容器雰囲気モニタガンマ線量の基準値の判断は、原子炉停止後の経過時間とガンマ線線量率との相関による。
GE29 停止中の原子炉 冷却機能の完全 喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(9) 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 (解説) (1) 「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「冷温停止」又は「燃料交換」において照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合をいう。 (2) 「非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位」とは、L-1(3,4号機:-3,790mm,5号機:-2,880mm)の水位をいう。 (3) 「全ての非常用炉心冷却装置等」とは、原子炉の停止中に作動可能な設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却系及び3,4号機の原子炉隔離冷却系に加え、同設備に求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)ならびに即応性を有する代替注水系(※3)としてSE21解説(2)で示した設備を含める。具体的な設備は以下のとおり。 高圧系: 高圧炉心スプレイ系, 原子炉隔離冷却系, 高圧代替注水系(※3) 低圧系: 低圧炉心スプレイ系, 余熱除去系

略 称	法 令
GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(10) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 (解説) (1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が、「照射済燃料集合体の頂部から上方2m(燃料貯蔵ラック上端 [*] から上方2m(通常水位-4975mm))の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計(可搬型設備を含む)、監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定 (2)「当該水位まで低下しているおそれ」とは、使用済燃料貯蔵プール付近の放射線モニタの指示が有意に上昇している場合をいう。 (3)「水位を測定できない」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位計(可搬型設備を含む)、監視カメラ等により液面の位置が確認できない場合をいう。
GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (※2)	通報すべき事象等に関する規則第14条へ(1) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 (解説) (1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が、「照射済燃料集合体の頂部(燃料貯蔵ラック上端 [*] (通常水位-6975mm))の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計(可搬型設備を含む)、監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定
GE41 格納容器圧力の異常上昇 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(4) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 (解説) (1)原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)「最高使用圧力」とは、3, 4号機:427kPa [gage], 5号機:310kPa [gage]をいう。 (3)「最高使用温度」とは、ドライウェル温度171℃(3~5号機)をいう。

略 称	法 令
GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(12) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (解説) (1) 原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2) 3つの障壁のうち、いずれか2つの障壁が喪失し、3つ目の障壁の喪失若しくはその可能性がある場合に該当する。 (3) 各障壁の条件は、添付1のとおり。
GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失(※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(11) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 (解説) (1) 保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2) 「使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、運転員の退避が必要となる場合をいう。 (3) 「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること」とは、中央制御室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止を維持する機能が喪失する場合をいう。ただし、遠隔停止系盤が使用でき、遠隔停止系盤により原子炉を制御し、冷温停止まで移行させ、維持できる場合を除く。 (4) 「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは、使用済燃料貯蔵プールの水位低下が確認された場合をいう。 (5) 「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失する等により全ての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。なお、3、4号機のHPCS系区分の制御盤は、原子炉の運転・監視ができないことから含めない。
GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(13)【3, 4, 5号機】、又【1, 2号機】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) (1) 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2) 「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、原子力施設への影響により放射線又は放

略 称	法 令
	放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。
XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	<p>政令第6条第3項</p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 1時間当たり10ミリシーベルト</p>
XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	<p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条</p> <p>令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2、別表第3、別表第4、別表第5、別表第6又は別表第7の第1欄に掲げるものに限る。)に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表5の第2欄又は別表第6の第3欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表5の第2欄又は別表第6の第3欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第3欄、別表第5の第2欄、別表第6の第2欄又は別表第7の第3欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。)に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>

- (※1) 「GE11,21,22,23,25,27,28,29,30,41,42,51」：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。なお、具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査(同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。)において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。
- (※2) 「GE31」：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。
- (※3) 重大事故防止のための設備(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの(以下「SA設備」という。)の総称又は設備案として例示する。なお、SA設備は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

注：「政令」とは、原子力災害対策特別措置法施行令をいう。

「通報すべき事象等に関する規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。

「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき

原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令をいう。
浜岡原子力発電所1号機及び2号機においては、GE03、GE55のみが適用される。

資料 5-05 緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る指標

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編）

対 象	指 標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50mSv を上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、海上保安官、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	<p>実効線量で 100mSv を上限とする。</p> <p>作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。</p> <p>眼の水晶体：等価線量で 300mSv を上限とする。</p> <p>皮膚：等価線量で 1 Sv を上限とする。</p>

(注) 事故が発生した原子力発電所等の放射線業務従事者については、別途法令により線量限度が定められているため、本指標は適用しない。

資料 5-06 O I L と防護措置について

原子力災害対策指針（令和 3 年 7 月 21 日一部改正）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線 : 40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退却時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β 線 : 13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/ cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/ cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、国際原子力機関(International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。)のGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

資料5-07 防災関係機関の情報連絡系統図

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報（特定事象発生通報）及び通報後の連絡

中部電力(株)浜岡原子力発電所 0537-86-3481		静岡県地域防災計画（原子力災害対策編）
↓		
浜岡原子力発電所からの連絡先		関係機関を経由する連絡先
【国】		
原子力規制委員会原子力規制庁 緊急時対応センター「ERC」 03-5114-2121	→	警察庁（警察局警備課）03-3581-0141 防衛省（統合幕僚監部参事官付）03-5269-3246 海上保安庁（警備救難部環境防災課）03-3591-6361 気象庁（総務部企画課）03-3214-7902 厚生労働省（大臣官房厚生科学課）03-3593-2171 農林水産省（大臣官房環境政策課）03-3502-8056 その他関係省庁
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 03-3581-0373		
内閣官房 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付 03-6910-0259	→	内閣府（内閣総理大臣）
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省（海事局検査測度課）03-5253-8639 （自動車局環境政策課）03-5253-8603 （大臣官房参事官（運輸安全防災）付）03-5253-8309		
【国出先機関】		
中部経済産業局（総務企画部総務課）052-951-2683		
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0548-29-0778		
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→	静岡労働局（健康安全課）054-254-6314
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→	清水海上保安部（警備救難課）054-353-0118
【静岡県】		
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→	賀茂地域局（危機管理課）0558-24-2004 東部地域局（危機管理課）055-920-2003 中部地域局（危機管理課）054-644-9104 西部地域局（危機管理課）0538-37-2204 県内全市町（一斉FAX） 消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部（環境防災課）045-211-1118 静岡地方气象台 054-282-3833
環境放射線監視センター 0548-29-1111		
菊川警察署 0537-36-0110	→	静岡県警察本部（災害対策課）054-271-0110 牧之原警察署0548-22-0110、掛川警察署0537-22-0110、藤枝警察署054-641-0110、焼津警察署054-624-0110、島田警察署0547-37-0110、袋井警察署0538-41-0110、磐田警察署0538-37-0110
【市町、消防】		
御前崎市（危機管理課）0537-85-1119		
牧之原市（防災課）0548-23-0058		
菊川市（危機管理課）0537-35-0923		
掛川市（危機管理課）0537-21-1131		
吉田町（防災課）0548-33-2164		
袋井市（危機管理課）0538-86-3703		
焼津市（地域防災課）054-623-2554		
藤枝市（大規模災害対策課）054-643-3119		
島田市（危機管理課）0547-36-7143		
森町（防災課）0538-85-6302		
磐田市（危機管理課）0538-37-2114		
御前崎市消防本部 0537-85-2119	→	消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525
静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119		
菊川市消防本部 0537-35-0119		
掛川市消防本部 0537-21-6101		
【中部電力】		
中部電力(株)本店原子力部		
中部電力(株)東京支社		
中部電力(株)静岡支店		

※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡

その他連絡先（関係機関から連絡）

陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省（統合幕僚監部参事官付）又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡
東京管区气象台（総務部業務課）03-3212-2949	静岡地方气象台又は気象庁（総務部企画課）から連絡

資料 5-08 緊急輸送要請機関一覧表（原子力災害）

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編）

輸送内容	関係機関
モニタリング要員 各種資機材	<ol style="list-style-type: none">1 一般社団法人静岡県トラック協会2 日本通運株式会社3 自衛隊4 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等）5 第三管区海上保安本部
避難住民等	<ol style="list-style-type: none">1 一般社団法人静岡県バス協会2 自衛隊3 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等）

資料 5-09 地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編）

地震警戒宣言発令時における 浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書		防災機関							
情報 ル ー ト				区 分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時
				中 電	第 号	/			
				監 視 センター	第 号		月 日 時 分		
				各 地 域 局	第 号		月 日 時 分	/	
				本 部	第 号		月 日 時 分		
概 況									
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在								
	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機				
原子炉出力	%	%	%	%	%				
出力降下中	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO				
原子炉停止日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分				
2 火災予防対策実施状況	完了 ・ 実施中								
3 発電所地震警戒本部等	3-(1) 地震警戒本部設置日時		月 日 時 分						
	3-(2) 応急復旧資機材の確保		YES	NO					
	3-(3) 対外通信連絡手段の確保		YES	NO					
特記事項									
添付資料 有 (枚) 無									

資料 5-10 大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編）

大規模地震発生後における 浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書		防災機関					
情報 ル ー ト	<p>所在市：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、 焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市</p>	区 分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時
		中 電	第 号				
		監 視 センター	第 号		月 日 分		
		各 地 域 局	第 号		月 日 分		
		本 部	第 号		月 日 分		
概 況							
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在						
		1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	
	停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	
	地震発生時の 原子炉出力	%	%	%	%	%	
	E C C S 作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	
2 発電所の状況	2- (1) 発電所施設・設備の状況						
	2- (2) 事務建屋他構内建築物等の状況						
3 放射線測定、監視結果	3- (1) 排気筒ガスモニタ指示値			異常無	異常有		
	3- (2) モニタリングポスト指示値			異常無	異常有		
4 発電所災害対策本部	4- (1) 災害対策本部設置日時			月 日 時 分			
	4- (2) 対外通信連絡手段の確保			YES	NO		
特記事項							
添付資料 有 (枚) 無							

<h2 style="margin: 0;">被災地住民登録票</h2> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">磐田市</p>	第 号																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ふりがな氏名</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">男 女</td> <td style="width: 30%;">明 大 昭 平 令 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>職 業</td> <td></td> <td>年令</td> <td>満 才</td> </tr> <tr> <td>居 住 地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>事故発生時の場所</td> <td colspan="3">屋内（木造・鉄骨、コンクリート） 屋外</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">事故現場からの距離（km） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事故発生直後の行動</td> <td>0時間～1時間</td> <td>1時間～2時間</td> <td>2時間～3時間</td> <td>3時間～6時間</td> </tr> <tr> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> </tr> <tr> <td>6時間～9時間</td> <td>9時間～12時間</td> <td>12時間～18時間</td> <td>18時間～24時間</td> </tr> <tr> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> </tr> <tr> <td>汚染の程度</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">除 染 その 他 措置状況</td> <td>衣 服</td> <td colspan="3">A. B（携行、支給）</td> </tr> <tr> <td>身 体</td> <td colspan="3">A. B. C. D</td> </tr> <tr> <td>医療措置</td> <td colspan="3">A. B. C. D. E</td> </tr> <tr> <td>被ばく当時の急性症状</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	ふりがな氏名		男 女	明 大 昭 平 令 年 月 日生	職 業		年令	満 才	居 住 地				事故発生時の場所	屋内（木造・鉄骨、コンクリート） 屋外				事故現場からの距離（km） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10			事故発生直後の行動	0時間～1時間	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～6時間	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	6時間～9時間	9時間～12時間	12時間～18時間	18時間～24時間	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	汚染の程度				除 染 その 他 措置状況	衣 服	A. B（携行、支給）			身 体	A. B. C. D			医療措置	A. B. C. D. E			被ばく当時の急性症状			
	ふりがな氏名		男 女	明 大 昭 平 令 年 月 日生																																																							
	職 業		年令	満 才																																																							
	居 住 地																																																										
	事故発生時の場所	屋内（木造・鉄骨、コンクリート） 屋外																																																									
		事故現場からの距離（km） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10																																																									
	事故発生直後の行動	0時間～1時間	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～6時間																																																						
		屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外																																																						
		6時間～9時間	9時間～12時間	12時間～18時間	18時間～24時間																																																						
屋内 屋外		屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外																																																							
汚染の程度																																																											
除 染 その 他 措置状況	衣 服	A. B（携行、支給）																																																									
	身 体	A. B. C. D																																																									
	医療措置	A. B. C. D. E																																																									
被ばく当時の急性症状																																																											

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">退避所名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退避期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="height: 200px; vertical-align: middle;">その 他 参考事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>発 行 者</td> <td>磐田市長 氏 名 ㊟</td> </tr> </table>	退避所名		退避期間	年 月 日～ 年 月 日	その 他 参考事項		発行年月日	年 月 日	発 行 者	磐田市長 氏 名 ㊟	<p>この登録票について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから、なくさないように大切に保管して下さい。 2 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。 3 この登録票をなくしたり、使用できないようにしたりしたときは、再交付を申し出てください。 4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。
退避所名											
退避期間	年 月 日～ 年 月 日										
その 他 参考事項											
発行年月日	年 月 日										
発 行 者	磐田市長 氏 名 ㊟										

(記入上の注意) 衣服の欄 A 更衣せず B 更衣
 身体の欄 A 無処置 B 水により洗浄 C 洗剤により洗浄 D 特殊洗剤により洗浄
 医療措置の欄 A 要せず B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治療

1 総則

(1) 目的

この計画は、磐田市地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「市地域防災計画」という。）の第2章第7節の規定に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害に備え、磐田市全域に係る住民及び一時滞在者等（以下「住民等」という。）の避難、一時移転及び屋内退避（以下「避難等」という。）の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めることにより、

- ①原子力災害発生時に、住民等の避難等を迅速、確実に実施すること
 - ②住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること
 - ③平時から原子力防災体制の充実、強化を進めること
- を目的とする。

この計画と国、県及び各種マニュアルとの関係を別図1に示す。

なお、本市が地震などの他の災害によって被災している場合は、その被災状況に応じて柔軟に対応する。

(2) 発電所の概要

- ・所在地：静岡県御前崎市佐倉 5561 番地
- ・現況：表1のとおり

表1 発電所の現況（令和2年4月1日現在）

区 分	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	計
運 転 状 況	廃止措置中		施設定期 検 査 中 平成 22. 11. 29～	施設定期 検 査 中 平成 24. 1. 25～	施設定期 検 査 中 平成 24. 3. 22～	
定 格 電 気 出 力	54 万 kw	84 万 kw	110 万 Kw	113. 7 万 kw	138 万 kw	
営 業 運 転 開 始 日	昭和 51. 3. 17	昭和 53. 11. 29	昭和 62. 8. 28	平成 5. 9. 3	平成 17. 1. 18	
使 用 済 燃 料 プール 貯 蔵 容 量	0 体	0 体	3, 134 体	3, 120 体	3, 696 体	9, 950 体
使用済燃料 保管体数※	0 体	0 体	2, 060 体 (764 体)	1, 977 体 (764 体)	2, 505 体 (872 体)	8, 942 体 (2, 400 体)
運 転 終 了 日	平成 21. 1. 30					

※各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用中の燃料体数（外数）。

合計 8,942 体（うち使用済 6,542 体）。1 体とは燃料集合体の数であり 1 体の燃料集合体には 60～74 本の燃料棒が含まれる。

(3) 想定する災害

この計画で想定する原子力災害は、市地域防災計画と同じく、発電所の過酷事故による放射性物質の放出やそのおそれのある事態を想定し、南海トラフ地震等との複合災害も考慮する。

(4) 計画の対象範囲

本市においては、緊急時防護措置を準備する区域（発電所から概ね半径 31km の範囲をいう。以下「UPZ」という。）に全域又は一部が含まれる自治会区域を原子力災害対策を実施すべき地域としているが、UPZ 外の地域もこの計画の対象範囲とする。

なお、発電所からの距離は図 1 のとおりであり、UPZ 及び UPZ 外に該当する地区等と人口は表 2・表 3 のとおりである。

図 1 発電所からの距離

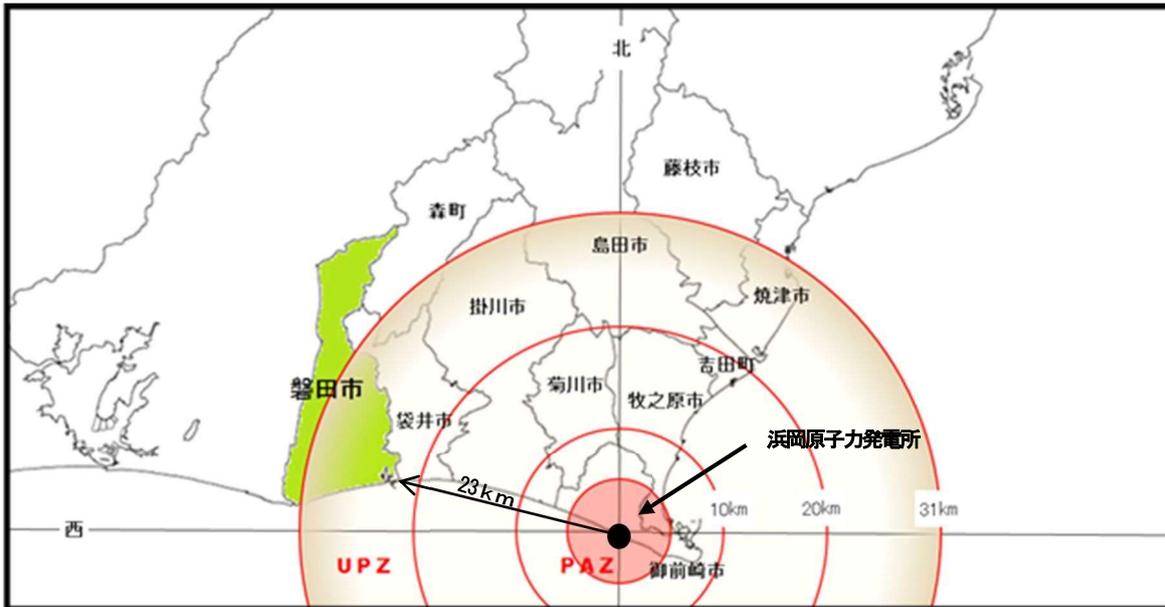


表 2 UPZ の該当地域 (52,756 世帯、123,547 人／令和 4 年 12 月末現在)

地域名/人口	地区等の名称
磐田 37,901 世帯 86,986 人	見付地区、中泉地区、今之浦地区、天竜地区、西貝地区、向笠地区、御厨地区、南御厨地区、長野地区、田原地区、於保地区、大藤地区のうち第 1 区から第 5 区まで
福田 6,958 世帯 17,007 人	福田地区全域
竜洋 2,558 世帯 6,050 人	竜洋東地区、竜洋西地区のうち金洗、竜洋北地区のうち平間・ニュータウン・あおぼ
豊田 5,339 世帯 13,504 人	豊田東地区 富岡地区のうち気賀東・加茂東・加茂川原 井通地区のうち上万能・一言里・一言北原・一言エクレール 青城地区のうち中田・気子島・宮之一色・海老塚・下万能・下本郷

表3 UPZ外の地域 (17,228世帯、43,110人/令和4年12月末現在)

地域名/人口	地区等の名称
磐田 1,612世帯 4,477人	岩田地区、大藤地区のうち第6区から第13区まで・大藤市営住宅・大藤団地
竜洋 5,186世帯 12,212人	竜洋西地区のうち掛塚本町・掛塚砂町・掛塚中町・掛塚田町・掛塚大当町・掛塚横町・掛塚新町・掛塚蟹町・掛塚東町・十郎島・白羽・川袋・野崎・西堀・敷地・内名・吹上・江口・竜洋雇用促進・豊岡団地 竜洋北地区のうち竜洋中島・宮本・高木・松本・堀之内
豊田 6,509世帯 15,736人	富岡地区のうち富里・匂坂下・匂坂中之郷・七蔵新田・匂坂下・中野戸・気賀西・加茂西 池田地区 井通地区のうち上新屋・小立野・弥藤太島・森岡・豊田西之島・源平新田・長森・森下 青城地区のうち立野・ジェイハイム豊田立野・バルメゾン豊田・森本・赤池・上本郷 ジェイハイム豊田本郷
豊岡 3,921世帯 10,685人	豊岡地区全域

(5) 計画の修正

この計画は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会）、静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）、浜岡地域原子力災害広域避難計画（静岡県）が改正（修正）された場合には、見直し等を行い、必要に応じて修正する。

2 避難等の判断基準と実施

(1) 避難等の防護措置

放射性物質の放出やそのおそれがある場合には、原子力災害対策指針に基づき、以下の防護措置を行う。

1) 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質から離れることにより、被ばくの低減を図る。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急に実施するものであり、一時移転は、緊急な避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施する。

2) 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や遮へいをすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国・県及び市（以下「国等」という。）から行われるまで被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国等の指示により行う。

(2) 判断基準と行動内容

避難等は、原子力災害対策指針に基づき、発電所の状況や空間放射線量率等により、国が避難又は一時移転の範囲（避難の単位）を特定し、指示を出し、県、市、事業者等が連携し実施する。

UPZ 及び UPZ 外の判断基準と行動内容は、表 4 のとおりである。

表4 避難等の判断基準と行動内容

判断基準		住民等の行動内容	
		UPZ 内	UPZ 外
放射性物質の放出前	警戒事態を判断する EAL 例) 震度 6 弱以上の地震が発生した場合	・国等からの情報に留意	
	施設敷地緊急事態を判断する EAL (特定事象通報時) 例) 全交流電源喪失した場合	・国等からの指示・情報に留意 ・屋内退避の準備 (不要不急な外出の自粛)	
	全面緊急事態を判断する EAL (原子力緊急事態宣言発令時) 例) 原子炉を冷却する全ての機能を喪失した場合	・国等からの指示・情報に留意 ・屋内退避 ・避難、一時移転の準備	・国等からの情報に留意 ・屋内退避の準備 (事態の進展に応じて屋内退避)
放射性物質の放出後	OIL1 緊急防護措置 500 μ Sv/h を計測 (地上 1 m で計測した空間放射線量率の 1 時間値)	・国等からの指示・情報に留意 ・避難範囲に決定した地区は避難の実施	
	OIL2 早期防護措置 20 μ Sv/h を計測 (地上 1 m で計測した空間放射線量率の 1 時間値)	・国等からの指示・情報に留意 ・一時移転範囲に決定した地区は一時移転の実施	

※ **EAL (Emergency Action Level)** : 原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル

※ **OIL (Operational Intervention Level)** : 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル

1) 放射性物質の放出前

① 警戒事態を判断する EAL

警戒事態は、この時点では放射性物質の放出やそのおそれに緊急を要しないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、国等から提供される情報等に留意する。

② 施設敷地緊急事態を判断する EAL

施設敷地緊急事態は、発電所において放射性物質の放出の可能性のある事象が生じたため、不要不急の外出を控えるなど屋内退避の準備が必要な段階である。特に、要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。)等は、避難のための手段を確保する等の準備をする。

③ 全面緊急事態を判断する EAL

全面緊急事態は、発電所において放射物質の放出の可能性が高い事象が生じた段階をいい、UPZ 内の地域では屋内退避の防護措置をとり、避難、一時移転の準備を開始する。UPZ 外の地域では屋内退避の準備を開始するとともに、国等からの情報等に留意する。

2) 放射性物質の放出後

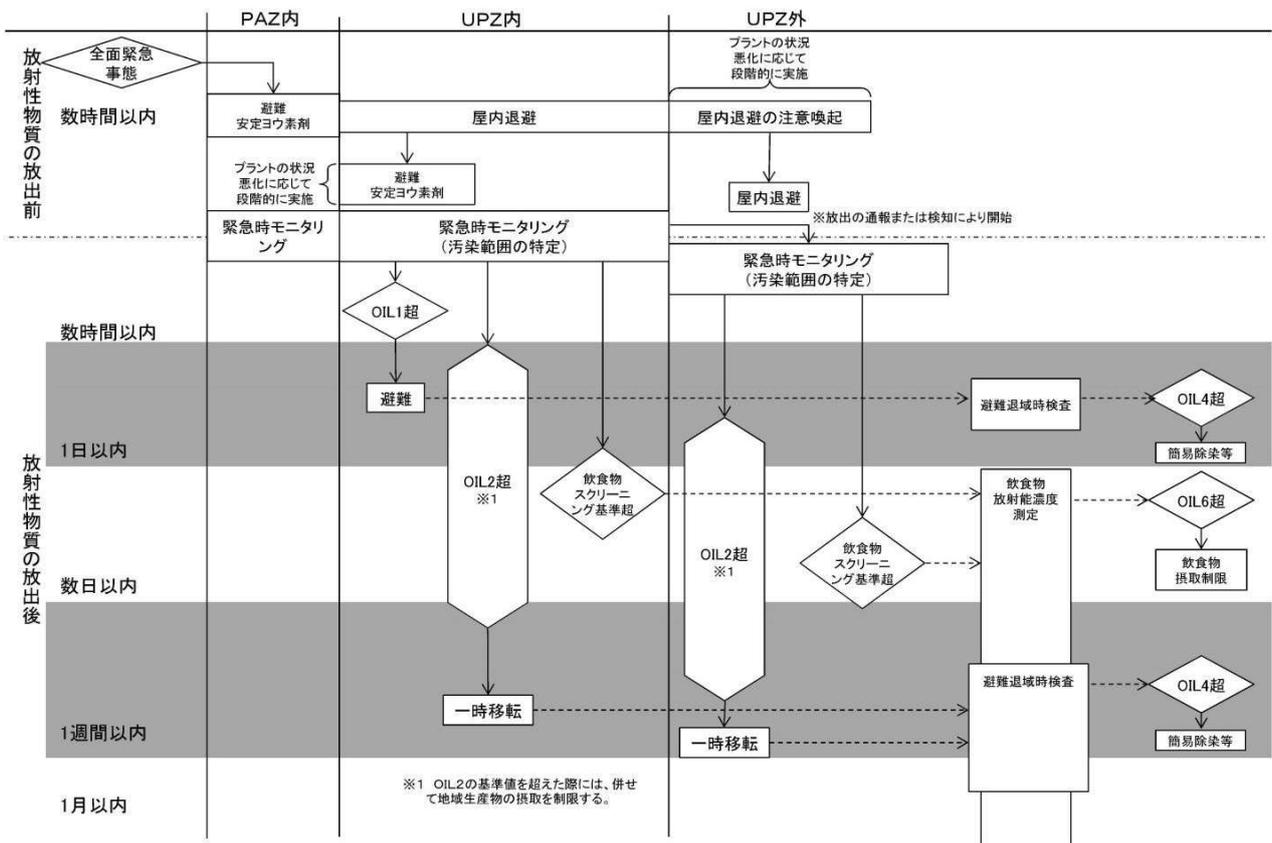
① 緊急防護措置 (OIL1)

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率 (500 μSv/h : 地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率) が計測された地区は、数時間から 1 日以内に住民等の避難を実施する。

② 早期防護措置 (OIL2)

緊急防護措置の空間放射線量率と比較して低い値 (20 μSv/h : 地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率) が計測された地区は、1 週間以内に住民等の一時移転を実施する。

(参考) 原子力災害対策指針における防護措置 (避難等を含む) 実施のフロー例



資料編「1 OILと防護措置の内容」

(3) 避難単位

円滑な避難又は一時移転を実施するため、避難単位は表5及び図2に示すとおりとする。

表5 空間放射線量率の測定候補地点及び避難単位

表5 空間放射線量率の測定候補地点及び避難単位

地点番号	測定地点	所在地	避難単位の名称(UPZ内)	令和4年12月末現在	
				世帯数	人口
1	豊浜交流センター	豊浜2921-1	豊浜地区、福田中地区(1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組)、福田南地区	3,345	8,096
2	福田支所局	MP-19(固定局)	福田北部地区、福田中地区(9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田東、新田中、新田西)	2,957	7,300
2-B	福田屋内スポーツセンター	南島393-1			
3	南御厨交流センター	東新屋613	西貝地区、御厨地区、南御厨地区	5,596	13,363
3-B	東部小学校	東貝塚206			
4	中遠広域粗大ごみ処理施設	新貝59-1	田原地区	1,913	4,424
5	福田健康福祉会館	宇兵衛新田186-1	福田西部地区、長野地区(鮫島)、於保地区(浜部)	959	2,330
6	繊維工業振興センター跡地	大原2901-1	於保地区(大和田、上大原、中大原、下大之郷、川成)、天竜地区(豊島、北島、千手堂、万正寺、中野、上大之郷、下岡田、上岡田、中野団地)	4,433	10,059
7	桶ヶ谷沼ビジターセンター	岩井315	向笠地区(向笠西、篠原、岩井、向笠西原、岩井原)	787	1,846
7-B	上水道中区浄水場	向笠西676-8			
8	今之浦第1ポンプ場	今之浦一丁目12	中泉地区(一言南原を除く。)、今之浦地区、天竜地区(天龍)	10,364	22,037
8-B	中泉交流センター	中泉2404-1			
9	竜洋昆虫自然観察公園	大中瀬320-1	竜洋東地区、竜洋西地区(金洗)、竜洋北地区(平間、ニュータウン、あおば)	2,558	6,050
9-B	竜洋東小学校	中平松23			
10-1	中遠総合庁舎局	MP-27(固定局)	見付地区	10,461	24,561
10-2	富士見小学校	富士見町4-9-5			
11	向笠交流センター	向笠竹之内372-1	向笠地区(笠梅、向笠新屋、向笠竹之内、笠梅原、新屋原、竹之内原)	710	1,854
11-B	向陽中学校	向笠竹之内1162-1			
12	南部中学校	野箱32	長野地区(小島、野箱、白拍子、草崎、前野、新島、長須賀、刑部島)	2,366	5,887
13	かぶと塚公園	一言2514-6	豊田東地区、富岡地区(気賀東、加茂東、加茂川原)、井通地区(上万能、一言里、一言北原、一言エクレール)、青城地区(中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、下本郷)、中泉地区(一言南原)	5,635	13,854
14	磐田スポーツ交流の里 ゆめりあ球技場	大久保892-36	大藤地区(第1区～第5区)	808	1,886

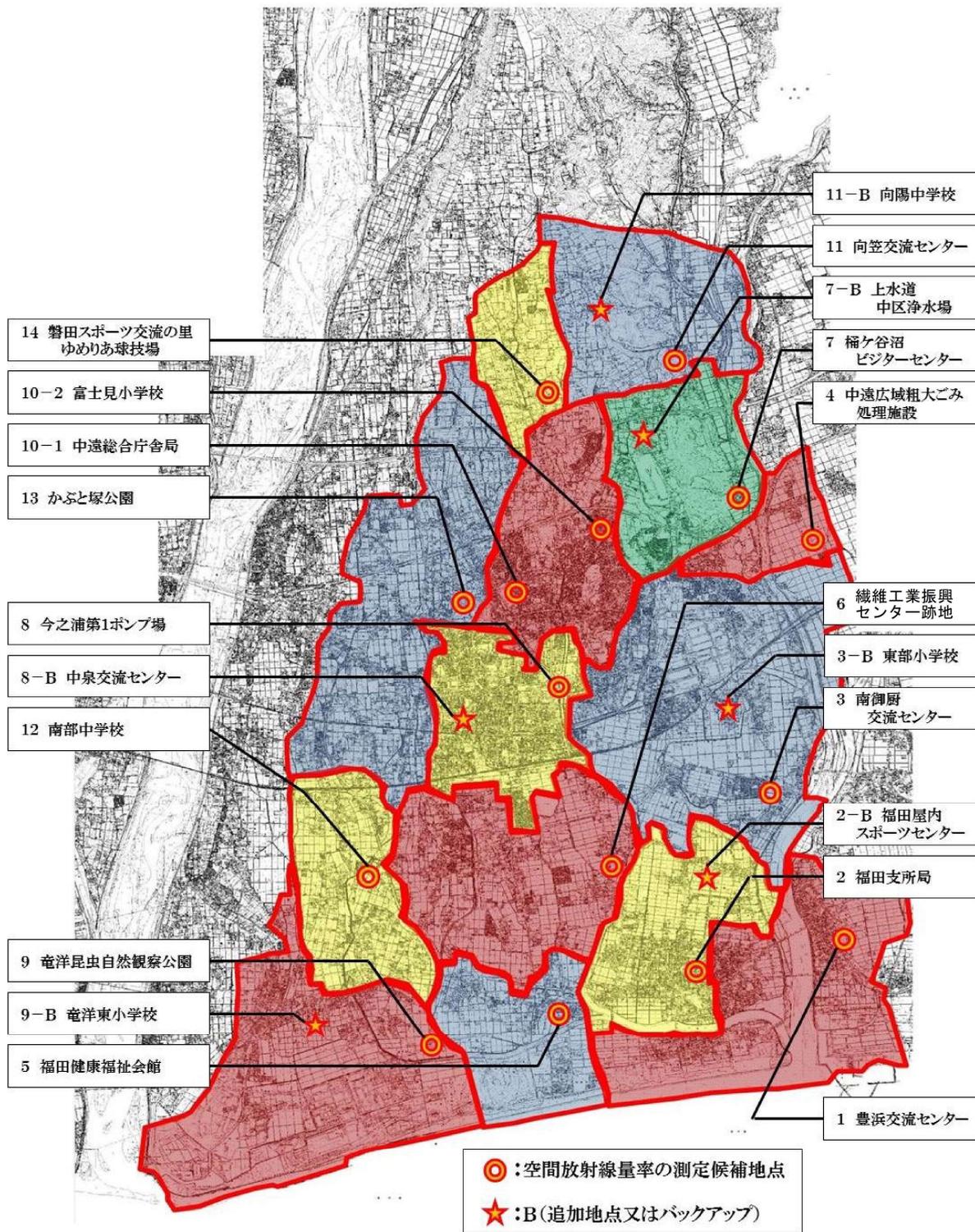
※ B:追加地点またはバックアップ(図2中は★印)

【参考 UPZ 外の防護対策について 原子力規制庁 抜粋】

緊急時モニタリングは、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出された場合には、重点区域外においても広域で実施することが必要となる。このため、国は、重点区域外について走行サーベイや航空機モニタリング等を必要に応じて実施して速やかに空間放射線量率を測定することができる体制をあらかじめ用意する必要がある。

UPZ 外の緊急時モニタリングについては、県計画による UPZ 外のモニタリング体制が確立した段階で本計画に反映させる。

図2 避難単位及び空間放射線量率測定候補地点



(4) 避難等の実施体制

避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れを別図2に示す。

- ① 政府原子力災害対策本部（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）

総理大臣官邸及び原子力規制庁に設置され、内閣総理大臣を本部長として、関係省庁から構成される。事業者からの通報や緊急時モニタリング結果に基づき、避難等の範囲を特定し、オフサイトセンターに設置される政府原子力災害現地対策本部を通じて、県及び市に指示をする。

- ② 原子力災害合同対策協議会（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は現地事故対策連絡会議）

オフサイトセンターに設置され、内閣府副大臣を本部長とする政府原子力災害現地対策本部、県、市、事業者等から構成される。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を県及び市に伝達するとともに、県及び市からの要請を受け、避難経路の確保、避難手段の確保等の避難等の支援を行う。

- ③ 県原子力災害対策（警戒）本部、方面本部

県庁及び県総合庁舎に設置され、県知事を本部長とし、県全部局から構成される。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を受け、避難先県内市町・避難先県との連絡、避難先の確保、避難経路の確保、避難手段の確保（輸送関係機関の要請、政府への要請等）、避難退域時検査場所の設置等を行う。

- ④ 磐田市原子力災害対策（警戒）本部

市防災センターに設置し、市長を本部長として、全部局で構成する。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を受け、住民等への避難指示や避難誘導、市内の避難経路や一時集合場所の確保、避難先での避難経由所及び避難所の運営、県との調整によるバス等の移動手段の確保等を実施する。

3 住民等の避難等の実施

(1) 避難等に係る広報

1) 住民等への情報伝達活動

市は、放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の混乱や心理的動揺をできる限り低くするため、迅速かつ分かりやすく、住民等に対する的確な情報提供、広報を行う。

なお、住民等への情報提供にあたっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にする。また、あらかじめわかりやすい広報文例を準備する。

資料編「9 広報文例」

2) 情報伝達の多種多様化

住民等への情報伝達は、一部の情報伝達手段に機能不全が生じた場合を想定し、また、遺漏のなく情報を伝達できるよう多種多様な手段を用いて行う。

3) 住民等からの問い合わせへの対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。

(2) 屋内退避の実施

屋内退避は、避難及び一時移転の指示が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や避難及び一時移転を実施すべきであるがその実施が困難な場合に、国等の指示により行う。

避難より屋内退避を優先することが必要な場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への退避を考慮する。

【屋内退避を実施する際の留意事項】

- ①原則として屋内にとどまる。
- ②帰宅、退避後は、顔や手を洗い、うがいを行う。
- ③すべての窓やドア等を閉め、換気を止めて外気を遮断する。
- ④外気の流入する箇所を離れ、屋内の中央にとどまる。
- ⑤国等からの指示や情報等に留意する。

資料編「2 被ばくを避けるためにとる行動」

(3) 避難及び一時移転の実施

1) 避難先確保の方針

- ・ 避難先については、発電所の「単独災害」、大規模地震等との「複合災害」を考慮し、市全域に係る住民について、あらかじめ地区ごとの避難先を定めておく。(別図3-1・3-2)
- ・ 市が用意した避難先に限らず、親戚や知人等へ避難するなど自主的に避難先を確保することも考慮する。
- ・ 市と災害時相互応援協定を締結する市町 への避難も考慮する。
- ・ 大規模地震等による被害状況により、避難が困難となった場合等を想定し、市内のUPZ外の地域への一時的な避難も考慮する。

2) 避難先

事態が進展し放射性物質が放出され、OILに基づき国が、避難又は一時移転の範囲(避難の単位)を特定し、指示を出した場合は、特定された範囲の住民等が避難又は一時移転を実施する。

避難等を迅速、確実に実施するため、あらかじめ避難先を表6のとおり定める。

地区ごとの避難先は、別図3-1、別図3-2のとおりである。

表6 OILに基づき避難等の指示が出された場合の避難先

区 分	避難先
発電所単独災害又は大規模地震等との複合災害であっても受入が可能な場合	岐阜県 全市町村 (別図4-1)
岐阜県に避難できない場合	石川県 9市町 (別図4-2)

3) 避難先決定の手順

避難の際には、県が受入れ先の可否を確認する。

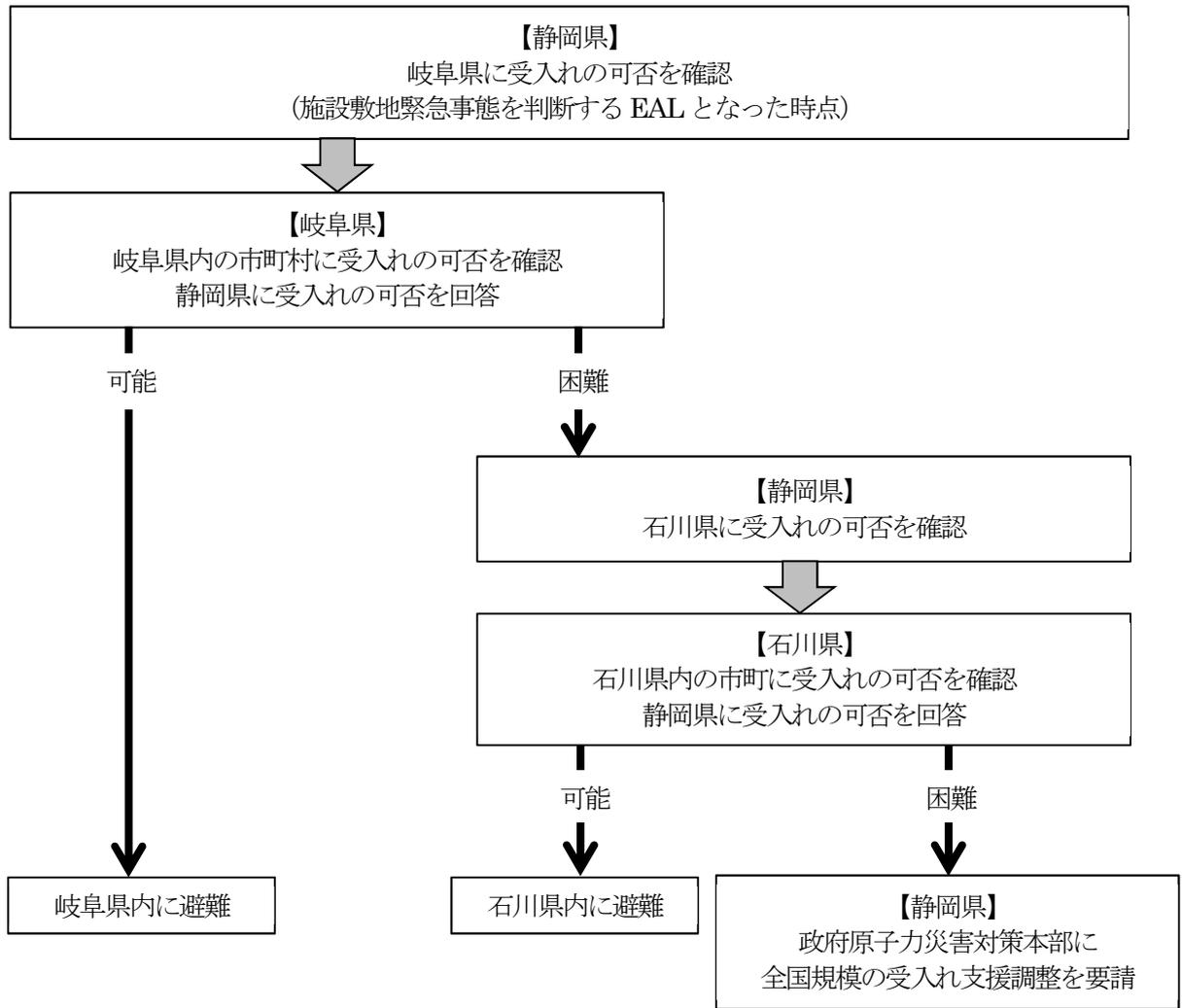
岐阜県内で災害が発生するなど避難者の受入れが困難な場合には、県は、石川県に受入れの可否を確認する。

なお、岐阜県、石川県ともに受入れが困難な場合には、県が国に全国規模の受入れ支援調整を要請する。

市は、県から避難先確保の連絡を受けた後、住民等に対し、避難先及び避難経路等の連絡を行う。

避難先の確認手順は図3のとおりである。

図3 避難先の確認手順



(4) 避難先に示している留意点

避難先の県及び市町村に対し、避難者の受入れにあたって以下の留意点を提示している。

- ① 避難所は、原則、避難先市町村が指定する避難所とする。
- ② 原則として、学校については体育館とし、その他の公共施設（公民館等）は、全施設とする。ただし、その他の公共施設については、規模や各施設の管理形態等により、避難先から除外することができる。
- ③ 避難者の受入れ期間は、原則1ヶ月程度とし、それ以降は、より広範囲での避難先への移転等について、国、県が調整する。
- ④ 避難所開設等の避難所運営は、初動対応（3日間程度を目安）を避難先市町村で対応し、できる限り速やかに避難元市町に引き継ぐ。
- ⑤ 避難退域時検査及び簡易除染は、静岡県内で行う。
- ⑥ 避難所の受入れ可能人数の算定にあたっては、原則、避難先県、避難先市町村の基準を用いる。その基準がない場合は、一人あたり3㎡（有効面積）を目安とする。
- ⑦ 食料や資機材については、原則、避難元で準備をする（避難住民及び本市が調達する等）こととし、初動対応時において避難先市町村が既存の備蓄等の範囲の中で協力をした場合は、避難元で費用の負担をする。

【避難の際の留意事項】

- ①避難時の持ち物は、貴重品、携帯用ラジオ、携帯電話、常用している薬、着替え、水・食料などとする。
- ②避難時は、長袖上着やマスク、帽子等を着用する。
- ③自宅等の電気のブレーカーを落とし、ガス・水道の元栓を閉め、戸締りを確認する。
- ④玄関等に、避難済みである旨を明示しておく。
- ⑤一時滞在者等は速やかに帰宅するか、発電所から概ね半径31km圏外へ移動する。

(5) 避難手段

① 主な避難手段

避難手段は、原則として自家用車による避難（以下「個別避難」という。）とし、世帯単位で乗り合わせるなどして、渋滞緩和に努める。

ただし、個別避難が困難な住民等については、近隣住民との乗り合い又はバス等による避難（以下「集団避難」という。）をする。

② 避難手段の確保

集団避難のため市及び県は、国の支援を受け、県バス協会等の輸送関係機関や事業者と協

議し、バス等の避難手段の確保に努め、一時集合場所等へ手配する。

(6) 一時集合場所

集団避難のため避難単位ごとに一時集合場所を定める。一時集合場所は、別図5のとおりとする。

(7) 避難経路

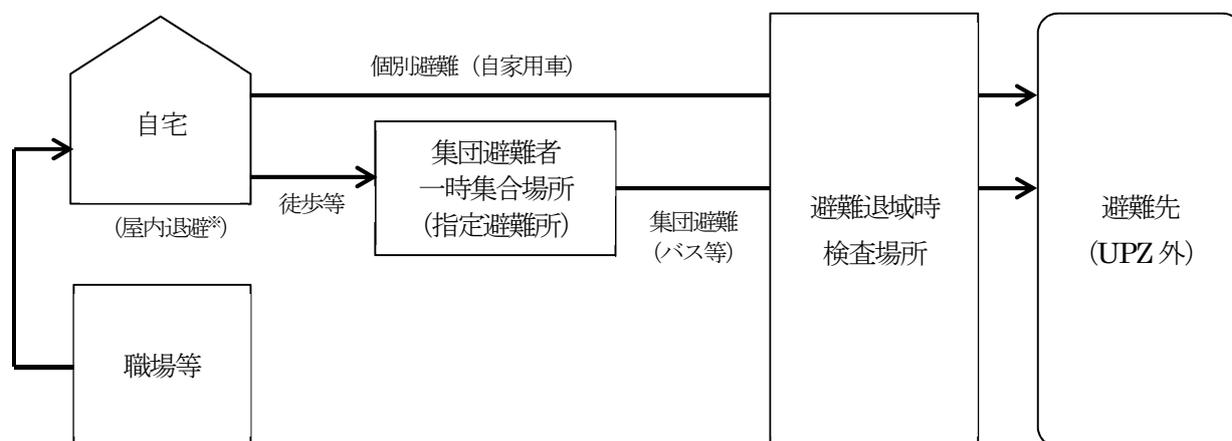
避難先への主な避難経路は、幹線道路を優先し、災害時の緊急輸送路とする。

資料編「4 磐田市緊急輸送路」

避難の際には、道路の状況（地震等の被害、緊急交通路の指定等）を考慮し、避難退域時検査場所（以下「検査場所」という。）までは市が、検査場所から避難先までは県が、関係機関と調整の上、決定する。

個別避難での避難経路は別図6-1、集団避難での避難経路は別図6-2とする。

【UPZ圏内の避難フロー（基本例）】



※ 原則として、全面緊急事態に、自宅に戻り屋内退避をする。

(8) 要配慮者等の避難等

1) 病院及び有床診療所の入院患者の避難等

① 施設及び避難等の内容

UPZ内にある病院及び有床診療所（以下「病院等」という。）（資料編「10 UPZ内の医療施設」）は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入院患者の症例に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定する。

病院等は、全面緊急事態を判断するEALとなり屋内退避の指示が出されたときには、屋内退避を実施し、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

放射性物質が放出され、避難指示又は一時移転指示が出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入院患者の避難を実施する。

なお、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行う。

② 避難先の確保

病院等の入院患者の避難先について、当該病院等及び市は、県が提供する避難先候補病院

等の情報に基づき、避難先候補病院等に受入れを要請し、避難準備を整える。

市は、避難を実施する段階で、当該病院等へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難を行う。

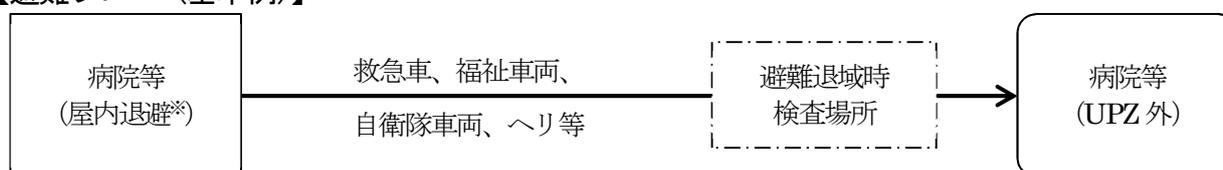
なお、避難者数が拡大した場合の対応や重篤患者への対応など、避難先が確保されるまで、市内の UPZ 外の同種施設への一時的な避難（収容）も考慮する。

③ 避難手段の確保

避難を実施する病院等は、患者搬送車等、各病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、市に避難手段の確保を要請し、市は県へ要請する。

市及び県は、国及び関係機関（自衛隊、運輸事業者等）の協力を得て、バス、救急車、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な病院等へ手配する。

【避難フロー（基本例）】



※避難指示が出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

2) 社会福祉施設（入所型）の入所者の避難等

① 施設及び避難等の内容

UPZ 内にある社会福祉施設（入所施設）（以下「入所施設」という。）（資料編「11 UPZ 内の社会福祉施設」）は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入所者の状態に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定する。

入所施設は、全面緊急事態を判断する EAL となり屋内退避の指示が出されたときには、屋内退避を実施し、入所者の状態に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

放射性物質が放出され、避難指示又は一時移転指示が出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入所者の避難を実施する。

なお、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行う。

② 避難先の確保

入所施設の入所者の避難先について、当該入所施設及び市は、県が提供する避難先候補入所施設の情報に基づき、避難先候補入所施設に受入れを要請し、避難準備を整える。

市は、避難を実施する段階で、当該入所施設へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難を行う。

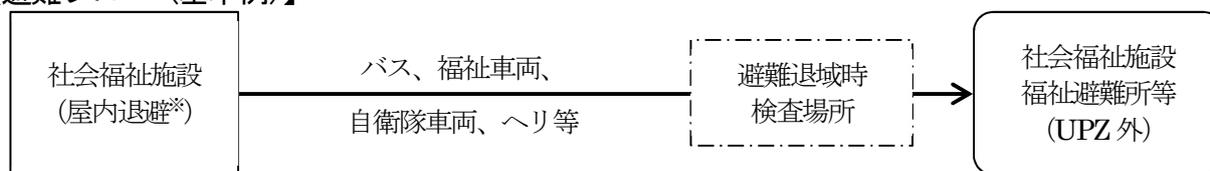
なお、避難者数が拡大した場合の対応や入所者への対応など、避難先が確保されるまで、市内の UPZ 外の同種施設への一時的な避難（収容）も考慮する。

③ 避難手段の確保

避難を実施する入所施設は、福祉車両等、各施設が自ら確保できる避難手段のほかは、市に避難手段の確保を要請し、市は県へ要請する。

市及び県は、国及び関係機関（自衛隊、運輸事業者等）の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な入所施設へ手配する。

【避難フロー（基本例）】



※避難指示又は一時移転が出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

3) 社会福祉施設（通所施設）の利用者等の避難等（サービス提供時）

UPZ 内にある社会福祉施設（通所施設）（以下「通所施設」という。）（資料編「11 UPZ 内の社会福祉施設」）は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、利用者等の状態に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定する。

通所施設の利用者等の避難等は、警戒事態を判断する EAL となった時点で、利用者等の実態に応じ、必要であればサービスを中止し、引渡しを開始する。なお、引渡しができない利用者等は施設に留め置き、屋内退避の準備を始める。

放射性物質が放出され、避難指示又は一時移転指示が出された時点で、利用者等が施設に残っている場合は、利用者等の状況により適切な搬送体制が整ってから、避難を実施する。その際に、家族等への引渡しは避難先で行う。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行う。

4) 在宅の要配慮者の避難等

在宅の要配慮者は、表 6 に示す避難先に、家族とともに避難することを原則とし、市及び県は、必要に応じて、避難先の資機材の整備、避難手段の確保等必要な配慮を行う。

特に、市は、避難行動に時間を要する高齢者等の要配慮者について、災害時避難行動要支援者名簿に登載の上、作成された個別計画に基づき、地域住民、自主防災会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら支援に努める。

5) 学校等※の避難等（※保育所等についてもこれに準じる。）

UPZ 内にある学校等（資料編「12 UPZ 内の学校等」）は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、児童生徒に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定する。

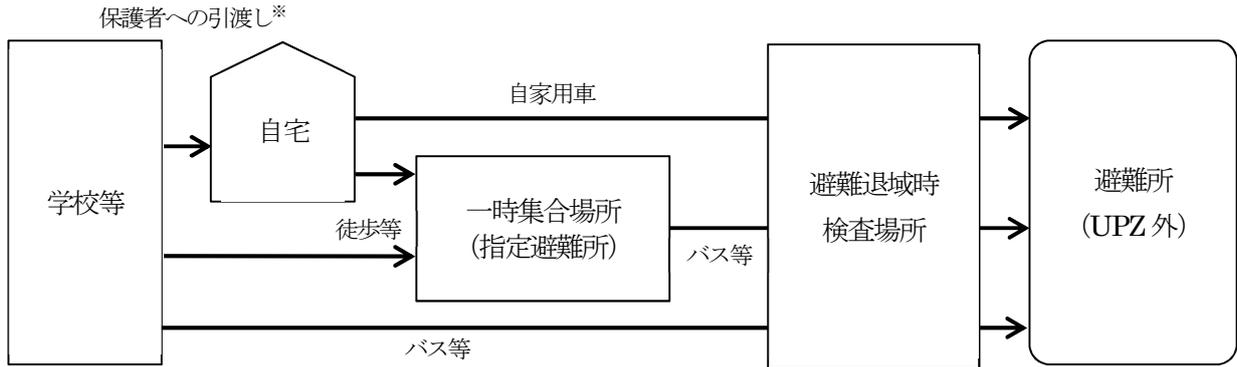
警戒事態を判断する EAL 又は施設敷地緊急事態を判断する EAL となった時点で教育活動を中止し、速やかに児童生徒の下校又は保護者への引渡しを開始する。下校又は保護者への引渡しができない児童生徒は学校等に留め置く。

全面緊急事態を判断する EAL となった時点で、速やかに児童生徒を屋内退避させ、校舎等の屋内で保護者への引渡しをする。

放射性物質が放出され、避難指示又は一時移転指示が出された時点で保護者への引渡しは中断し、教職員は、在校児童生徒を引率して指定の一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難する。保護者への引渡しは避難先で行う。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行う。

【学校等の避難フロー（基本例）】



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しができない場合には、児童生徒を引率してバス等で避難する。（バス等の手配は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）

6) 一時滞在者（観光客等）への対応

市及び県は、国の支援を受け、観光客等の一時滞在者に対して、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。

施設敷地緊急事態を判断する EAL となった時点で、一時滞在者に対して、UPZ 外への退避を求める。

7) 外国人への配慮

市は、国及び県と連携し、外国人に対して、発電所の事故の状況、避難等の指示の情報が正確に伝わるよう、報道機関等の協力や市ホームページを活用し、適切に情報提供を行う。

4 避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査及び簡易除染は、UPZ 境界周辺の県内で実施するもので、県が原子力緊急事態において、避難対象範囲や人数、避難経路等を考慮し、避難退域時検査及び簡易除染を実施する場所を開設する。

(1) 検査場所

検査場所の候補箇所として、UPZ の東方及び西方の公共施設や公共的な空地、高速道路のサービスエリア・パーキングエリア等をあらかじめ定める。

なお、現時点の候補箇所は表7のとおりである。

表7 検査場所候補箇所

避難方向	施設名	所在地
西方	航空自衛隊浜松基地	浜松市西区西山町
	東名高速道路 遠州豊田PA（下り）	磐田市高見丘
	東名高速道路 三方原PA（下り）	浜松市東区有玉西町
	東名高速道路 浜名湖SA（下り）	浜松市北区三ヶ日町
	新東名高速道路 遠州森町PA（下り）	周智郡森町
	新東名高速道路 浜松SA（下り）	浜松市北区都田町
	竜洋海洋公園	磐田市駒場
	森町公共施設	周智郡森町
東方	東名高速道路 日本坂PA（上り）	焼津市
	東名高速道路 日本平PA（上り）	静岡市駿河区
	新東名高速道路 藤枝PA（上り）	藤枝市
	新東名高速道路 静岡SA（上り）	静岡市葵区
	新東名高速道路 清水PA（上り）	静岡市清水区
	うぐいすPA	藤枝市
	工業技術研究所	静岡市葵区
	川根本町公共施設	榛原郡川根本町

資料編「5 避難退域時検査場所候補箇所」

(2) 検査方法

住民等は、県が作成する「避難退域時検査及び簡易除染に関する実施要領」による避難退域時検査を受ける。検査の基準値※（OIL4）を超えた場合には、簡易除染を受け、基準値を超えないことを確認する。検査又は簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の証明書（避難退域時検査済証）を受領する。

証明書は、避難先で提示する必要があるため、避難の際には、必ず検査場所を通らなければならない。

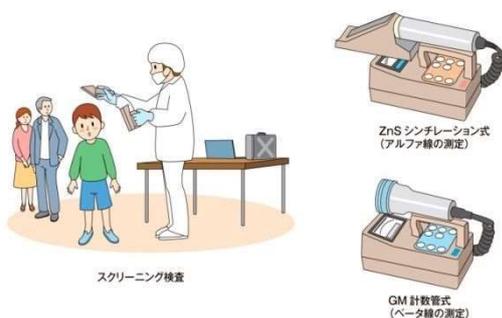
※皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じる基準。（皮膚から数センチメートルでの検出器の計算率 β線：40,000cpm）

【避難退域時検査及び除染】

避難退域時検査は、GMサーベイメーター、体表汚染モニターなどの測定器を使用し、避難車両、身体、携行品等の汚染検査を実施する。

検査の基準値（OIL4）を超えた場合、簡易除染を行い、基準未満となったことを確認する。

表面汚染の測定



【外部被ばくと内部被ばく】

放射線を受けることを被ばくという。そして、放射性物質などの放射線の発生源（線源）が、体の外にあり、体外から放射線を受けることを外部被ばくという。

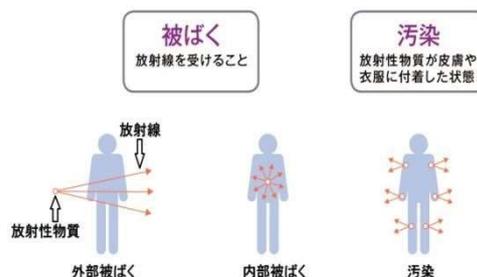
空間の放射線量が高いところがある場合は、その場所から離れる、放射線をさえぎる建物に避難する、周辺を除染することで、被ばくを抑えることができる。

また、衣服や皮膚に放射性物質が付着した状態を汚染という。汚染した場合は、洗浄したり、着替えたりすることで被ばくを減らすことができる。

一方、呼吸や飲食によって放射性物質を体内に取り込んだり、皮膚に付着した放射性物質が傷口から体に入ったりすることによって、体の中に取り込まれた線源から放射線を受けることを内部被ばくという。

内部被ばくは、マスクの着用などで吸入を防いだり、汚染した飲食物の摂取制限などを行うことによって抑えることができる。また、傷口は、放射性物質を取り除いて（除染）から治療する。

被ばくと汚染の違い



(3) 対象となる住民等

避難退域時検査及び簡易除染は、OILに基づく防護措置として、避難の指示を受けた住民等を対象とする。

5 安定ヨウ素剤の配布・服用

安定ヨウ素剤の効果は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や一時移転の防護措置と組み合わせて活用することに留意する。

全面緊急事態を判断する EAL に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、国が必要性を判断する。

市及び県は、国の指示に基づき、県が作成する「安定ヨウ素剤取扱マニュアル」に基づいて、安定ヨウ素剤を配布し、服用するよう住民等に指示をする。

資料編「2 被ばくを避けるためにとる行動」

6 避難状況の確認

避難又は一時移転の指示後における市民等の避難状況の確認については、自治会の協力を得ながら市、消防機関及び警察署等が行う。

7 避難経由所

広域避難は、不慣れな地域への長距離の移動が必要となる場合が想定されることから、避難住民が混乱なく、迅速に避難できる体制づくりが求められる。また、原子力災害、複合災害の影響を受けていない避難先の地域にとって、広域避難の受入が過大な負担とならないよう配慮する必要がある。

このため、避難先の地域の実情に応じて、原子力災害に係る広域避難計画に基づき避難者が避難する際に、第一目的地となり、かつ、避難者に避難所を案内する場所として、避難経由所を設置する。

8 今後の検討課題

この計画は、避難等を迅速、確実に実施できるよう、避難等の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めたものであるが、より実効性のある計画にしていくために、原子力防災訓練等による検証を含めさらに検討を進め、避難計画への反映や関連する計画・マニュアル等の作成をしていく必要がある。

現時点、以下の検討課題があり、引き続き、国、県、関係市町等と協議を進める。

(1) 今後、避難計画へ反映していく課題

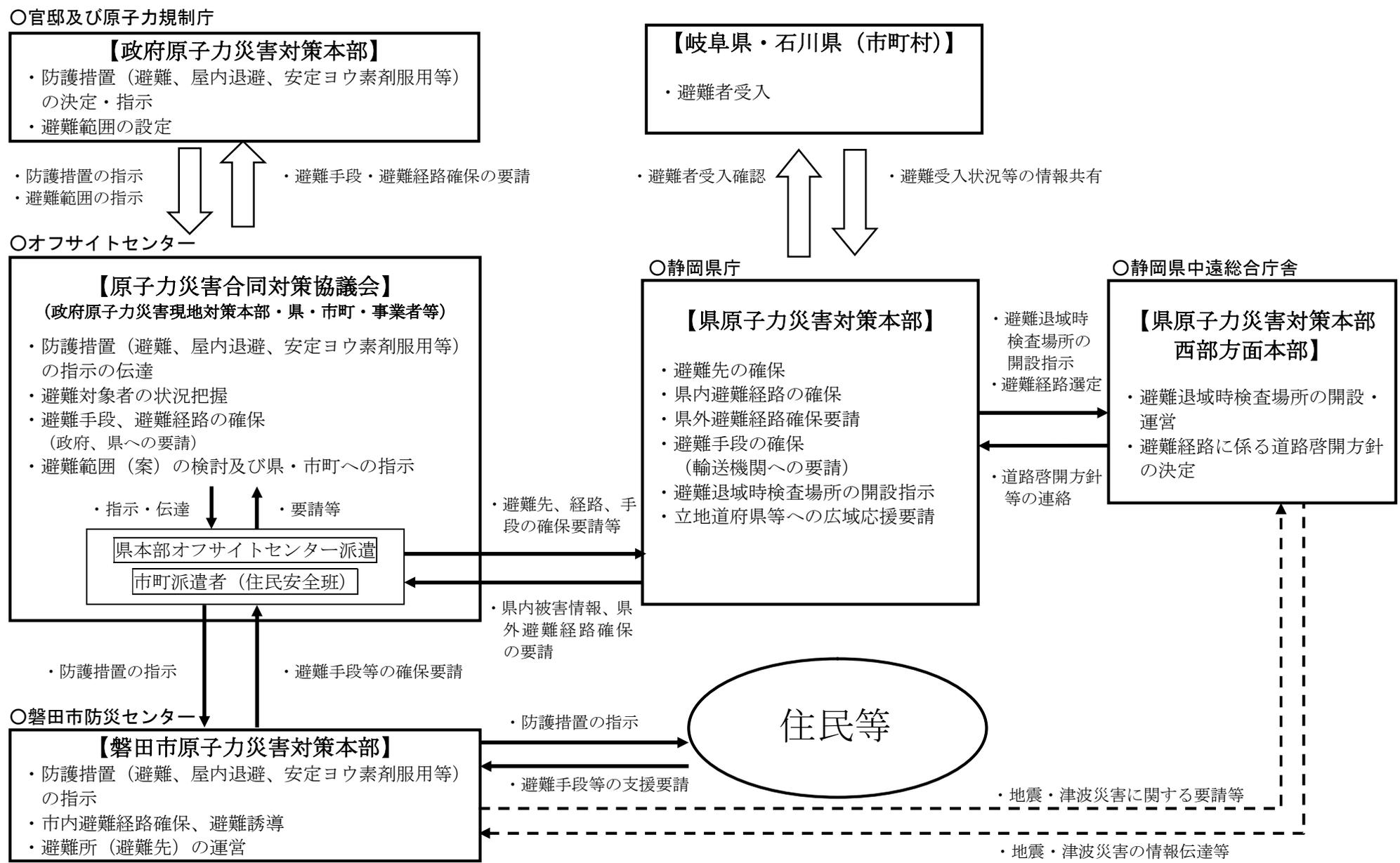
- ① 避難経路及び避難手段の確保における関係機関との協力体制の強化（道路状況の把握、道路啓開、緊急交通路での避難車両の通行、バスの確保等）
- ② 避難経路での燃料の確保、渋滞対策
- ③ 避難等対象区域での地震・津波の被災者の救出、救助についての検討
- ④ UPZ 外における避難等についての検討
- ⑤ 要配慮者等の避難先の確保
- ⑥ 一人暮らし等の家族の支援が困難な在宅要配慮者の避難方法の検討
- ⑦ 家畜、ペットについての検討
- ⑧ 災害対策本部機能や行政機能の移転

(2) 関連する計画、マニュアル等に関する課題

- ① 県外避難先との詳細協議
- ② 避難先の体制構築への支援（避難所の運営、避難者の生活支援、物資調達・資機材の整備、自家用車の保管、避難先市町村の求償方法等）
- ③ 安定ヨウ素剤の緊急時における効率的な配布
- ④ 病院、社会福祉施設、学校等の避難計画策定の支援
- ⑤ 住民に求められる行動（事前の備え、緊急時の行動）の理解促進
- ⑥ 防災業務関係者の緊急時の適切な防護措置（被ばく管理体制、資機材整備、訓練、研修等）
- ⑦ 企業等への本計画の周知と対応

	法令・指針・諸計画	実施要領、マニュアル等	総合的とりまとめ
国	<p>災害対策基本法</p> <p>原子力災害対策特別措置法</p> <p>↓</p> <p>防災基本計画原子力災害対策編</p> <p>原子力災害対策指針</p> <p>↓</p> <p>関係省庁防災業務計画</p>	<p>原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会）</p> <p>原子力緊急事態等現地対応マニュアル（オフサイトセンター）</p>	<p>浜岡地域の緊急時対応 （内閣府、浜岡地域原子力防災協議会）</p>
県	<p>静岡県地域防災計画原子力災害対策編</p> <p>↓</p> <p>浜岡地域原子力災害広域避難計画（県計画）</p> <p>↓</p> <p>静岡県緊急時モニタリング計画</p>	<p>静岡県原子力災害（警戒）対策本部運営要領作成済</p> <p>避難退域時検査及び簡易除染に関する実施要領作成中</p> <p>緊急被ばく医療活動実施要領</p> <p>学校等の避難計画策定マニュアル ⇒A</p> <p>病院の避難計画策定マニュアル ⇒B</p> <p>社会福祉施設の避難計画策定マニュアル ⇒C</p> <p>緊急時モニタリング実施要領</p> <p>住民説明用パンフレット「原子力防災のしおり」</p> <p>安定ヨウ素剤取扱いマニュアル</p>	
市	<p>磐田市地域防災計画原子力災害対策編</p> <p>↓</p> <p>磐田市原子力災害広域避難計画</p>	<p>磐田市安定ヨウ素剤取扱いマニュアル平成25年3月作成</p> <p>市避難計画概要版（市民向けパンフレット） ※2</p>	
施設	<p>⇒A 各学校等の避難計画</p> <p>⇒B 各病院の避難計画</p> <p>⇒C 各社会福祉施設の避難計画 ※1</p>		

※1、※2 今後作成予定



別図3-1 地区ごとの避難先（岐阜県）

避難元				高速IC	避難経由所	避難先	
地域名	地区名					圏域名	市町村名
福田	福田中	避難 退域 時 検 査 場 所		名神高速道路 (岐阜羽島IC)	岐阜県立看護大学	岐阜①	岐阜市 羽島市 瑞穂市 本巣市 笠松町 北方町
	福田南						
	福田西部						
	福田北部						
	豊浜						
磐田	西貝			東海北陸自動車道 (関IC)	百年記念公園	岐阜②	各務原市 山県市 岐南町
	南御厨						
	御厨						
	於保						
	天竜						

避難元				高速IC	避難経由所	避難先	
地域名	地区名					圏域名	市町村名
磐田	長野	避難 退域 時 検 査 場 所		名神高速道路 (大垣IC)	西濃総合庁舎	西濃①	大垣市 海津市 養老町 垂井町 関ヶ原町 神戸町 輪之内町 安八町
	田原						
	中泉①						
磐田	中泉②			東海環状自動車道 (大野神戸IC)	パレットピアおおの	西濃②	揖斐川町 大野町 池田町
	向笠						
	大藤						

中泉①・・・中泉(中央町除く)・二之宮・国府台
中泉②・・・中泉(中央町)・大泉町・鳥之瀬

避難元				高速IC	避難経由所	避難先			
地域名	地区名					圏域名	市町村名		
磐田	見付①	避難 退域 時 検 査 場 所		東海北陸自動車道 (美濃IC)	中濃総合庁舎	中濃①	関市 美濃市 郡上市		
	見付②								
	今之浦			東海北陸自動車道 (可児御嵩IC)	ぎふワールド・ロー ズガーデン	中濃②	美濃加茂市 可児市 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村 御嵩町		
								岩田	
豊田	豊田東								
	富岡								
	池田								

見付①・・・東大久保・富士見町・元天神
見付②・・・見付①以外

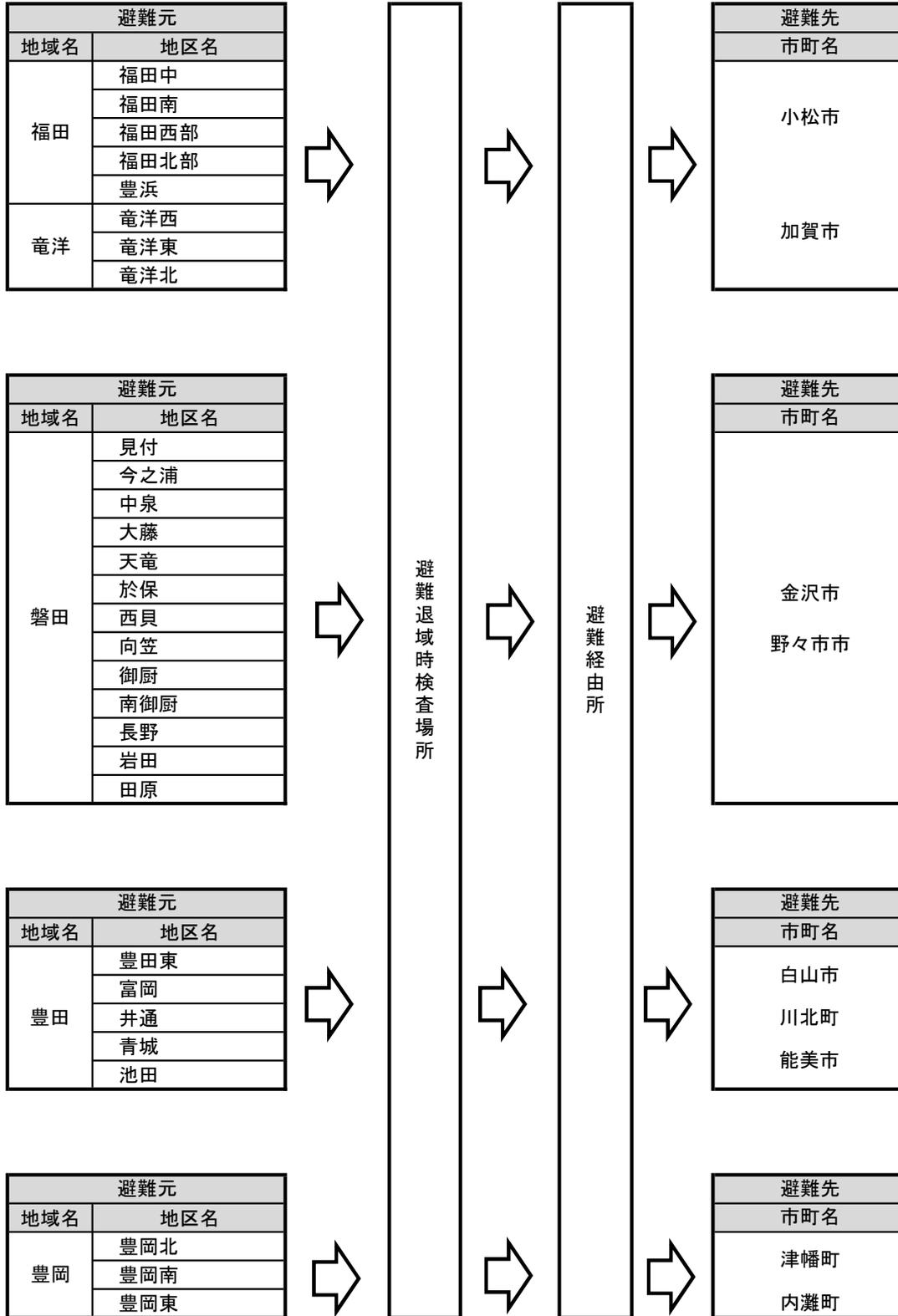
避難元				高速IC	避難経由所	避難先	
地域名	地区名					圏域名	市町村名
竜洋	竜洋東	検 査 場 所	避難 退域 時	東海環状自動車道 (土岐南多治見IC)	セラミックパーク MINO	東濃	多治見市 中津川市 瑞浪市 恵那市 土岐市
	竜洋北						
	竜洋西						
豊田	青城						

避難元				高速IC	避難経由所	避難先	
地域名	地区名					圏域名	市町村名
豊田	井通①	避難 退域 時 検 査 場 所		東海北陸自動車道 (関IC)	百年記念公園	飛騨①	下呂市
	井通②						
豊岡	豊岡北			東海北陸自動車道 (郡上八幡IC)	郡上総合庁舎	飛騨②	高山市 飛騨市 白川村
	豊岡南						
	豊岡東						

井通①・・・森岡・一言・豊田西之島・源平新田・長森
井通②・・・上新屋・小立野・上万能・弥藤太島・森下

※避難退域時検査場所：4避難退域時検査場所及び除染(1)検査場所参照
※避難経由所にて、避難先市町村が示される。
※資料編7<岐阜県避難先図>参照

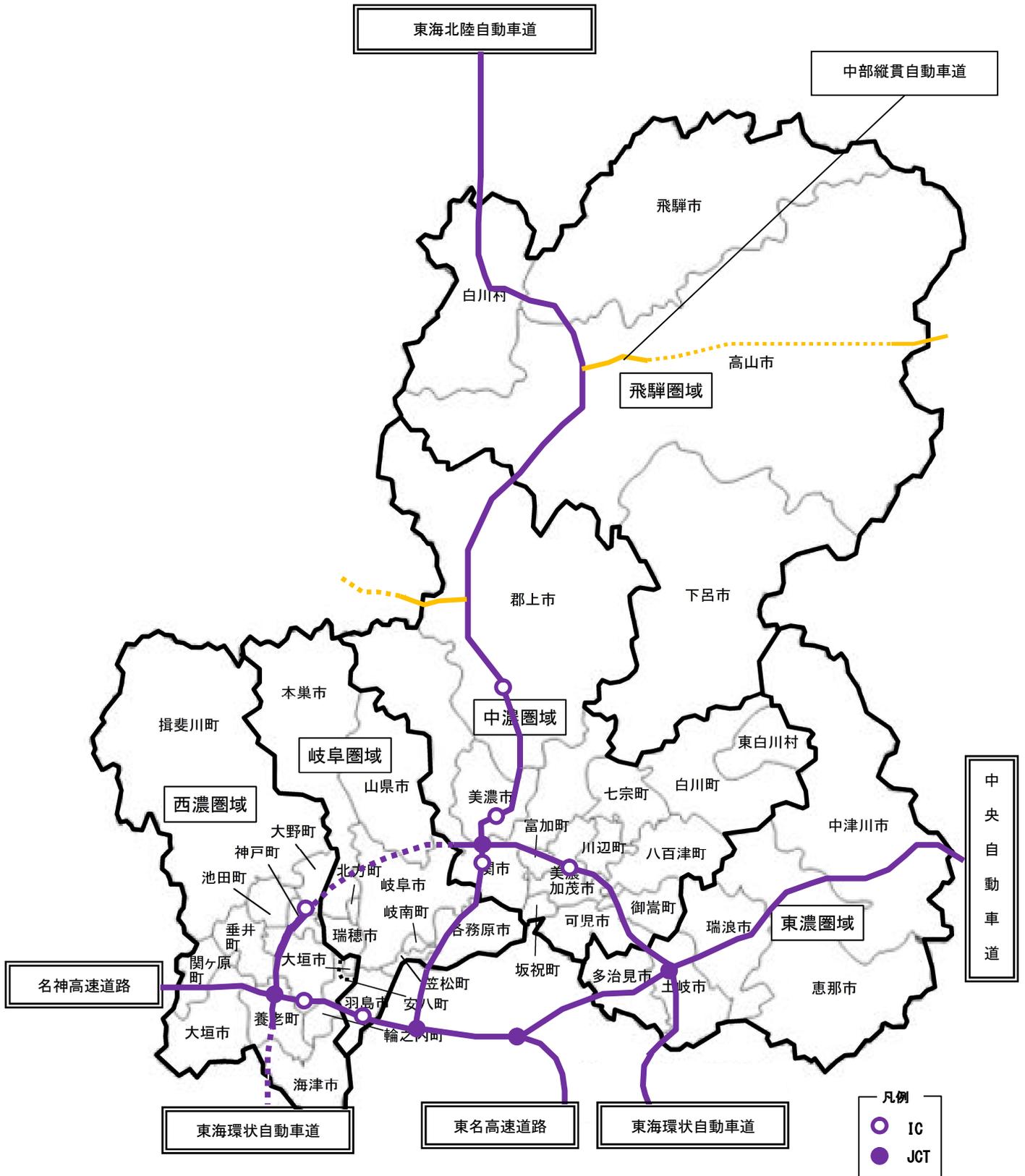
別図3-2 地区ごとの避難先 (石川県)



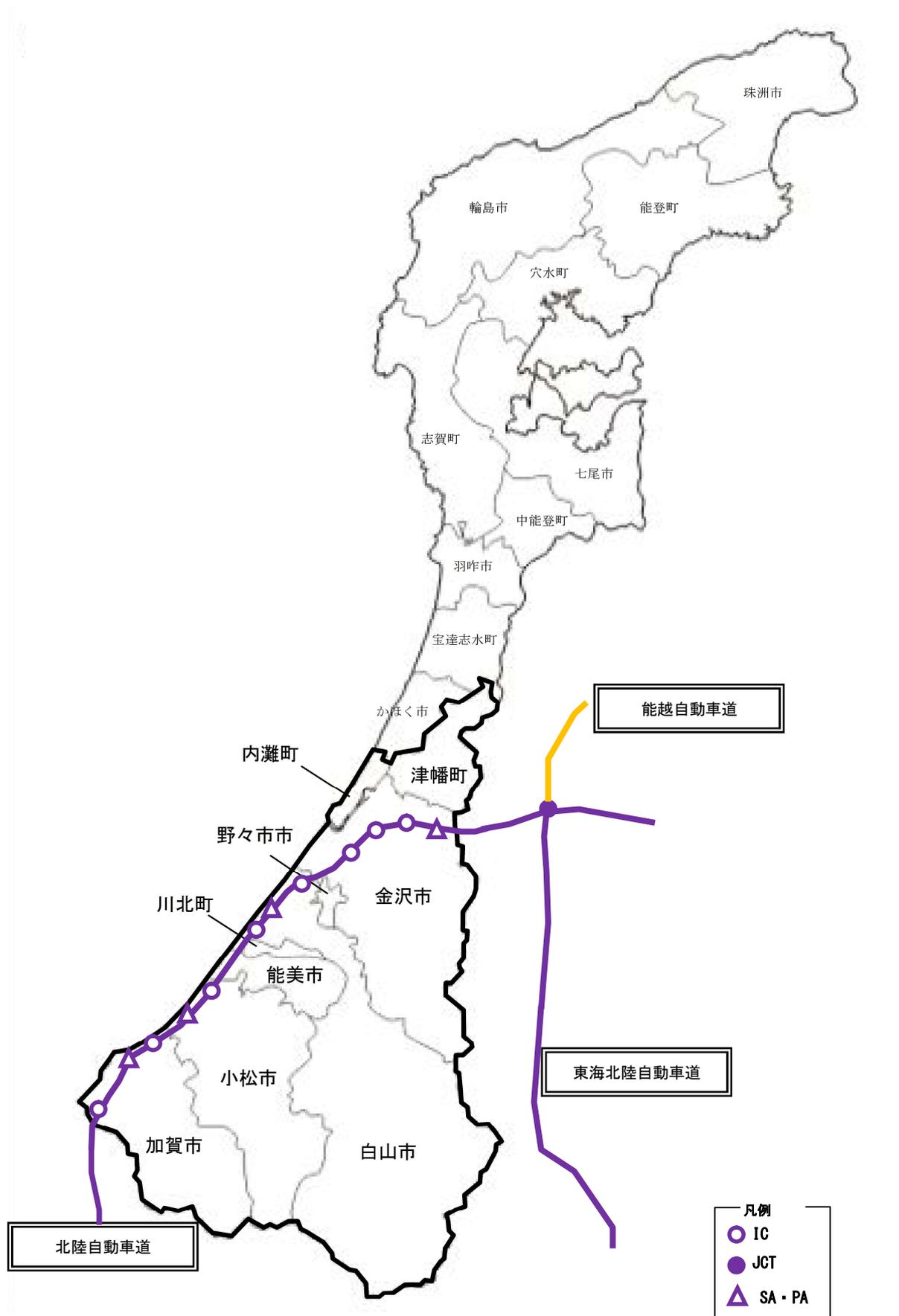
※避難退域時検査場所: 4避難退域時検査場所及び除染(1)検査場所参照
 ※避難経由所にて、避難先市町名が示される。
 ※資料編8<石川県避難先別図>参照

別図4-1

岐阜県市町村図



別図4-2
石川縣市町村図



別図5 一時集合場所一覧

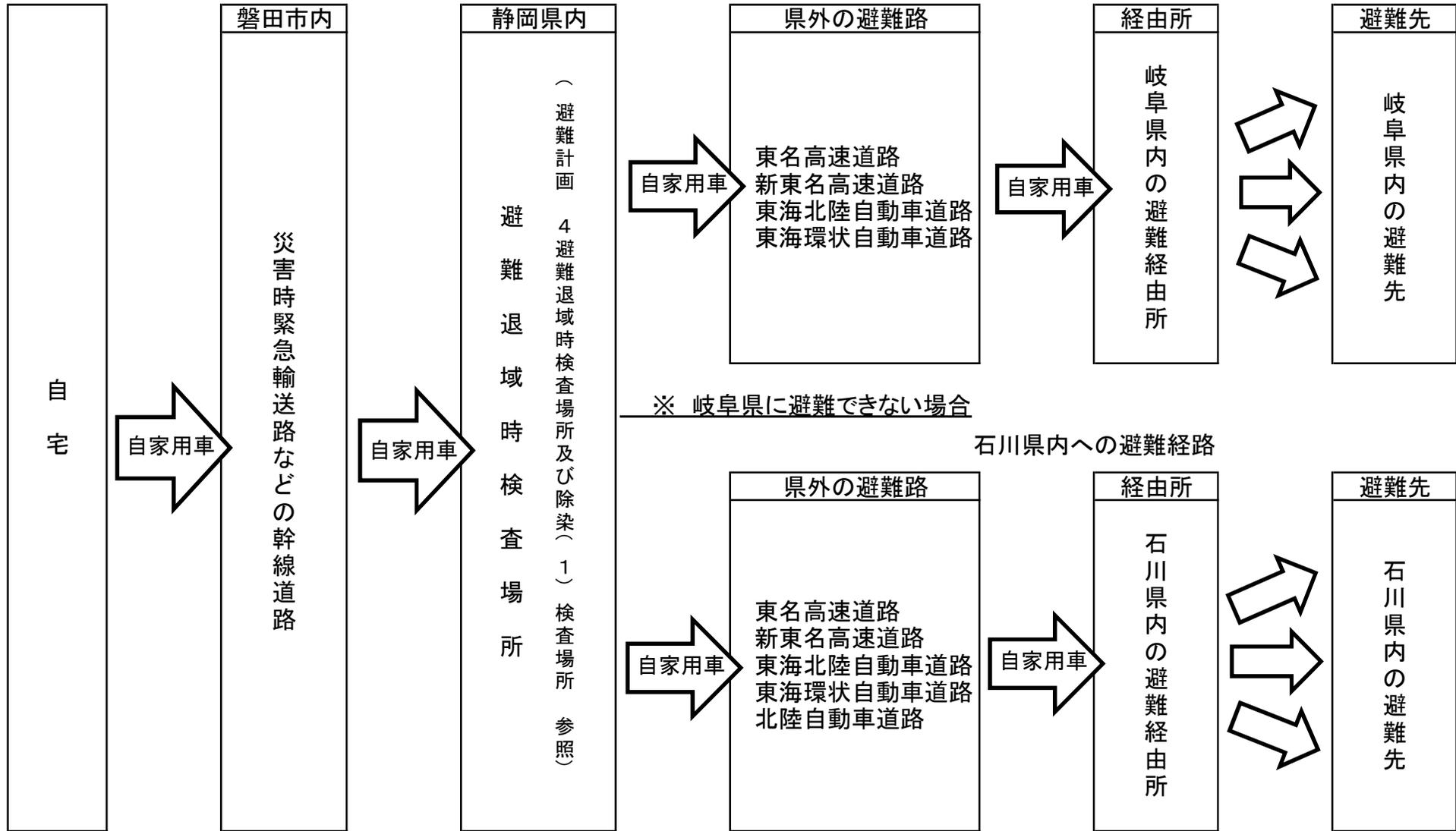
(令和4年12月末現在)

No.	名称	所在地	対象地区名又は自治会名	世帯数	人口
1	城山中学校	見付263-3	権現町・安久路・城之崎	2,409	5,310
2	磐田北小学校	見付2352	東坂町・住吉町・宿町・中川町・新通町・清水町・天王町・地脇町・馬場町・元倉町・二番町・幸町・美登里町・北見町・元宮町・緑ヶ丘・水堀	4,717	11,242
3	富士見小学校	富士見町4-9-5	東大久保・富士見町・元天神町	3,849	9,302
4	ワークピア磐田	見付2989-3	今之浦一丁目・今之浦二丁目・今之浦三丁目・今之浦四丁目・今之浦五丁目	1,139	2,159
5	磐田市総合体育館	見付4075-1	西坂町・一番町・梅屋町・河原町・加茂川通・一言北原・一言エクレール	1,789	3,932
6	磐田第一中学校	国府台39-1	中央町・中町・東町・七軒町・泉町・桜ヶ丘・旭ヶ丘・本町	1,810	4,140
7	磐田中部小学校	中泉1203-2	西町・久保町・御殿・二之宮浅間通・二之宮一丁目・二之宮二丁目・二之宮三丁目・二之宮四丁目・二之宮中通・二之宮宮本・大泉町・鳥之瀬町	3,863	8,032
8	磐田西小学校	中泉2522-2	田町・坂上町・西新町・石原町・栄町・京見塚・一言南原・天龍	3,712	8,056
9	磐田南小学校	千手堂1356-1	豊島・北島・千手堂・万正寺・中野・上大之郷・下岡田・上岡田・中野団地	3,687	8,335
10	長野小学校	小島736	鮫島・小島・白拍子・草崎	1,717	4,124
11	西貝交流センター	西貝塚1377-5	西貝塚・西之島・上南田	1,036	2,436
12	南御厨交流センター	東新屋613	東脇・新出・和口・東新屋・大立野・東新町・東新町県営住宅・東新町公団住宅・東新町一丁目	1,285	3,084
13	東部小学校	東貝塚206	東貝塚	257	668
14	神明中学校	鎌田2262-74	鎌田鋏影・鎌田坊中・鎌田長江・新貝・稗原	1,242	3,093
15	田原小学校	三ヶ野1030-1	玉越・西島・三ヶ野・明ヶ島・明ヶ島団地・東部台	1,913	4,424
16	向笠小学校	向笠竹之内391-6	笠梅・向笠新屋・向笠竹之内・向笠西・篠原・岩井	430	1,165
17	向陽中学校	向笠竹之内1162-2	笠梅原・新屋原・竹之内原・向笠西原・岩井原	1,067	2,535
18	大藤小学校	大久保282-1	大藤第1区・大藤第2区・大藤第3区・大藤第4区・大藤第5区・大藤第6区・大藤第7区・大藤第8区・大藤第9区・大藤第10区・大藤第11区・大藤第12区・大藤第13区・大藤市営住宅・大藤団地・匂坂上原	1,717	4,462
19	岩田小学校	匂坂中987	匂坂新・匂坂中下・匂坂中上・匂坂上・寺谷塚下・寺谷塚上・寺谷新田	703	1,901
20	南部中学校	野箱32	野箱・前野・新島・長須賀・刑部島	877	2,271
21	於保農村婦人の家 (静岡産業大学)	大原1654-1 (大原1572-1)	大和田・上大原・中大原・下大之郷・川成・長池・大原・大原新町	1,122	2,668

No.	名 称	所在地	対象地区名又は自治会名	世帯数	人口
22	福田中学校	福田中島3753-1	7番組・15番組・石田組・中島新町	940	2,141
23	福田小学校	下太380	9の1番組・9の2番組・10の1番組・10の2番組・10の3番組・11番組・12番組・13番組・14番組・14番北組・昭和組・下太・本田東・本田中・本田西・新田東・新田中・新田西	2,400	5,868
24	福田中央交流センター	福田1587-1	1番組・2番組・3番組・4番組・5番組・6の1番組・6の2番組・6の3番組・8番組	1,322	3,205
25	豊浜小学校	豊浜9	豊浜中野・小島方・大島・雁代	1,083	2,750
26	福田屋内スポーツセンター	南島393-1	五十子・南島・蛭池・東小島	557	1,432
27	福田健康福祉会館	宇兵衛新田186-1	浜部・塩新田・一色・清庵新田・太郎馬新田・南田	355	878
28	竜洋中学校	豊岡4473-8	敷地・吹上・江口・金洗・竜洋雇用促進・豊岡団地・岡・平間・ニュータウン・あおば	2,197	5,075
29	竜洋西小学校	川袋1900	掛塚本町・掛塚砂町・掛塚中町・掛塚田町・掛塚大当町・掛塚横町・掛塚新町・掛塚蟹町・掛塚東町・十郎島・白羽・川袋・野崎・内名	2,534	5,693
30	竜洋東小学校	中平松23	駒場・西平松・中平松・飛平松・東平松・海老島・竜洋稗原・大中瀬・小中瀬	1,314	3,181
31	竜洋北小学校	堀之内356	西堀・竜洋中島・宮本・高木・松本・堀之内	1,699	4,313
32	旧豊田北部小学校	加茂1026	匂坂中之郷・七蔵新田・匂坂下・中野戸・気賀西・気賀東・加茂東・加茂西・加茂川原・富里	1,418	3,795
33	豊田東小学校	高見丘57	富丘広野・富丘下原・富丘下原南・富丘原新田・東原西・東原東・高見丘	1,625	4,217
34	豊田中学校	加茂243	池田上・池田藤美・池田中・池田南	1,866	4,467
35	アミューズ豊田	上新屋304	上新屋・上万能・弥藤太島・森岡・一言里	1,218	3,125
36	豊田南小学校	森下300	小立野・豊田西之島・源平新田・長森・森下	1,524	3,592
37	豊田南中学校	立野200	宮之一色・下万能・立野・ジェイハイム豊田立野・ベルメゾン豊田・森本	1,702	3,948
38	青城小学校	中田55	中田・気子島・海老塚・赤池・下本郷・上本郷・ジェイハイム豊田本郷	1,968	4,953
39	豊岡中学校	合代島943	神田・栗下・本村・太郎馬・田川・合代島下・新開・雇用促進住宅	1,128	3,043
40	豊岡北小学校	下野部158-1	川原・亀井戸・大楽地・合代島上	339	780
41	豊岡総合センター(体育館)	壱貫地64-1	壱貫地・三家・下神増・中野東川原	860	2,316
42	豊岡南小学校	上神増1410	上神増・社山・神増・惣兵衛	715	2,116
43	豊岡南部会館	掛下1489	平松・掛下・松之木島上・松之木島下	472	1,335
44	豊岡東交流センター	敷地1187-3	敷南区・敷上区・大平南・大平北・虫生・万瀬	407	1,095

69,984 166,657

※ 発電所単独災害又は大規模地震との複合災害であっても受入が可能な場合



※発電所単独災害又は大規模地震との複合災害であっても受入が可能な場合



1 OILと防護措置の内容

原子力災害対策指針（令和元年7月3日一部改正）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の

設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）のGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

2 被ばくを避けるためにとる行動

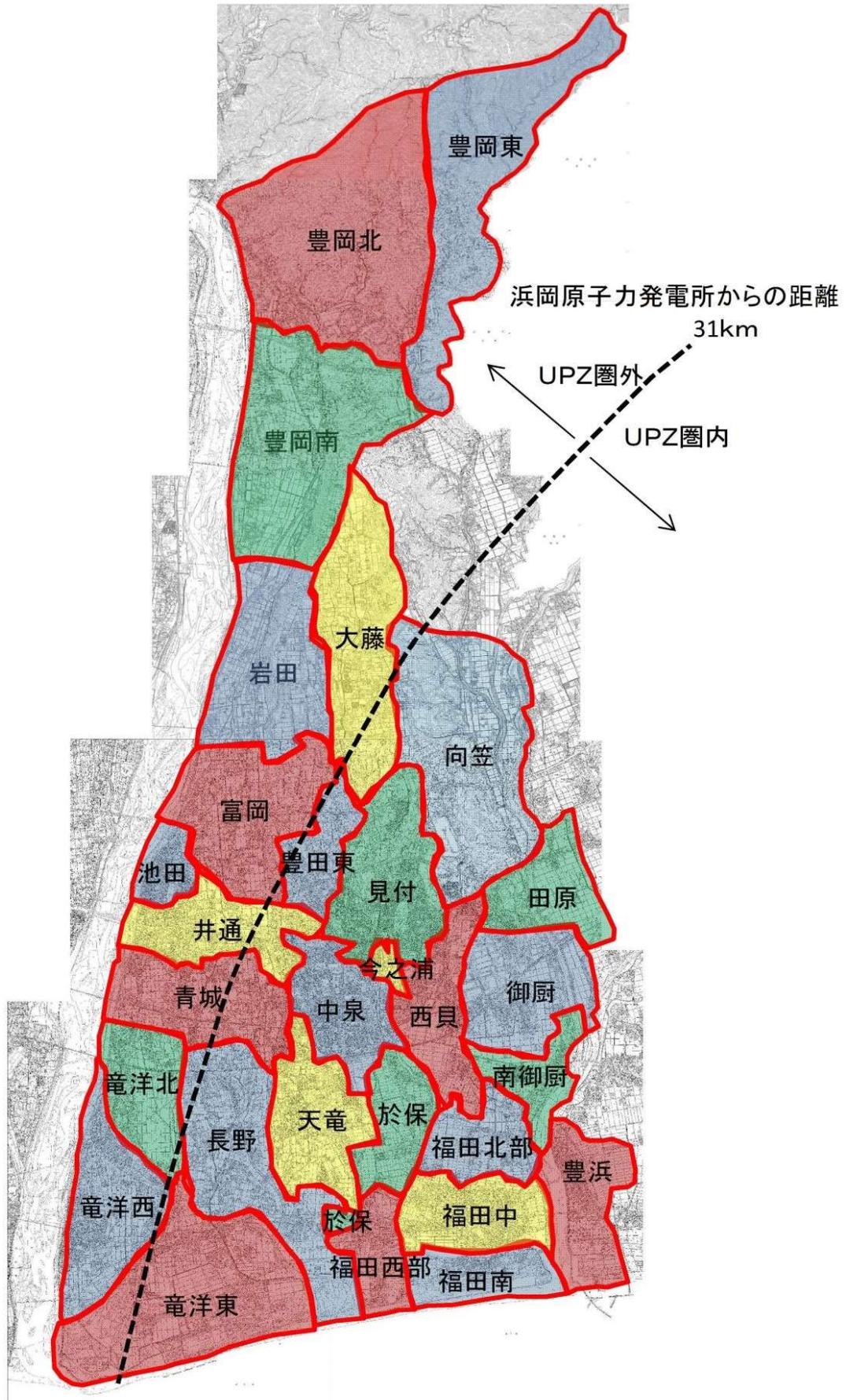
外部被ばく(※1)を避ける方法
①屋内退避
※屋内退避時の注意点 ・ ドアや窓を全て閉める。 ・ エアコン（外気導入型）や換気扇を止め、屋外からの空気を入れない。 ・ 屋外で着ていた衣服には、放射性物質が付着している可能性がある為、衣服を着替え、ビニール袋に保管し、他の衣服と区別する。 ・ 食品には、ふたやラップをかけ、冷蔵庫に入れる。 ・ テレビやラジオ、広報車などからの新しい情報を待ち、次の指示があるまで外出は控える。
②避難および一時移転
※避難時の注意点 ・ 避難時に携行する物を用意する。しばらく家を空けてもよいように、貴重品や日常生活に必要な物を携行する。（現金・通帳・印鑑などの貴重品、運転免許証、パスポートなどの身分証明書、着替え、懐中電灯、ラジオ、携帯電話（充電器）、薬、育児・介護用品、非常用飲料水、メガネ、コンタクトレンズ、補聴器、生理用品など） ・ 放射性物質が身体に付着したり、吸い込んだりすることを防ぐ服装（レインコート、マスクなど）を身に着ける。 ・ 近隣の住民に声をかけ、できるだけまとまって避難する。

内部被ばく(※2)を避ける方法
①安定ヨウ素剤の予防服用
原子力施設の事故により発生する放射性物質のうち、「放射線ヨウ素」は人が体内に取り込むと甲状腺に集積するため、内部被ばくによる甲状腺がんなどを発生させる可能性がある。放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。 安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きく、過剰摂取は甲状腺機能の低下させる恐れがある。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果を有する。 服用対象者は、全ての年代の方が対象。（ヨウ素アレルギー等がある方は除く。）で、服用回数は、原則として1回。安定ヨウ素剤の2回目の服用を考慮しなければならない状況では避難を優先させる。
②飲食物の摂取制限
飲食物に含まれる放射性物質の量を測定した結果、基準値以上の場合、飲食物の摂取を回避することで内部被ばくを避ける為に実施される防護措置。

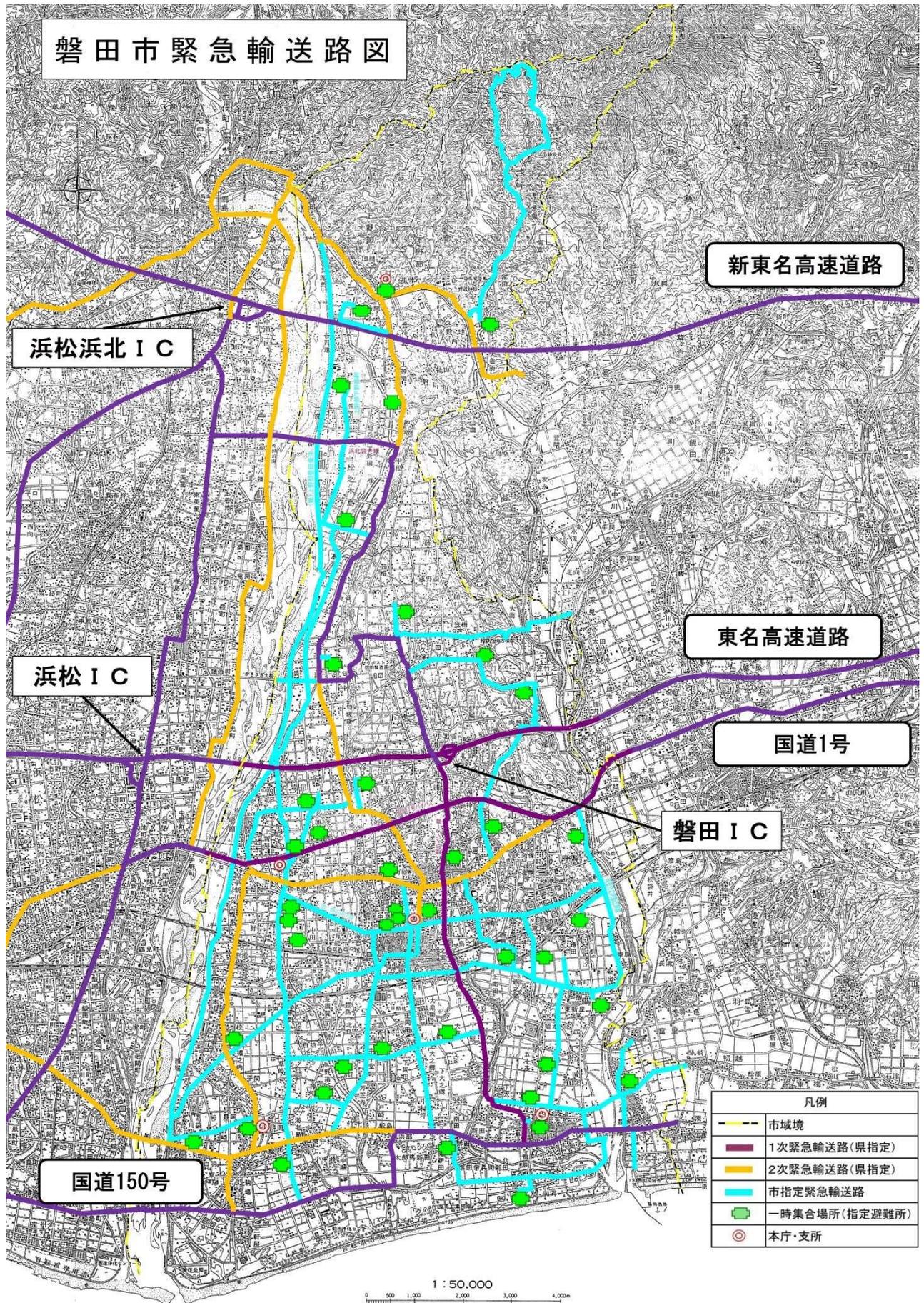
汚染した可能性がある場合の対処
①除染（※3）
②被ばく医療（※4）

(※1～4)用語集参照

3 磐田市地区別図



4 磐田市緊急輸送路

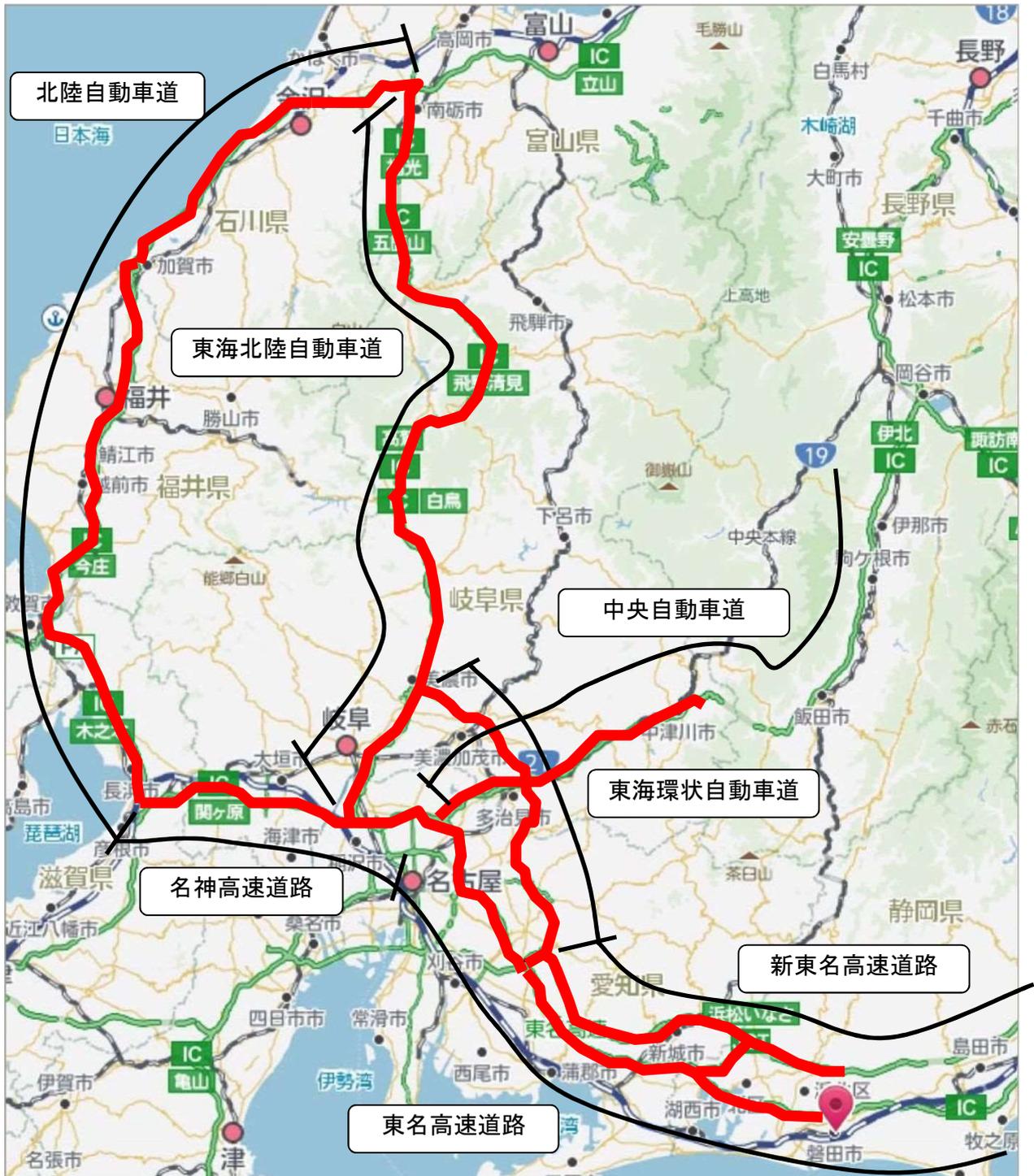


5 避難退域時検査場所候補箇所



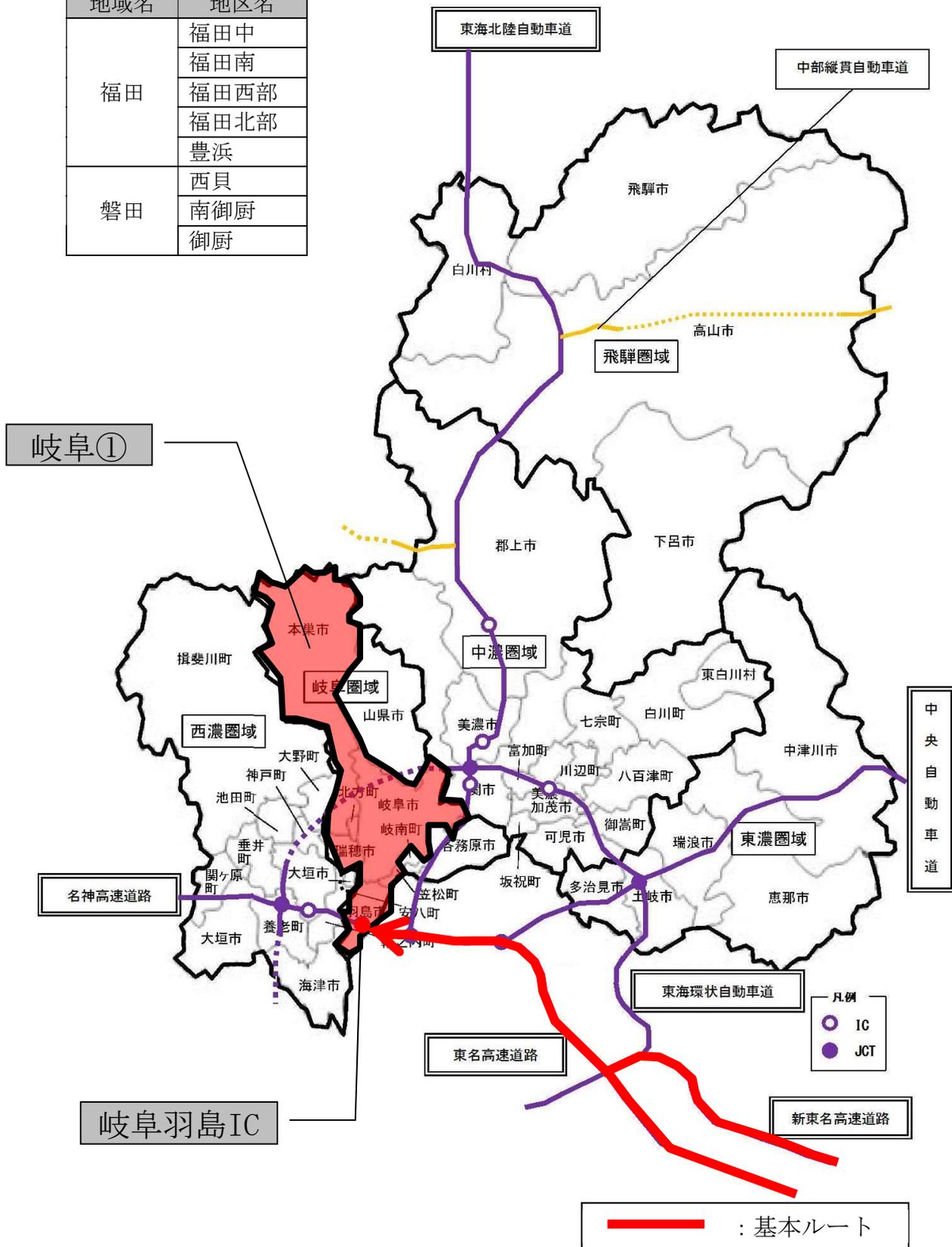
- | | |
|---------------------|--------------------|
| ①航空自衛隊浜松基地 | ⑨東名高速道路 日本坂PA(上り) |
| ②東名高速道路 遠州豊田PA(下り) | ⑩東名高速道路 日本平PA(上り) |
| ③東名高速道路 三方原PA(下り) | ⑪新東名高速道路 藤枝PA(上り) |
| ④東名高速道路 浜名湖SA(下り) | ⑫新東名高速道路 静岡SA(上り) |
| ⑤新東名高速道路 遠州森町PA(下り) | ⑬新東名高速道路 清水PA(上り) |
| ⑥新東名高速道路 浜松SA(下り) | ⑭うぐいすPA(国道1号線バイパス) |
| ⑦竜洋海洋公園(国道150号線付近) | ⑮工業技術研究所(国道1号線沿い) |
| ⑧森町公共施設 ※選定中 | ⑯川根本町公共施設 ※選定中 |

6 広域避難ルート



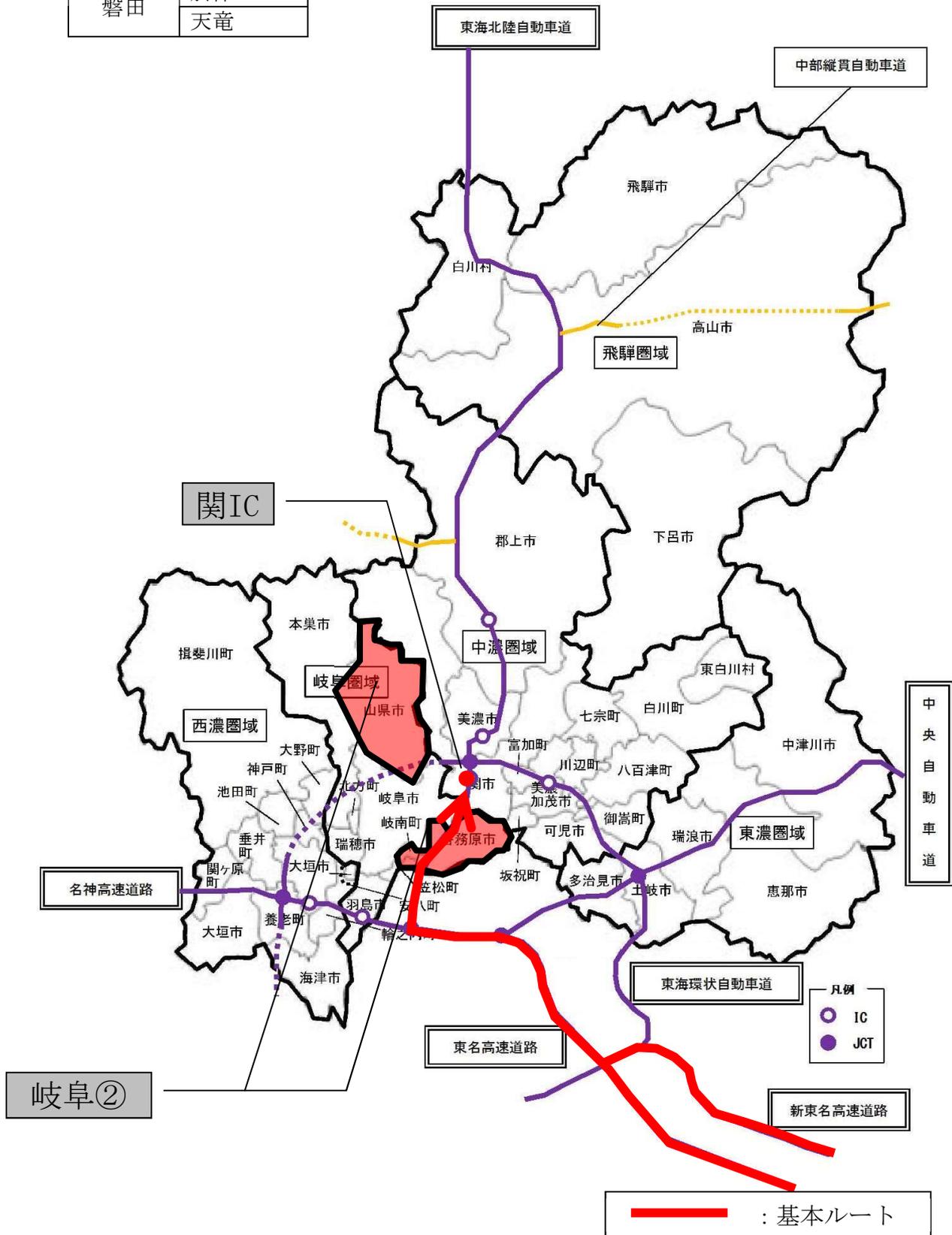
7-1 岐阜県避難先(岐阜①)

避難元	
地域名	地区名
福田	福田中
	福田南
	福田西部
	福田北部
	豊浜
磐田	西貝
	南御厨
	御厨



7-2 岐阜県避難先(岐阜②)

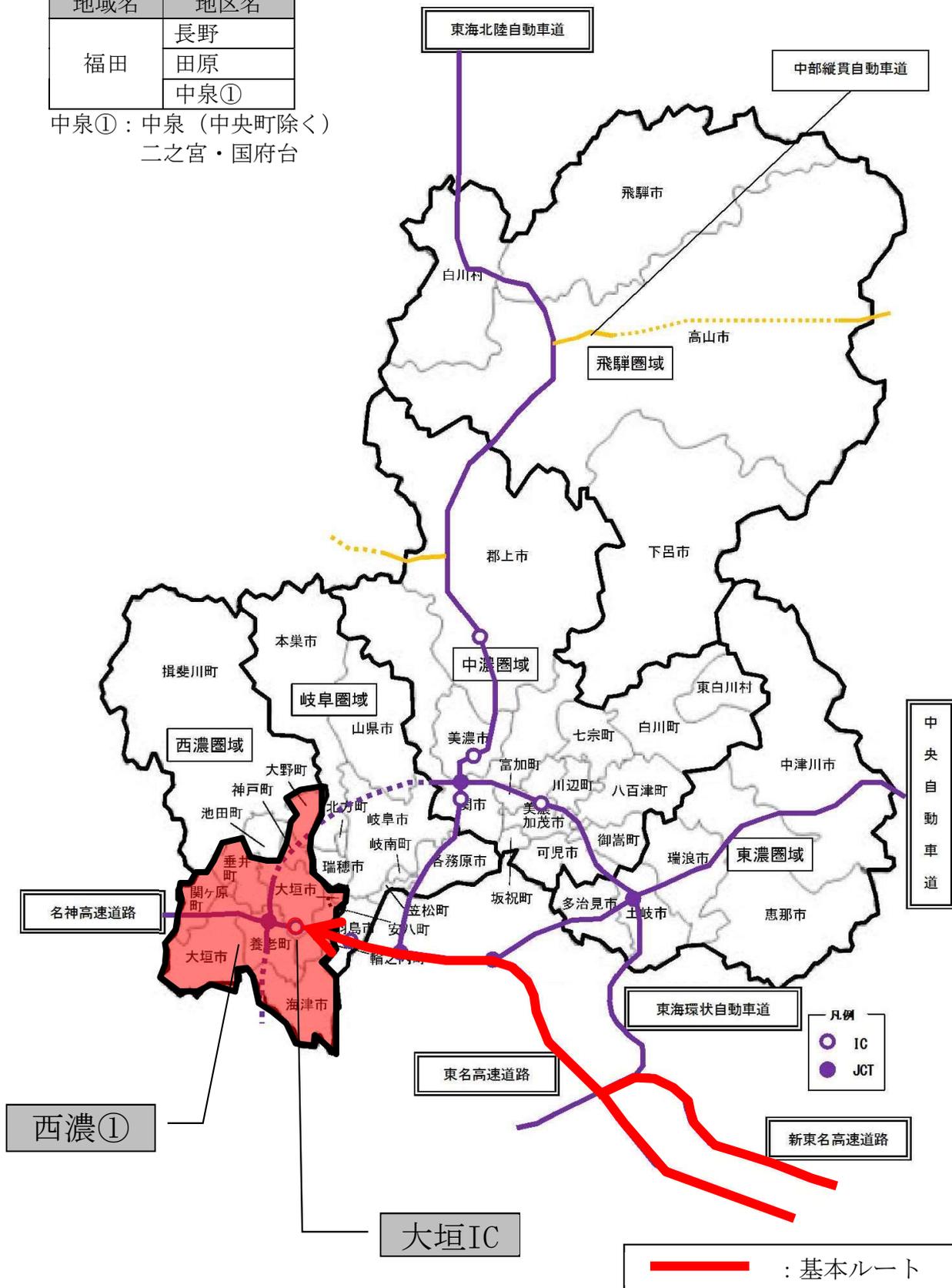
避難元	
地域名	地区名
磐田	於保
	天竜



7-3 岐阜県避難先(西濃①)

避難元	
地域名	地区名
福田	長野
	田原
	中泉①

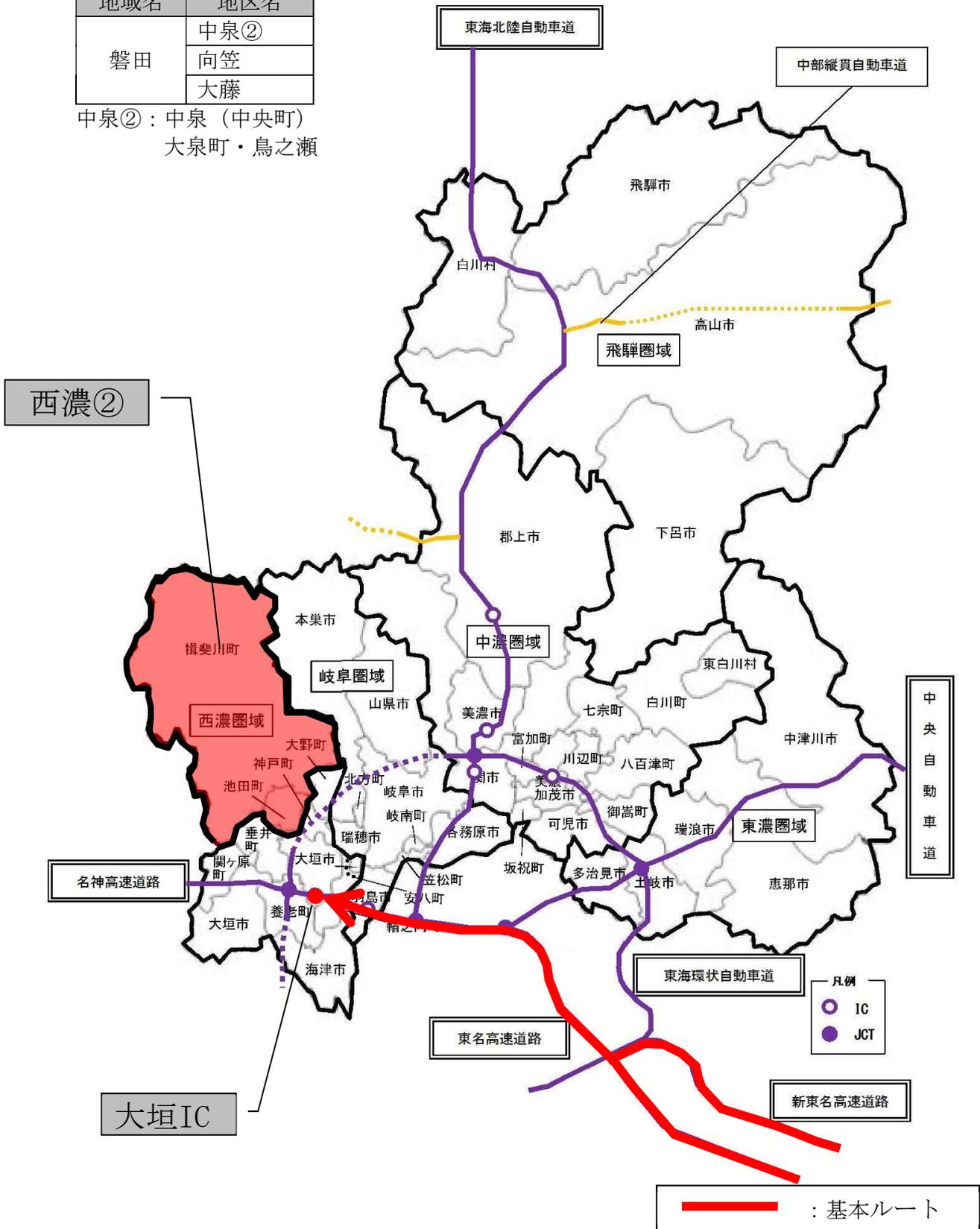
中泉①：中泉（中央町除く）
二之宮・国府台



7-4 岐阜県避難先(西濃②)

避難元	
地域名	地区名
磐田	中泉②
	向笠
	大藤

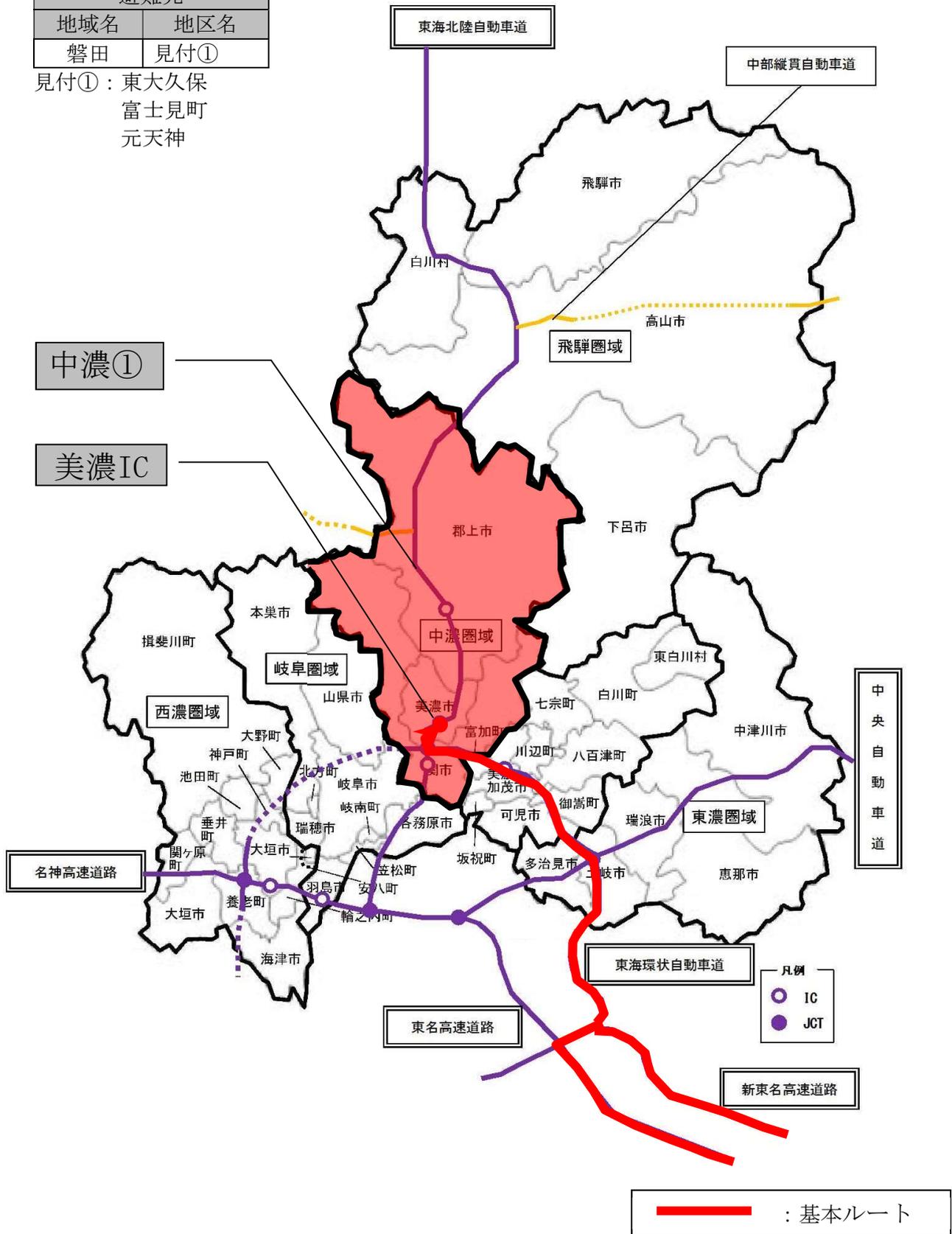
中泉②：中泉（中央町）
大泉町・鳥之瀬



7-5 岐阜県避難先(中濃①)

避難元	
地域名	地区名
磐田	見付①

見付①：東大久保
富士見町
元天神

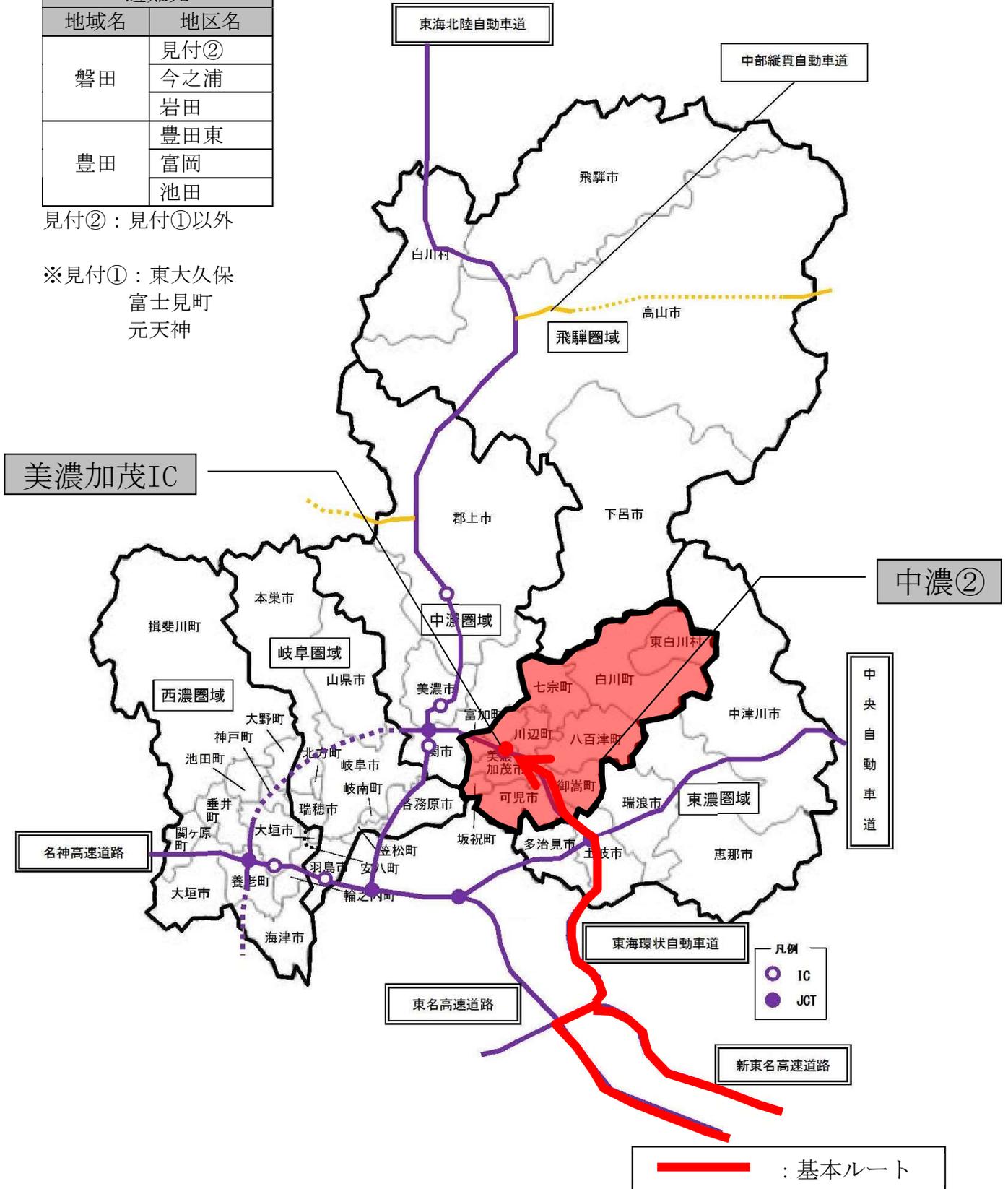


7-6 岐阜県避難先(中濃②)

避難元	
地域名	地区名
磐田	見付②
	今之浦
	岩田
豊田	豊田東
	富岡
	池田

見付②：見付①以外

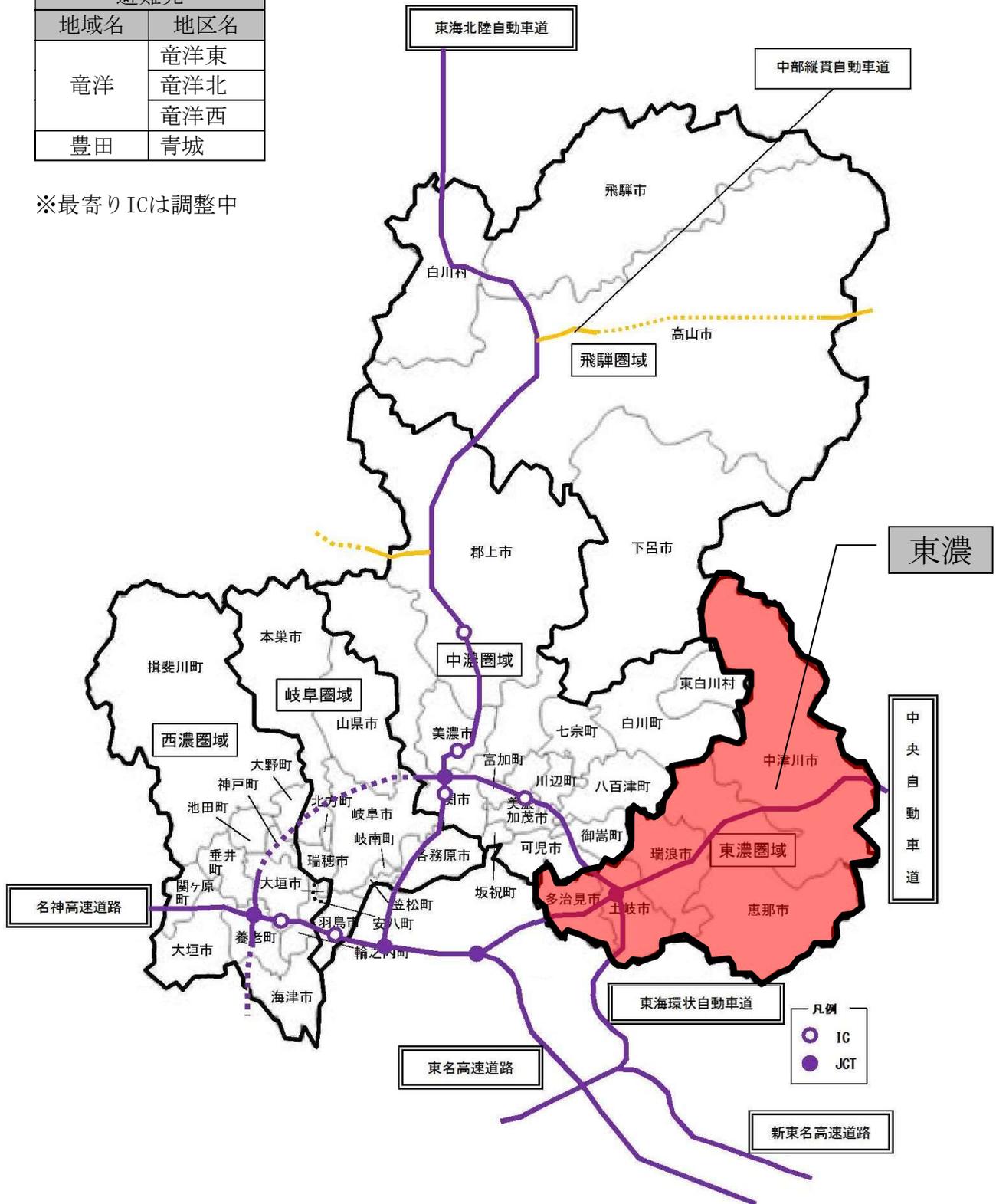
※見付①：東大久保
富士見町
元天神



7-7 岐阜県避難先(東濃)

避難元	
地域名	地区名
竜洋	竜洋東
	竜洋北
	竜洋西
豊田	青城

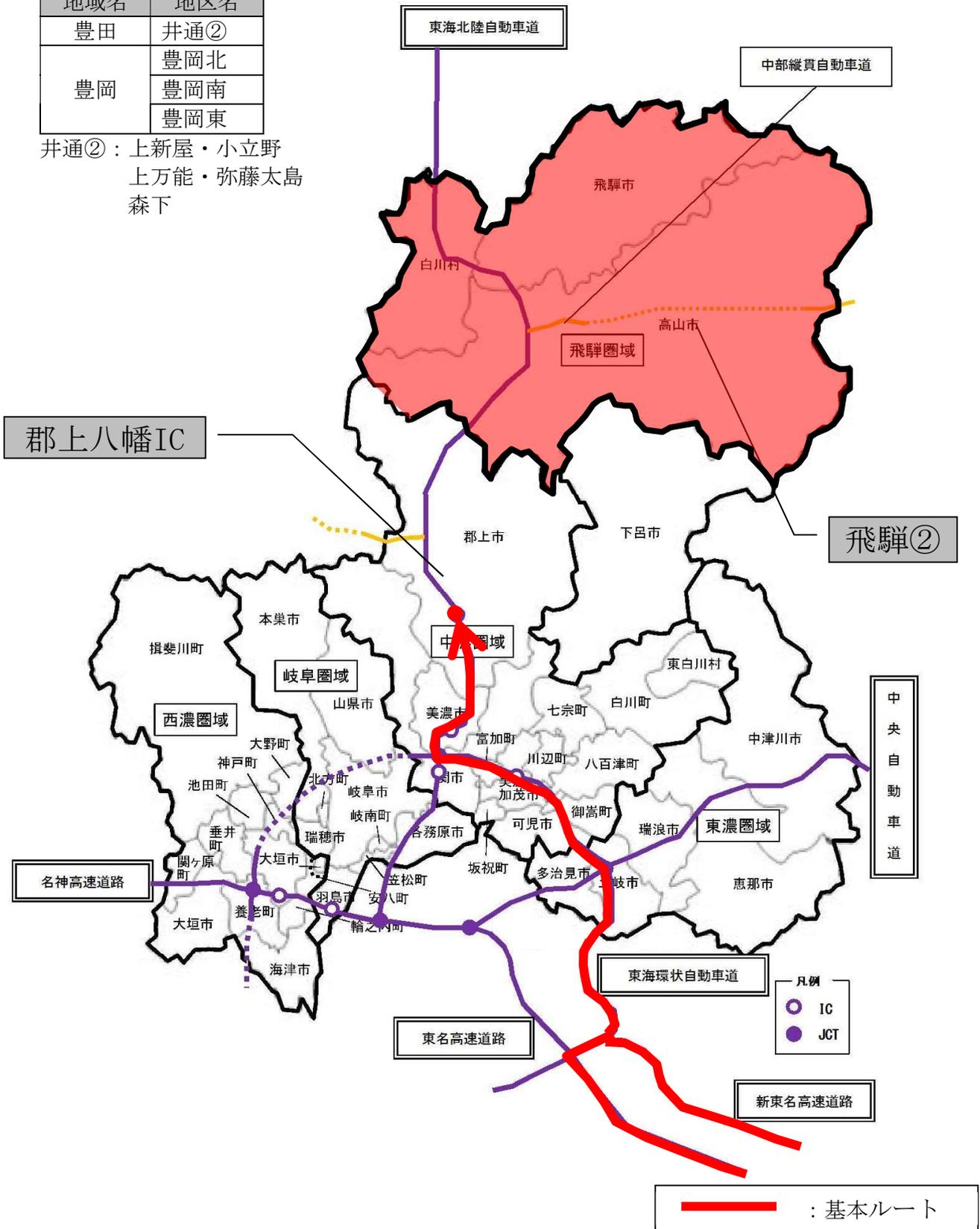
※最寄りICは調整中



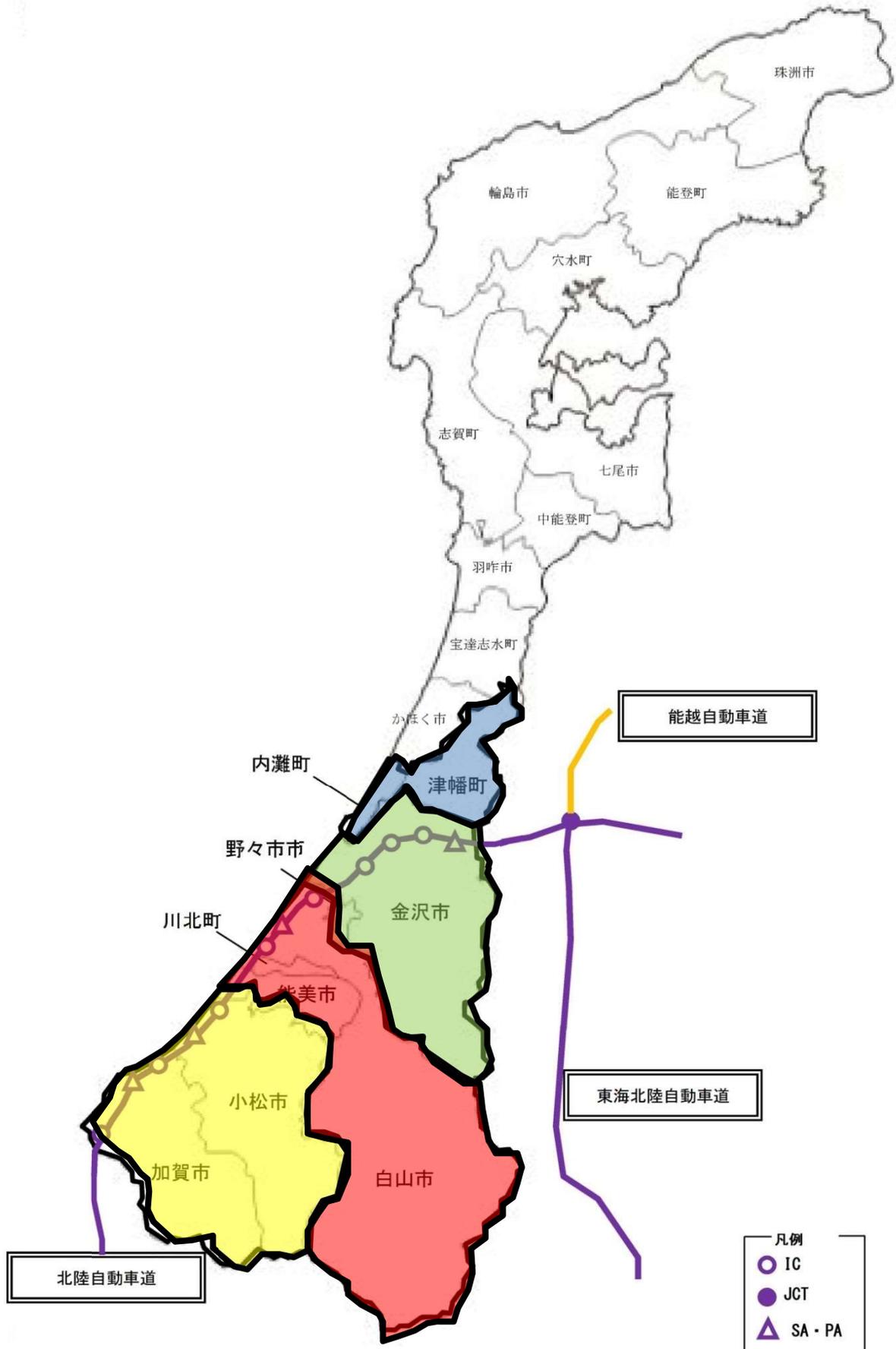
7-9 岐阜県避難先(飛騨②)

避難元	
地域名	地区名
豊田	井通②
豊岡	豊岡北
	豊岡南
	豊岡東

井通②：上新屋・小立野
上万能・弥藤太島
森下



8 石川県避難先図



9 広報文例

(1)放射性物質又は放射線の放出前

①警戒事態を判断するEAL（情報収集）

こちらは「広報いわた」です。
本日、午前（午後）〇〇時〇〇分、
浜岡原子力発電所で、「（発電所からの報告に基づき作成）」が発生しました。
現在、放射性物質の漏れは検出されていません。
皆さんが特別な行動をとる必要はありません。
今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

②施設敷地緊急事態を判断するEAL（屋内退避準備）

こちらは「磐田市災害対策本部」です。
浜岡原子力発電所で発生した事故のお知らせです。
現在、放射性物質の漏れは検出されていません。
今後の事態に備えるため、不要な外出を控え、屋内退避の準備を行ってください。
今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

③全面緊急事態を判断するEAL（屋内退避）

こちらは「磐田市災害対策本部」です。
浜岡原子力発電所で発生した事故のお知らせです。
現在、放射性物質の漏れは検出されていません。
今後、放射性物質又は放射線の放出の恐れがありますので、UPZ内の地区の方は、
建物に退避をしてください。
対象地区の方は、指示があるまで、建物退避してください。
その他の地区の方は、不要な外出を控え、屋内退避の準備をしてください。
今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
※UPZ外の地区については、事態の進展に応じて屋内退避を実施する。

(2) 放射性物質又は放射線の放出後

①全面緊急事態を判断するEAL

(放射性物質放出後) O I L 1 (緊急防護措置 避難)

こちらは「磐田市災害対策本部です」
浜岡原子力発電所で発生した事故のお知らせです。
基準以上の放射性物質が外部に漏れ、避難の指示が出ました。
次の地域の方は、直ちに避難を開始してください。
対象地区は、「 地区、 地区、 地区、 地区」です。
対象地区の方は、車で「 (避難退域時検査場所) 」へ向かってください。
車で避難ができない方は、「 (指定避難場所) 」へ集まって下さい。
その他の地域の方は、屋内退避をし、今後のお知らせや、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

②全面緊急事態を判断するEAL

(放射性物質放出後) O I L 2 (早期防護措置 一時移転)

こちらは「磐田市災害対策本部です」
浜岡原子力発電所で発生した事故のお知らせです。
基準以上の放射性物質が外部に漏れ、一時移転の指示が出ました。
次の地域の方は、一週間以内に、避難してください。
対象地区は、「 地区、 地区、 地区、 地区」です。
対象地区の方は、車で「 (避難退域時検査場所) 」へ向かってください。
車で避難ができない方は、「 (指定避難場所) 」へ集まってください。
その他の地域の方は、屋内退避をし、今後のお知らせや、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

10 UPZ内の医療施設

(1) 病院・医院(有床施設)

No.	名称	所在地	電話番号
1	ハートセンター磐田	見付1819-91	0538-39-1111
2	新都市病院	中泉703	0538-34-0150
3	産婦人科西垣エーアールティークリニック	中泉1-6-16	0538-33-4455
4	すずかけヘルスケアホスピタル	大原2042-4	0538-21-3511
5	磐田原病院	大久保42-15	0538-38-0621
6	磐田市立総合病院	大久保512-3	0538-38-5000
7	あんずクリニック産婦人科	大久保896-39	0538-38-0301
8	服部病院	西貝塚3781-2	0538-32-7121
9	福田西病院	一色22	0538-58-1175
10	富士ヶ丘内科	東原167-4	0538-35-6611
11	磐田メイツ睡眠障害治療クリニック	中田648-1	0538-39-0300
12	磐南中央病院	気子島978	0538-39-6770

(2) 助産所(有床施設)

No.	名称	所在地	電話番号
1	よこさわ助産院	草崎334-1	0538-84-7115
2	和(やわらぎ)助産院	大久保733-37	0538-38-0031

11 UPZ内の社会福祉施設

(1) 高齢者施設

No.	名称	所在地	電話番号
1	ラクラス見付ショートステイ	見付235-10	0538-37-7810
2	ラクラス見付デイサービス	見付235-10	0538-37-7810
3	ラクラス見付レジデンス	見付235-10	0538-37-7854
4	デイサービス富士見台	見付508-34	0538-86-5160
5	セントケア南天満	見付1596-1	0538-39-7811
6	い〜な見付デイサービスセンター	見付1596-1	0538-21-2088
7	機能訓練特化型デイサービスセンターえいせいいずみ	見付1766-1	0538-39-1121
8	やすらぎの郷見付	見付1903-4	0538-86-6157
9	ふじがおか見付連理枝	見付2337-1	0538-33-7070
10	ふじがおか見付デイサービス	見付2337-1	0538-33-7070
11	デイサービスゆう加茂川	見付5966-3	0538-35-2467
12	和田整形外科・外科医院通所リハビリテーション	富士見町1-11-13	0538-36-1177
13	ふるさとホーム磐田	中泉802-2	0538-36-8302
14	ケアステーションあさひ磐田	中泉802-2	0538-36-8301
15	特別養護老人ホーム中泉の里	中泉2414-1	0538-36-1131
16	中泉の里短期入所施設	中泉2414-1	0538-36-1131
17	医療法人社団愛慈会さくらんぼ通所介護事務所	中泉3000-1	0538-31-3111
18	マリアパレス3	国府台70-2	0538-36-8255
19	デイサービス磐田	国府台89-3	0538-86-3050
20	介護老人保健施設さくらんぼ	国府台100-1	0538-36-1700
21	リッツハウス磐田	二之宮702-1	0538-86-3002
22	介護老人保健施設さくらの苑	二之宮1162	0538-33-3800
23	グループホームこもれび	二之宮東21-4	0538-39-0722
24	小規模多機能ホームぬくもりの家	二之宮東21-4	0538-39-0721
25	レジデンス二之宮	二之宮東21-4	0538-39-0777
26	グループホーム旬彩	今之浦1-1-13	0538-36-3900
27	ケアセンター旬彩	今之浦1-1-13	0538-36-5105
28	あずみ苑磐田	豊島1427-1	0538-36-4165
29	デイサービスせんず堂	千手堂964-6	0538-36-5666
30	特別養護老人ホーム第二遠州の園	鮫島1804-1	0538-34-1165
31	第二遠州の園デイサービス	鮫島1804-1	0538-34-1165
32	デイサービスりんごの杜	小島62-2	0538-86-5470
33	マザーズ前野	前野2532-1	0538-30-6566

No.	名称	所在地	電話番号
34	有料老人ホームいこいの里大原	大原1911	0538-36-5200
35	デイサービスセンターいこいの里大原	大原1911	0538-36-5200
36	ケアハウス花みずき	大久保508-1	0538-38-5665
37	花みずきデイサービスセンター	大久保508-1	0538-38-5665
38	おおふじ五幸ホーム介護老人保健施設	大久保508-3	0538-38-5511
39	デイサービスアルクおおふじ	大久保508-3	0538-38-5512
40	グループホーム和らぎの家	大久保508-24	0538-38-6610
41	特別養護老人ホーム遠州の園	大久保522-1	0538-38-2145
42	遠州の園デイサービス	大久保522-1	0538-38-2145
43	グループホーム磐田かつらぎの家	岩井2070-9	0538-37-1008
44	レッツリハビリデイサービスセンター磐田	岩井3051-1	0538-33-6920
45	磐田伍縁荘	西貝塚1221-3	0538-67-9310
46	特別養護老人ホーム西貝の郷	西貝塚2111-1	0538-21-3933
47	デイサービスセンター西貝の郷	西貝塚2111-1	0538-21-3933
48	短期入所施設西貝の郷	西貝塚2111-1	0538-21-3933
49	シオンの家デイサービスセンター	西貝塚2356	0538-35-4073
50	有料老人ホームうつくしの家西貝塚	西貝塚3036-1	0538-33-8899
51	デイサービスビーフィット西貝塚	西貝塚3036-1	0538-21-4555
52	特別養護老人ホーム西之島の郷	西之島26-1	0538-39-4165
53	短期入所施設西之島の郷	西之島26-1	0538-39-4165
54	ふじがおかデイサービス磐田安久路	安久路1-8-2	0538-37-1010
55	ふじがおかおおるりメゾンド安久路	安久路1-8-2	0538-37-1010
56	磐田市老人ホーム楽寿荘	安久路1-19-2	0538-32-2913
57	アイケアおおるり新貝	新貝2138-4	0538-37-7707
58	デイサービスセンターあいの街磐田	新貝2138-4	0538-21-3255
59	デイサービス三ヶ野台	三ヶ野台6-1	0538-31-8168
60	デイサービスセンター陽だまりの里	彦島385-2	0538-39-0345
61	フレンドハウスさんさん	彦島385-2	0538-39-0347
62	デイサービスほほえみのいえ	明ヶ島原31-1	0538-30-6369
63	リハケアーズ福田	福田712	0538-55-5400
64	セレーノ福田	福田712	0538-55-5400
65	ウェルビ福田デイサービスセンター	福田2126-1	0538-59-1203
66	ラクラス福田デイサービス	福田2204-3	0538-59-1900
67	あんしんホーム磐田福田	福田2397-2	0538-59-1755
68	ケアステーションあさひ磐田福田	福田2397-2	0538-59-1711

No.	名称	所在地	電話番号
69	グループホーム福田はまぼうの家	福田中島726	0538-58-3611
70	グループホームつどい	一色25-1	0538-58-1771
71	介護老人保健施設於保老健センター	一色26	0538-58-2550
72	特別養護老人ホーム福寿荘	宇兵衛新田187	0538-58-3111
73	福寿荘デイサービスセンター	宇兵衛新田187	0538-58-3111
74	福寿荘短期入所生活介護事業所	宇兵衛新田187	0538-58-3111
75	デイサービスセンター福田ふれあい荘	南島529	0538-55-3143
76	グループホーム福田の家	東小島260	0538-55-1700
77	デイサービス和合	豊浜267-1	0538-58-3331
78	デイサービス香寿	平間1199-1	0538-66-5106
79	グループホーム香寿	平間1259-1	0538-66-0400
80	グループホームサンシティとよだ	豊田35	0538-21-0101
81	ケアハウスゆやの里	加茂395	0538-30-6100
82	ゆやの里短期入所生活介護事業所	加茂395	0538-30-6100
83	小規模多機能型居宅介護ゆやの里	加茂395	0538-30-6100
84	特別養護老人ホーム豊田一空園	東原207-1	0538-36-5115
85	豊田一空園デイサービスセンター	東原207-1	0538-36-5115
86	豊田一空園短期入所生活介護	東原207-1	0538-36-5115
87	デイサービスアクティブまどか	東原550-1	0538-86-3916
88	グループホーム笑円	富丘134	0538-35-7111
89	ニチイケアセンター磐田	富丘916-1	0538-21-2652
90	デイサービス和ごころ一言	一言2690-2	0538-37-3565
91	デイサービスりんご	気子島451-2	0538-36-9090
92	磐南中央病院通所リハビリテーション事業所	気子島978	0538-39-6770
93	特別養護老人ホーム豊田ゆうあいの里	下万能700	0538-39-3370
94	豊田ゆうあいの里デイサービス	下万能700	0538-39-3370
95	豊田ゆうあいの里短期入所生活介護事業所	下万能700	0538-39-3370

(2) 障害者施設

No.	名称	所在地	電話番号
1	知的障害者更生施設緑ヶ丘学園	見付4763-1	0538-32-9800
2	学舎いろいろ (いろいろ)	見付5883-5	0538-39-6377
3	ひまわりの華	中泉2032	0538-84-9916
4	共同生活援助 あしたば	中泉2270-18	0538-33-8083
5	ベストフレンズ	二之宮1259-1	0538-39-1611
6	共同生活援助 汐風	二之宮1336-3	0538-35-6815

No.	名称	所在地	電話番号
7	さんぼ	今之浦2-9-3	0538-39-1177
8	共同生活援助 日和	千手堂950-1	0538-58-2326
9	聖隷チャレンジ工房磐田	上岡田1079-1	0538-31-3002
10	おおふじ学園	大久保204-1	0538-38-2278
11	あおば寮	大久保459-7	0538-38-3003
12	県立磐田学園	西貝塚3577-1	0538-32-2108
13	蜻蛉寮	西貝塚3781-2	0538-32-7121
14	生活介護 そるとぼっと	西之島5-1	0538-21-3883
15	こぼんほうすさくら磐田城之崎教室	城之崎3-7-8	0538-33-3339
16	アソベル東新町	東新町1-2-3	0538-86-6877
17	第2蜻蛉寮	三ヶ野台23-6	0538-32-7121
18	ライフサイズステーションあまね	福田329-1	0538-84-7847
19	ソーシャルインクルーホーム磐田福田	福田625-2-1	0538-31-6800
20	ハッピーホーム	福田691-1	0538-58-0953
21	知的障害者更生施設はまぼう	福田4396-1	0538-58-2362
22	知的障害者授産施設セルフ松ぼっくり（主たる事業所）	福田4771-1	0538-55-1531
23	たんぼぼ共同作業所	福田中島138	0538-58-1541
24	共同生活援助 みぎわ	福田中島3577-1	0538-55-3939
25	生活介護 潮の香（従たる事業所）	塩新田203-1	0538-58-0230
26	生活介護 潮の香（主たる事業所）	宇兵衛新田186-1	0538-55-3761
27	福寿荘短期入所生活介護事業所	宇兵衛新田187	0538-58-3111
28	あにまあと	大原2879-2	0538-31-3381
29	知的障害者授産施設セルフ松ぼっくり（従たる事業所）	大原2879-6	0538-55-6710
30	えひめ	蛭池266-1	0538-67-8313
31	あぼがど	蛭池267-1	0538-31-3318
32	学舎いろいろ（ぼちぼち）	豊浜424-6	0538-55-0530
33	フリープラス	豊岡7063-4	0538-66-7800
34	サンサンいわた東原	東原639-4	0538-34-8120
35	ALSIA	見付1333番地 7	090-9893-5374
36	すずなりカレッジ磐田校	見付3070-1 エミネンス賀茂川202	0538-31-5115
37	こだまのいえ見付	見付1120番地20号	053-447-1669

(3) 児童福祉施設

No.	名称	所在地	電話番号
1	放課後デイサービスひまわり磐田駅前校	中泉589-6	0538-74-7070
2	こどもサポート教室「きらり」磐田校	今之浦3-10-5	0538-86-4143
3	ほっぷ国府台	国府台38-5	0538-84-9032
4	EAC第2事業所	二之宮1332-7	0538-31-3066
5	放課後デイサービスひまわり磐田南校	千手堂888-1	0538-32-3111

No.	名称	所在地	電話番号
6	聖隷こども発達支援センターかるみあ	上岡田1079-1	0538-30-7551
7	聖隷放課後児童クラブはなえみ磐田	上岡田1079-1	0538-31-3006
8	聖隷ぴゅあセンター磐田	上岡田1079-1	0538-30-7551
9	おおふじ学園	大久保204-1	0538-38-2278
10	こばんはうすさくら磐田城之崎教室	城之崎3-7-8	0538-33-3339
11	アソベル東新町	東新町1-2-3	0538-86-6877
12	あにまあと	大原2879-2	0538-31-3381
13	るびなすスクール駒場	駒場1644-14	0538-30-6977
14	まめの木	岡918-1	0538-30-6340
15	アソベル磐田	富丘960-1	0538-30-7968
16	アソベル東新町	東新町1-2-3	0538-86-6877
17	トラス福田西	磐田市一色2番地	0538-31-2188
18	竹の子クラブいわた	磐田市中泉3300-7	0538-39-1188
19	バディ保育園	見付1972-2	0538-37-6033
20	バディ幼稚舎	見付2179-1	0538-37-5854
21	磐田北保育園	見付2367-1	0538-32-2807
22	いずみ保育園	見付2693	0538-36-6357
23	いずみ第三保育園	見付5018-5	0538-39-1050
24	ハッピー第2保育園	富士見台4-3	0538-86-5550
25	中泉保育園	中泉2414-1	0538-33-3400
26	ひよこ保育園	国府台25-2	0538-30-6881
27	こうのとり保育園	国府台84-3	0538-32-4732
28	二之宮保育園	二之宮962-1	0538-32-3460
29	磐田のびやか保育園	二之宮東9-4	0538-84-6653
30	遠鉄グループ保育園いわた	鳥之瀬228-4	0538-37-5811
31	はあとふる保育園	豊島1493-1	0538-36-1365
32	磐田市立総合病院こすもす保育園	大久保419-9	0538-38-5038
33	太平工業㈱「CRECHE DONGURI」	岩井1935-2 コーポれんげ内	090-8674-4157
34	コレジオ アプレンジス	西貝塚787-3	0538-37-5870
35	西貝保育園	西貝塚3037	0538-32-3975
36	日本たばこ産業㈱東海工場保育所	西之島78-3	0538-35-5111
37	いずみ第二保育園	城之崎1-2354-2	0538-35-3326
38	新貝ひよこ保育園	新貝2037-1	0538-31-2600
39	ベアキッズらんど	東貝塚1342-2	0538-30-6160
40	DEUS NO COMANDO (デウスノコマンド)	稗原403-1	090-9246-3026
41	ハレルヤ託児所	東新屋67	090-2265-5746
42	聖隷こども園こうのとり東	東新屋271-3	0538-35-8567
43	風の森保育園	三ヶ野1169	0538-86-6000
44	ヤマハ発動機事業所内託児施設わいわいランド	明ヶ島原13-7	0538-32-9743

No.	名称	所在地	電話番号
45	福田こども園	福田中島55	0538-55-2323
46	子育てセンターみなみしま	南島164-1	0538-55-6255
47	シ・イ・ソヒデ・デ・クリアンサ磐田校	岡913-1	090-2576-6305
48	竜洋東こども園	中平松30-4	0538-66-2907
49	J A遠州中央 ときめき保育園	豊田146-3	0538-35-0101
50	あいむ保育園	加茂395	0538-30-6100
51	子育てセンターとみがおか	富丘162-1	0538-35-2524
52	ハッピー保育園	富丘774-1	0538-30-7738
53	リーザプレスクール	一言1490	0538-24-7870
54	チアホーザ	一言3592	0538-36-3225
55	りんご保育園	気子島490-1	0538-33-4152
56	さんくすピッピー保育園	宮之一色355	0538-24-8885
57	のびやか Well-Being保育園	下万能711-1	0538-35-3777
58	聖隷こども園こうのとり豊田	下本郷1055	0538-35-2523
59	のっぼ保育園	見付1204	0538-31-8787

(4) 子育て支援施設

No.	名称	所在地	電話番号
1	子育て支援センター「にっこにこ」	国府台57-7	0538-31-0115
2	子育て支援センター「エンジェル」	国府台84-1	0538-32-4732
3	子育て支援総合センター「のびのび」	上大之郷51	0538-37-4102
4	子育て支援センター「こどもの森」	城之崎1-2-13	0538-36-1311
5	子育て支援センター「ふわっと」	福田中島55	0538-58-1566
6	子育て支援センター「ほのぼの」	南島164-1	0538-55-6171
7	子育て支援センター「こどもの家」	岡783-1	0538-66-9000
8	子育て支援センター「ぼっけ」	富丘162-1	0538-35-2546
9	子育て支援センター「たっち」	新貝1926-1	0538-30-6110

12 UPZ内の学校等

(1) 幼稚園、こども園

No.	名称	所在地	電話番号
1	磐田北幼稚園	見付2353-1	0538-32-3450
2	富士見幼稚園	富士見町1-4-4	0538-32-0751
3	磐田なかよしこども園	中泉2522-2	0538-35-5644
4	磐田聖マリア幼稚園	国府台54-3	0538-32-5334
5	磐田南幼稚園	千手堂1075	0538-32-4316
6	長野幼稚園	小島362-2	0538-34-5813
7	龍の子幼稚園	前野2575	0538-35-5144
8	向笠幼稚園	向笠竹之内397-13	0538-38-0456
9	東部幼稚園	東貝塚205-1	0538-32-0718
10	田原幼稚園	三ヶ野936-1	0538-35-3505
11	豊田東幼稚園	高見丘65	0538-32-5279
12	青城こども園	中田610	0538-32-6739

(2) 小学校

No.	名称	所在地	電話番号
1	磐田北小学校	見付2352	0538-32-6168
2	富士見小学校	富士見町4-9-5	0538-36-0770
3	磐田中部小学校	中泉1203-2	0538-32-5101
4	磐田西小学校	中泉2522-2	0538-32-2275
5	磐田南小学校	千手堂1356-1	0538-32-2553
6	長野小学校	小島736	0538-32-5437
7	向笠小学校	向笠竹之内391-6	0538-38-0390
8	東部小学校	東貝塚206	0538-32-2490
9	田原小学校	三ヶ野1030-1	0538-32-5445
10	福田小学校	下太380	0538-55-2129
11	豊浜小学校	豊浜9	0538-55-2570
12	竜洋東小学校	中平松23	0538-66-2034
13	豊田東小学校	高見丘57	0538-37-0621
14	青城小学校	中田55	0538-35-4128
15	豊田北部小学校	加茂243	0538-32-3857

(3) 中学校

No.	名称	所在地	電話番号
1	磐田東中学校高等学校	見付180-5	0538-32-6118
2	城山中学校	見付263-3	0538-32-6108
3	磐田第一中学校	国府台39-1	0538-32-6101

No.	名称	所在地	電話番号
4	向陽中学校	向笠竹之内1162-2	0538-38-0339
5	南部中学校	野箱32	0538-35-7575
6	神明中学校	鎌田2262-74	0538-32-4644
7	福田中学校	福田中島3753-1	0538-55-2101
8	竜洋中学校	豊岡4473-8	0538-66-2324
9	豊田中学校	加茂243	0538-32-4637

(4) 放課後児童クラブ

No.	名称	所在地	電話番号
1	磐田北小学校第1児童クラブ	見付2385-10 (見付交流センター)	080-8269-0099
2	磐田北小学校第2児童クラブ	見付2352 (磐田北小学校)	090-2346-8056
3	磐田北小学校第3児童クラブ	見付2352 (磐田北小学校)	080-1584-8893
4	磐田北小学校第4児童クラブ	見付2352 (磐田北小学校)	080-8979-9442
5	磐田北小学校第5児童クラブ	見付2352 (磐田北小学校)	090-7915-8071
6	富士見小学校第1児童クラブ	富士見町4-9-6 (富士見小学校)	080-1607-9782
7	富士見小学校第2児童クラブ	富士見町4-9-6 (富士見小学校)	090-3153-7666
8	富士見小学校第3児童クラブ	富士見町3-7-10 FUJI (借家)	090-7670-2083
9	磐田中部小学校第1児童クラブ	中泉1203-2 (磐田中部小学校分教室)	090-5616-5577
10	磐田中部小学校第2児童クラブ	中泉1203-2 (磐田中部小学校分教室)	080-2618-5398
11	磐田中部小学校第3児童クラブ	中泉1203-2 (磐田中部小学校分教室)	080-8979-9443
12	磐田西小学校第1児童クラブ	中泉2404-1 (中泉交流センター)	090-5850-1877
13	磐田西小学校第2児童クラブ	中泉1203-2 (磐田中部小学校分教室)	080-2653-9263
14	磐田西小学校第3児童クラブ	中泉2522-2 (磐田西小学校)	080-2632-7932
15	磐田南小学校第1児童クラブ	千手堂1356-1 (磐田南小学校)	080-1580-3059
16	磐田南小学校第2児童クラブ	千手堂1088-1 (旧農協天竜支店)	090-7959-0532
17	磐田南小学校第3児童クラブ	千手堂1088-1 (旧農協天竜支店)	080-2632-7931
18	長野小学校第1児童クラブ	小島736 (長野小学校)	090-5600-7711
19	長野小学校第2児童クラブ	小島736 (長野小学校)	080-8979-9444
20	向笠小学校児童クラブ	向笠竹之内391-6 (向笠小学校)	090-5600-8388
21	東部小学校第1児童クラブ	鎌田1876 (御厨交流センター)	080-1585-1440
22	東部小学校第2児童クラブ	東貝塚206 (東部小学校)	080-1607-9759
23	東部小学校第4児童クラブ	東貝塚206 (東部小学校)	090-5618-5788
24	東部小学校第5児童クラブ	東貝塚206 (東部小学校)	090-2949-1471
25	田原小学校第1児童クラブ	三ヶ野20-3 (旧農協田原支店)	080-8252-5226
26	田原小学校第2児童クラブ	三ヶ野1030-1 (田原小学校)	080-1607-9764
27	福田小学校第1児童クラブ	下太380 (福田小学校)	080-2649-8119
28	福田小学校第2児童クラブ	下太380 (福田小学校)	090-7959-1163
29	福田小学校第3児童クラブ	下太380 (福田小学校)	080-1607-9769
30	豊浜小学校児童クラブ	豊浜9 (豊浜小学校)	080-1607-9772

No.	名称	所在地	電話番号
31	竜洋東小学校児童クラブ	中平松23 (竜洋東小学校)	090-2949-1470
32	豊田東小学校第1児童クラブ	高見丘57 (豊田東小学校)	090-4796-7647
33	豊田東小学校第2児童クラブ	高見丘57 (豊田東小学校)	090-7039-2247
34	青城小学校第1児童クラブ	中田55 (青城小学校)	090-7048-7596
35	青城小学校第2児童クラブ	中田55 (青城小学校)	080-8979-9445

(5) その他の教育施設

No.	名称	所在地	電話番号
1	袋井特別支援学校磐田見付分校	見付2031-2	0538-39-1800
2	県立浜松特別支援学校磐田分校	西貝塚3577-1	0538-34-6117
3	オブジェチーボ学習教室	一言3592	

13 用語集

あ

安定ヨウ素剤

放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。



屋内退避

原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばくおよび放射性物質の吸入を低減するため家屋内等に退避すること。

屋内退避は、通常の生活行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建物の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すれば防護対策上有効な方法である。

オフサイトセンター(緊急事態応急対策等拠点施設)

原子力緊急事態が発生した場合に、現地において、政府原子力災害現地対策本部や静岡県および市町の災害対策本部などが、原子力災害合同対策協議会を組織し情報を共有しながら、連携のとれた応急対策を講じていくための拠点。

事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかの班が、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、政府原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各班がとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。

か

外部被ばく

人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、放射線を体外から受けることを外部被ばくという。

確定的影響

「一定量の放射線を受けると、必ず影響が現れる」現象をいう。受けた放射線の量が多くなるほど、その影響度（障害）も大きくなる。確定的影響は数多くの細胞が放射線によって傷ついたときに生じ、毛が抜けたり、白内障になったりという障害が発生する。

確率的影響

一定量の放射線を受けたとしても、必ずしも影響が現れるわけではなく、「放射線を受ける量が多くなるほど影響が現れる確立が高まる」現象をいう。しきい値がないと仮定する影響である。

緊急時モニタリング

原子力発電所で異常事態が発生し、施設外へ放射性物質が大量に放出されたとき、またはその恐れがあるときに、施設周辺環境の放射線及び放射性物質に関する情報を迅速に得るために緊急に実施されるモニタリングである。

空間放射線量率

目標とする空間の単位時間当たりの放射線量を空間線量率という。放射線の量を物質が放射線から受けたエネルギー量で測定する場合、線量率の単位は Gy/h（グレイ/時）で表す。空気吸収線量率ともいい、表示単位は一般的に nGy/h（ナノグレイ/時）及び μ Sv/h（マイクロシーベルト/時）である。

グレイ（Gy）

放射線のある物質に当てた場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。1グレイは、放射線を受けた物体1キログラムあたり1ジュールのエネルギーを吸収したことに相当する。この単位は放射線や物質の種類によらず適用されるもので、放射線が物質（人体を含む）に与える影響を評価するときの基本的な物差しになる。

原子力規制庁

環境省の外局である原子力規制委員会の事務局。具体的には、原子力規制委員会の事務を担当する各課と緊急事態対策監及び原子力地域安全統括監、審議官が置かれている。原子力安全規制、核セキュリティ、核不拡散の保障措置、放射線モニタリングなどを一元的に行う。

原子力緊急事態宣言

原子力緊急事態が発生した場合、原災法第15条に基づき、内閣総理大臣により行われる以下の公示のこと。

- ①原子力緊急事態発生した旨
- ②緊急事態応急対策を実施すべき区域
- ③原子力緊急事態の概要
- ④緊急事態応急対策実施区域の区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体などに対し、周知させるべき事項

原子力災害現地対策本部

原災法第17条第8項により、原子力災害対策本部長の判断で現地に原子力災害対策本部の事務の一部として事故・事象の情報収集、地方公共団体等との連絡・調整等を行う組織として設置される組織。第12条第1項の規定により指定された緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に設けられる。原災法第15条の原子力緊急事態宣言後に、事故現地対策本部から移行される組織。

原子力災害合同対策協議会

原災法第23条により、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報共有及び応急対策等を協議する組織である。

原子力災害対策指針

原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策を円滑に実施するために定めた指針。国民の生命及び身体の安全を確保することが、最も重要であるとの観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を、最小限に抑える防護措置を確実なものとするを目的としている。この目的を達成するため、この指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めている。この指針の対象は、炉規法に規定された原子力施設（原災法の対象となるものに限る。）の原子力災害及び核物質等の輸送時の原子力災害とする。

さ

シーベルト (Sv)

人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、さらに人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」がある。

スクリーニング

避難所等に収容された周辺住民等の被ばくの程度を放射性物質による汚染の有無、被ばく線量の測定などにより評価、判定し、必要な処置を行うために、ふるいわけすること

除染

身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去するあるいは付着した量を低下させることを除染という。除染対象物によりエリアの除染、機器の除染、衣料の除染、皮膚の除染などに分けられる。物の除染には浸漬、洗浄、研磨などが行われ、除染剤には合成洗剤、有機溶剤などが用いられる。また、身体の皮膚の汚染には、中性洗剤、オレンジオイルなどが用いられる。

政府原子力災害対策本部

原子力災害時に臨時に内閣府に設置される本部。原災法第16条により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を総合的見地から迅速、的確かつ効果的に推進するため、閣議にかけて、臨時に内閣に設置される。内閣総理大臣が本部長を努める。

線量

吸収線量、実効線量などの総称。

な

内部被ばく

人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、身体内に取込んだ放射性物質に起因する特定臓器・組織の被ばくを内部被ばくという。放射性物質を体内に取込む経路には、放射性物質を含む空気、水、食物などの吸入摂取、経口摂取、経皮摂取がある。

は

半減期

放射性物質が減っていく速さで、元の半分になるまでの時間。半減期の長さは放射性物質により固有のもので、温度や圧力など外界の影響を受けない。（例：プルトニウム239 24,000年・セシウム137 30年・ストロンチウム90 29年・セシウム134 2.1年 ヨウ素 8日）

避難退域時検査

原子力発電所から31km圏外の検査場所で実施し、車両、乗員の代表者、乗員全員、携行物品に対して段階的に被ばく・汚染状態について検査を行う。各検査において表面の汚染が基準値以下の場合、そのまま避難所へ向かう。

各検査の結果、表面の汚染が基準値を超過した場合、簡易除染を行う。簡易除染を行っても表面の汚染が基準値以下にならない方は、除染が行える機関へ向かい、基準値以下にならない携行物品は検査場所で一時保管することになる。



被ばく

放射性物質から放出される放射線を受けること。

被ばく医療

拠点病院（磐田市立総合病院等）に、患者の除染を行う専用の病室や放射線量を測定装置が設置され、事故時に組織される「原子力災害医療派遣チーム」による治療を受ける。

被ばく経路

原子力施設から放出される放射性物質が直接または間接的に人の放射線被ばくをもたらす経路を被ばく経路という。大気中に放出された放射性物質からのガンマ線またはベータ線により外部被ばくをもたらす。また、放射性物質を含む空気の吸入、汚染した農作物などの摂取により内部被ばくをもたらす。大気中に放出された放射性物質から人への被ばく経路のうち、緊急時の早期の段階での主要な被ばく経路は、放射性プルームからの直達放射線と呼吸による放射性物質の体内への取込みである。また、放射性物質が牧草や葉菜に沈着し、その牧草を食べた乳牛の牛乳を飲んだり、汚染した葉菜を採取して人間が被ばくする。

福祉避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人たちの為に、何らかの特別な配慮がされた避難所。

ベクレル (Bq)

放射能の能力を表す単位のこと。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ。

放射性物質

放射線を出す物質。セシウム137やストロンチウム90と呼ばれる物質が放射性物質である。

放射性プルーム

気体状あるいは粒子状の放射性物質が、大気とともに雲のように流れる状態を放射性プルームという。原子力災害では、放射線プルームの方向を避けるように避難するのが防災上効果的である。

放射性ヨウ素

原子力発電所の事故では、最も注目される放射性核種で、ヨウ素-131（半減期 8.06 日）、ヨウ素-133（半減期 20.8 時間）は、ウランの核分裂によって生成される。

放射線

ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで加工器など

で人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。

放射能

放射線を出す能力のこと。1秒間にどれくらい放射線を出すことが出来るかを表す。

ま

モニタリング

サンプリング、放射線モニタ等により、放射性物質濃度等を測定及び監視することをいう。（文部科学省指針）

や

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を必要とする人

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援が必要な人

予測線量

予測線量とは、放射性物質または放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のことである。個々の住民が受ける実際の線量とは異なるものである。予測線量は、状況の推移とともに変更されることを考慮する必要がある。緊急時における予測線量の推定を行うに当たっては、予測線量分布図などを有効に利用しつつ、空間放射線量率の実測結果と併せて総合的に判断することが望ましい。

A-Z

EAL : (Emergency Action Level)

緊急時活動レベル

原子力発電所で事故が発生した場合、その緊急事態の程度によって、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用などの防護対策の実施を判断する必要がある。原子力災害対策指針では、緊急事態を以下の3つに区分している。

①警戒事態 (AL : Alert)

その時点では公衆への放射線による影響や、そのおそれが救急のものではないが、原子力施設における異常事態の発生又はそのおそれがある段階

(例) 使用済燃料貯蔵槽水位の一定水位までの低下、原子力事業所所在市町村における震度6弱以上の地震等の自然災害 等

②施設敷地緊急事態 (SE : Site-area Emergency)

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

(例) 非常用炉心冷却装置等作動を要する原子炉冷却材漏洩発生時に、高圧又は低圧のものによる原子炉への注水が直ちに不能・30分以上継続する全交流電源喪失 等

③全面緊急事態 (GE : General Emergency)

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

(例) 非常用炉心冷却装置等作動を要する原子炉冷却材漏洩発生時に、全ての非常用炉心冷却装置等による原子炉への注水が直ちに不能 等

EMC : (Emergency Monitoring Center)

緊急時モニタリングセンター

国、地方公共団体及び原子力事業者が連携した緊急時モニタリングを行うために、国は原子力施設立地地域に、緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターの体制を準備する。緊急時モニタリングセンターは、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関の要員で構成され、原則としてオフサイトセンターに整備される。

I A E A : (International Atomic Energy Agency)

国際原子力機関

原子力の平和利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することを目的とする。

O I L : (Operational Intervention Level)

運用上の介入レベル

放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

P A Z : (Precautionary Action Zone)

予防的防護措置を準備する区域

急速に進展する事故においても重篤な確定的影響等を回避するため、EALに基づき、直ちに避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

原子力災害対策指針では、この区域の範囲の目安を「原子力施設から概ね5 km」としている。

U P Z : (Urgent Protective action planning Zone)

緊急防護措置を準備する区域

放射線の確定的影響を低減するために、EAL（緊急時活動レベル）や放射性物質の放出後においてはOIL（環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル）に基づき、早期に段階的避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、避難計画やモニタリングなどの防災対策を重点的に準備する区域。

原子力災害対策指針では、この区域の範囲の目安を「原子力施設から概ね5～30 km」としている。